

温泉地域研究

第 33号

2019年 9月

論文

- 鉱泉・温泉関係の群馬県行政文書における綴、簿冊名と主務部課の変遷
 田ノ上和宏 (1)
 静岡県の共同湯の現況と歴史、その特色 石川理夫・赤池勇治 (13)
 ベスト・ワースト・スケーリングによる温泉地への期待に関する定量分析
 - 玉造温泉宿泊者を対象として - 古安理英子・赤沢克洋 (25)
 加賀山代温泉における「菖蒲湯祭」の実態-「入湯式」の儀式を中心に-
 白田依里佳 (37)

研究ノート

- 宗長の日記・紀行から見る室町時代の潮湯と温泉の考察 進藤和子 (49)

温泉裁判例研究

- 土地取引と温泉権の帰趨 土井智雄 (55)

シンポジウム

- 梅ヶ島温泉郷と静岡市の温泉振興 (59)

書評

- アレックス・カー／清野由美著：『観光亡国論』 関谷大輝 (67)

温泉地情報

- 北海道登別温泉の現状と入湯税の使途の課題 高橋祐次 (68)
 長野県上田市真田地区の魅力的な温泉群 澤田陽介 (70)

- 学会意見表明 (72)
 学会記事 (74)

日本温泉地域学会

鉱泉・温泉関係の群馬県行政文書における綴、 簿冊名と主務部課の変遷

Transition of File & Book Name and Competent Department about Gunma Prefecture Administrative Documents of Hot Springs and Spas

田ノ上 和宏*
Kazuhiro TANOUE

キーワード：行政文書 (administrative documents) ・群馬県 (Gunma prefecture) ・
行政 (administration) ・温泉 (hot spring)

1 はじめに

従来鉱泉地・温泉地の行政¹⁾は開発を規制・調整する主体と見なされていた。武田(1942)²⁾川島ほか(1964)³⁾や高柳(2006)⁴⁾(2007)⁵⁾の議論で規制・調整の強弱は論じられてきたが、実際どの部課がその行政を担当してきたかはほとんど論じられてこなかった。戦前は府県、警察が担当したとしている。

しかし高橋(2010)⁶⁾は明治初期、鉱泉行政は衛生行政で行われたことを指摘している。また山村(1998)⁷⁾は1938年に温泉行政は厚生省に移されたことを指摘している。

高橋(2010)、山村(1998)からも明らかなどおり、戦前、実際は警察以外の部課も鉱泉・温泉行政を担当してきた。従来の研究は、明治以降から戦前まではいずれも府県、警察によって鉱泉・温泉行政が行われたとしている。しかし、これらの研究では行政を担当していた府県の行政文書はほとんど扱われていない。関戸(2007)⁸⁾(2018)⁹⁾や田ノ上(2010)¹⁰⁾で個別の文書が取り上げられるのみだった。その文書群全体はいまだ研究対象になっていない。

よって本稿では、この文書群¹¹⁾を用いて、鉱泉・温泉行政の主務部課を明らかにしていく。この際、鉱泉・温泉関係の行政文書の綴、簿冊名の変遷に着目する。またその文書の主務部課を明らかにする。そして、鉱泉・温泉

行政の担い手の変遷と姿勢を論じていく。

なお、対象地域の選定理由と、対象時期は以下の通りである。

表1 県別鉱泉数(明治19年)

| 鉱泉数 順位 | 県 | 鉱泉数 | 鉱泉数 順位 | 県 | 鉱泉数 |
|-----------|-----|-----|-----------|-----|-----|
| 1 | 福島 | 86 | 18 | 岡山 | 13 |
| 2 | 鹿児島 | 69 | 19 | 愛媛 | 12 |
| 3 | 新潟 | 61 | 19 | 島根 | 12 |
| 4 | 秋田 | 50 | 19 | 富山 | 12 |
| 5 | 大分 | 47 | 20 | 神奈川 | 11 |
| 6 | 群馬 | 41 | 21 | 愛知 | 10 |
| 7 | 青森 | 40 | 22 | 福岡 | 9 |
| 8 | 熊本 | 39 | 22 | 三重 | 9 |
| 9 | 山形 | 35 | 22 | 札幌 | 9 |
| 10 | 函館 | 33 | 23 | 鳥取 | 8 |
| 10 | 長野 | 33 | 24 | 高知 | 7 |
| 11 | 和歌山 | 30 | 24 | 広島 | 7 |
| 12 | 静岡 | 28 | 25 | 大阪 | 5 |
| 12 | 宮城 | 28 | 25 | 山口 | 5 |
| 13 | 山梨 | 27 | 26 | 京都 | 4 |
| 14 | 岐阜 | 24 | 26 | 佐賀 | 4 |
| 14 | 兵庫 | 24 | 26 | 千葉 | 4 |
| 15 | 栃木 | 23 | 27 | 長崎 | 3 |
| 16 | 宮崎 | 16 | 28 | 埼玉 | 2 |
| 17 | 石川 | 14 | 29 | 福井 | 1 |
| 17 | 茨城 | 14 | 30 | 根室 | 0 |
| 18 | 岩手 | 13 | | 計 | 922 |

註)内務省衛生局編 1886..『日本鉱泉論』上巻・中巻・下巻 報行社より作成。同書に記載されている鉱泉のうち、鉱泉地の所在地が記されているものを1ヶ所とした。よって源泉数とは必ずしも一致しない。なお同数の場合は同順位とし、次の順位は同順位数に抛らず次数を附した。

*富士見市立難波田城資料館 (Nanbata-jo Museum)

表2 簿冊目録掲載資料閲覧開始日一覧

| 簿冊目録名 | 掲載資料閲覧開始日 | 掲載簿冊数 |
|--------------------------------|-----------|-------|
| 群馬県行政文書簿冊目録第5集 議会図書室収蔵文書編 | 1988年5月1日 | 2 |
| 群馬県行政文書簿冊目録第6集 明治期・大正期・昭和戦前期追録 | 1993年5月 | 52 |
| 群馬県行政文書簿冊目録第7集 昭和21～30年 | 1997年5月 | 11 |
| (群馬県行政文書簿冊目録 昭和31～35年) | 2010年4月 | 4 |

(注)各簿冊目録の解題を基に作成。なお、昭和31～35年の目録は未刊行。2018年12月現在、文書館でのみ閲覧が可能。

対象地域を群馬県とする理由は次の2点である。第1に、明治期、群馬県は全国的にみても鉱泉数の多い県だったという点である。表1のとおり、1886年に出版された『日本鉱泉誌』¹²⁾で、地番が書かれている鉱泉数に基づくと群馬県は全国で6番目に鉱泉が多い。このことから群馬県では、一定の鉱泉に関する行政が行われていたと推測される。

第2に鉱泉行政を調査するにあたって、鉱泉・温泉関係の行政文書の残存状況を考慮した。表1の群馬県より鉱泉の多い県のうち、調査の中で明治大正期の鉱泉・温泉関係の行政文書の存在を確認できたのは群馬県のみだった¹³⁾。なお分析対象時期は、文書が残存している1876(明治9)年から1965(昭和40)年とした。これにより近代から戦後までの鉱泉・温泉行政の担い手を明らかにすることが可能となる。

2 群馬県立文書館が所蔵する鉱泉・温泉関係の行政文書について

群馬県立文書館は1982年4月1日に設立され、11月1日に開館した。開館後、行政文書を、明治期から昭和戦前期へと時代順に公開していった。

文書館は、これらの行政文書を整理公開していく間も毎年度、新たな文書を受け入れている。開館以前に受け入れられた行政文書が、昭和戦前期まで整理され公開された後、開館後に受け入れられた文書群も新たに整理されていく¹⁴⁾。

そして、簿冊目録「議会図書室収集文書編」、「明治期・大正期・昭和戦前期追録」、「昭

和21年～30年」が刊行される。これらの目録が公開される過程で、鉱泉・温泉関係の行政文書も公開された。それぞれの目録に含まれる「鉱泉」「温泉」の語を含む簿冊の数は表2の通りである。

次頁以下の表3-1、3-2は文書館の所蔵する鉱泉・温泉関係の行政文書一覧である。

文書館の鉱泉・温泉関係の行政文書は、文書館が文書を分冊する前の冊数で41冊、分冊後の冊数で69冊ある。分冊では綴の厚さを揃えている。よって、分冊数からはおよその文書の量が推測できる。また、分冊する前の冊数からは綴、簿冊¹⁵⁾の冊数が把握できる。時代ごとにみても、分冊前の綴、簿冊で、明治期8冊、大正期4冊、昭和期29冊となっている。次に分冊数で見ると、明治期9冊、大正期6冊、昭和期54冊となる。昭和期の文書がよく残存しているが、明治期の文書も、大正期のものより多く、比較的残存しているといえよう。

また、昭和恐慌期(1930〔昭和5〕～1932年)の間も文書が多い特徴がある。文書の主務部課の比で見ると、分冊したもので、衛生課1冊、第二部衛生課3冊、内務部第三課1冊、警察部衛生課45冊、教育民生部衛生課2冊、衛生部公衆保健課1冊、衛生部公衆衛生課8冊、衛生民生部薬務課7冊、不明1冊となっている。つまり、大半の鉱泉・温泉関係の行政文書は警察部衛生課によるものである。一方で、その前後に異なる部課が主務部課として見出せることが本文書群の特徴である。

表3-1 群馬県立文書館行政文書 鉱泉・温泉関係簿冊一覧

| 掲載 目録 | 簿冊数 | | 簿冊番号 | 分冊 番号 | 所属年 | 表題 | 主務部課名 |
|----------|----------|-----------|----------|----------|------------|--------------------|--------|
| | 原簿 冊数 | 公開 簿冊数 | | | | | |
| 5 | 1 | 1 | 議2202 | | 明治16年 | 群馬県温冷泉分析 並医治効能調 | (衛生課) |
| 6 | 2 | 2 | 知84A3492 | | 明治9～21年 | 磯部鉱泉書類 | 第二部衛生課 |
| 6 | 3 | 3 | 知84A3493 | | 明治18～24年 | 伊香保鉱泉場改良出願 | 内務部第三課 |
| 6 | 4 | 4 | 知84A3495 | | 明治20年 | 鉱泉書類 | 第二部衛生課 |
| 6 | 5 | 5 | 知84A3496 | | 明治21年 | 鉱泉書類 | 第二部衛生課 |
| 6 | 6 | 6 | 知84A3497 | 1/2 | 明治33～40年 | 鉱泉 | 警察部衛生課 |
| 6 | | 7 | 知84A3497 | 2/2 | 明治33～40年 | 鉱泉 | 警察部衛生課 |
| 6 | 7 | 8 | 知84A3498 | | 明治41～44年 | 鉱(温) 泉台帳 | |
| 6 | 8 | 9 | 知84A3499 | | 明治44～45年 | 鉱泉 甲 | 警察部衛生課 |
| 6 | 9 | 10 | 知84A3500 | | 大正4年 | 鉱泉調査書類 | 警察部衛生課 |
| 6 | 10 | 11 | 知84A3501 | | 大正4～9年 | 鉱泉 甲 | 警察部衛生課 |
| 6 | 11 | 12 | 知84A3502 | | 大正5年 | 草津温泉二関スル参考 | 警察部衛生課 |
| 6 | 12 | 13 | 知84A3503 | 1/3 | 大正10～14年 | 温泉 甲 | 警察部衛生課 |
| 6 | | 14 | 知84A3503 | 2/3 | 大正10～14年 | 温泉 甲 | 警察部衛生課 |
| 6 | | 15 | 知84A3503 | 3/3 | 大正10～14年 | 温泉 甲 | 警察部衛生課 |
| 6 | 13 | 16 | 知84A3504 | | 大正14～昭和11年 | 深津大室温泉問題 関係書類 | 警察部衛生課 |
| 6 | 14 | 17 | 知84A3505 | 1/3 | 大正15～昭和2年 | 温泉 | 警察部衛生課 |
| 6 | | 18 | 知84A3505 | 2/3 | 大正15～昭和2年 | 温泉 | 警察部衛生課 |
| 6 | | 19 | 知84A3505 | 3/3 | 大正15～昭和2年 | 温泉 | 警察部衛生課 |
| 6 | 15 | 20 | 知84A3506 | 1/2 | 昭和4年 | 温泉 甲 | 警察部衛生課 |
| 6 | | 21 | 知84A3506 | 2/2 | 昭和4年 | 温泉 甲 | 警察部衛生課 |
| 6 | 16 | 22 | 知84A3507 | 1/4 | 昭和5年 | 温泉 甲 | 警察部衛生課 |
| 6 | | 23 | 知84A3507 | 2/4 | 昭和5年 | 温泉 甲 | 警察部衛生課 |
| 6 | | 24 | 知84A3507 | 3/4 | 昭和5年 | 温泉 甲 | 警察部衛生課 |
| 6 | | 25 | 知84A3507 | 4/4 | 昭和5年 | 温泉 甲 | 警察部衛生課 |
| 6 | 17 | 26 | 知84A3508 | 1/5 | 昭和6年 | 温泉 甲 | 警察部衛生課 |
| 6 | | 27 | 知84A3508 | 2/5 | 昭和6年 | 温泉 甲 | 警察部衛生課 |
| 6 | | 28 | 知84A3508 | 3/5 | 昭和6年 | 温泉 甲 | 警察部衛生課 |
| 6 | | 29 | 知84A3508 | 4/5 | 昭和6年 | 温泉 甲 | 警察部衛生課 |
| 6 | | 30 | 知84A3508 | 5/5 | 昭和6年 | 温泉 甲 | 警察部衛生課 |
| 6 | 18 | 31 | 知84A3509 | 1/3 | 昭和7年 | 温泉 甲 | 警察部衛生課 |
| 6 | | 32 | 知84A3509 | 2/3 | 昭和7年 | 温泉 甲 | 警察部衛生課 |
| 6 | | 33 | 知84A3509 | 3/3 | 昭和7年 | 温泉 甲 | 警察部衛生課 |
| 6 | 19 | 34 | 知84A3510 | 1/2 | 昭和8年 | 温泉 甲 | 警察部衛生課 |
| 6 | | 35 | 知84A3510 | 2/2 | 昭和8年 | 温泉 甲 | 警察部衛生課 |
| 6 | 20 | 36 | 知84A3511 | 1/3 | 昭和9年 | 温泉 | 警察部衛生課 |
| 6 | | 37 | 知84A3511 | 2/3 | 昭和9年 | 温泉 | 警察部衛生課 |
| 6 | | 38 | 知84A3511 | 3/3 | 昭和9年 | 温泉 | 警察部衛生課 |

表3-2 群馬県立文書館行政文書 鉱泉・温泉関係簿冊一覧(続)

| 掲載 目録 | 簿冊数 | | 簿冊番号 | 分冊 番号 | 所属年 | 表題 | 主務部課名 |
|----------|----------|-----------|----------------|----------|----------|----------------------|----------|
| | 原簿 冊数 | 公開 簿冊数 | | | | | |
| 6 | 21 | 39 | 知84A3512 | 1/2 | 昭和10年 | 温泉 | 警察部衛生課 |
| 6 | | 40 | 知84A3512 | 2/2 | 昭和10年 | 温泉 | 警察部衛生課 |
| 6 | 22 | 41 | 知84A3513 | 1/2 | 昭和10～11年 | 温泉 乙 | 警察部衛生課 |
| 6 | | 42 | 知84A3513 | 2/2 | 昭和10～11年 | 温泉 乙 | 警察部衛生課 |
| 6 | 23 | 43 | 知84A3514 | 1/3 | 昭和11年 | 温泉 | 警察部衛生課 |
| 6 | | 44 | 知84A3514 | 2/3 | 昭和11年 | 温泉 | 警察部衛生課 |
| 6 | | 45 | 知84A3514 | 3/3 | 昭和11年 | 温泉 | 警察部衛生課 |
| 6 | 24 | 46 | 知84A3515 | | 昭和11年 | 奥利根温泉関係書 | 警察部衛生課 |
| 6 | 25 | 47 | 知84A3516 | | 昭和12年 | 温泉組合規約 | 警察部衛生課 |
| 6 | 26 | 48 | 知84A3517 | 1/2 | 昭和14年 | 温泉 | 警察部衛生課 |
| 6 | | 49 | 知84A3517 | 2/2 | 昭和14年 | 温泉 | 警察部衛生課 |
| 6 | 27 | 50 | 知84A3518 | 1/2 | 昭和15年 | 温泉 | 警察部衛生課 |
| 6 | | 51 | 知84A3518 | 2/2 | 昭和15年 | 温泉 | 警察部衛生課 |
| 6 | 28 | 52 | 知84A3519 | 1/2 | 昭和17～22年 | 温泉 | 教育民生部衛生課 |
| 6 | | 53 | 知84A3519 | 2/2 | 昭和17～22年 | 温泉 | 教育民生部衛生課 |
| 7 | 29 | 54 | 知事84A3527 | | 昭和25～27年 | 温泉審議会 | 衛生部公衆保健課 |
| 7 | 30 | 55 | 知事84A3543 | 1/2 | 昭和25～29年 | 温泉関係許可綴 | 衛生部公衆衛生課 |
| 7 | | 56 | 知事84A3543 | 2/2 | 昭和25～29年 | 温泉関係許可綴 | 衛生部公衆衛生課 |
| 7 | 31 | 57 | 知事84A3541 | 1/2 | 昭和28年 | 温泉関係 伊香保陳情書 | 衛生部公衆衛生課 |
| 7 | | 58 | 知事84A3541 | 2/2 | 昭和28年 | 温泉関係 伊香保陳情書 | 衛生部公衆衛生課 |
| 7 | 32 | 59 | 知事84A3544 | | 昭和28～29年 | 温泉審議会 | 衛生部公衆衛生課 |
| 7 | 33 | 60 | 知事84A3545 | | 昭和29～33年 | 保養温泉地関係 3冊中3号 | 衛生民生部薬務課 |
| 7 | 34 | 61 | 知事84A3546 | | 昭和29～41年 | 保養温泉地関係 3冊中1号 | 衛生民生部薬務課 |
| 7 | 35 | 62 | 知事84A3547 | | 昭和30年 | 温泉関係許可綴 | 衛生部公衆衛生課 |
| 7 | 36 | 63 | 知事84A3549 | 1/2 | 昭和30～31年 | 温泉審議会 | 衛生部公衆衛生課 |
| 7 | | 64 | 知事84A3549 | 2/2 | 昭和30～31年 | 温泉審議会 | 衛生部公衆衛生課 |
| (8) | 37 | 65 | A0184A00 3551 | | 昭和31～34年 | 温泉掘さく諸届 | 衛生民生部薬務課 |
| (8) | 38 | 66 | A0184A00 3553 | | 昭和32年 | 温泉審議会 | 衛生民生部薬務課 |
| (8) | 39 | 67 | A0184A00 3562 | | 昭和34～35年 | 温泉審議会 | 衛生民生部薬務課 |
| (8) | 40 | 68 | A0181A000 5412 | | 昭和34～35年 | 温泉成分分析揭示届 (四冊中四号) | 衛生民生部薬務課 |
| 5 | 41 | 69 | 議2473 | | 昭和40年 | 第50回温泉審議会 関係資料 | 衛生民生部薬務課 |
| 総点数 | 41 | 69 | | | | | |

(注) 群馬県立文書館 1990. 『群馬県行政文書簿冊目録第5集議会図書室収蔵文書編』. 群馬県立文書館・群馬県立文書館 1994. 『群馬県行政文書簿冊目録第6集明治・大正期・昭和戦前期追録』. 群馬県立文書館・群馬県立文書館 1999. 『群馬県行政文書簿冊目録第7集昭和21～30年』. 群馬県立文書館(掲載目録の欄はそれぞれ5、6、7と表記) および文書館にて公開されている『行政文書目録昭和31～35年』(掲載目録(8)と表記)より作成。原簿冊数は、文書館で整理される以前の簿冊数、公開簿冊数は、整理された後の簿冊数である。所属年は実際の簿冊の内容を参照した。そのため簿冊目録と年が異なる場合がある。

3 綴、簿冊名の変遷

次頁の表4は綴や簿冊名を規定する規則の一覧とその内容を整理したものである。

(1) 明治期

今回最も古い、綴、簿冊の規則が、1876年の簿書編纂及図書保存条例である。この時点では、具体的な綴、簿冊の名前、保存年限も定められていない。

次の規則は、1887年の簿書保存規程である。この時点で保存年限が定められる。ただし、永年保存する文書の項目は明記がない。鉾泉に関する文書の扱いは、この時点でも確認できない。同日には庁達第34号が出る。この庁達は、これまでの文書も、1887年の簿書保存規程により保存する旨を定めている。ここには鉾泉に関する文書の規定はない。しかし、現在の簿冊の残存状況から見ると、この時点で、一部の鉾泉に関する文書は永年保存の部類に入っていた、とみなせる。

1892年の本庁文書保存規則では、文書の保存年限が定められる。加えて綴の編纂基準として類別部目が定められる。その類別部目を確認すると、衛生部の薬剤類の目の中に「鉾泉」を確認できる。つまり、1892年から、鉾泉の綴が編纂されることになった。残存している鉾泉の綴は許可指令の原議書が大半である。そのため、永年保存の文書である「請願何指令原議書(3条)」に該当すると考えられる。また、同じく永年保存の条件である「前各項ノ外後来ノ徴考例証トナルヘキ重要ノ書類(3条)」に該当する可能性もある。

この規則は、従前の文書にも、さかのぼって適用するように同年の庁達第27号で定められる。庁達では「但、引継ノ順序ハ本年度分(会計年度ニ依ルヘキモノハ二五年度分)ヲ先キニシ順次前年ニ遡ルモノトス」とされている。このことから、初期の鉾泉関係の簿冊が編纂された過程を下記のように考えられる。

まず、1892年の本庁文書保存規則の規定「一事ノ前後相関連スルモノハ最終ノ事件ニ

合纂シ又他ノ類目ニ交渉スルモノハ其事類ノ重キモノニ就キ編入スヘシ(16条)」により、磯部・伊香保の事例は一連の綴となされたと考えられる。文書は1892年に近いものまで綴られていた。この2点は、同年庁達第27号の規定により、1892年から順次年次を遡って、伊香保の綴は1891年、磯部の綴は1888年まで綴られた形になった。そして、最終的に簿冊にされたと考えられる。

また、この時点で、過去の文書も鉾泉という目で整理する必要があるが同年の庁達で生じる。そして編さんされたのが、1887年、1888年の「鉾泉書類」だと考えられる。

なおこの際、1892年の本庁文書保存規則「凡ソ文書ハ歴年(金銭収支簿会計上ニ属スルモノハ会計年度)ヲ以テ分界トシ第二条ノ種別ト別紙類別部目トニ拠リ判決施行ノ月日ヲ逐テ編纂スヘシ(12条)」の規定により、年次毎に綴が編さんされたと考えられる。

その後、大きな変化が起きるのが、1894年の庁達第8号、本庁文書保存規則の改正である。ここで書類別目中から衛生部類目が削除される。これは、1886年前後から行われた、衛生行政の警察への移管が影響していると考えられる。

実際、法令は、1892年の本庁文書保存規則や、それに代わり、1903年に定められた本庁文書保存規程では、警察部の文書保存は別の規則で定める、とされている。よって、簿冊名を追うには警察部・警察署・警察分署(以下警察と略す)の文書保存の規則を確認する必要が生じる。

しかし、1895年の警察の規則では、衛生に関する簿冊名に、鉾泉に関するものがない。規則では「此手續ニ於テ定メタルモノ、外特ニ簿冊ノ必要アルトキハ警察部長ニ於テ之ヲ設ルコトヲ得(12条)」と定められている。だが、実際の簿冊の残存状況を見ても、この時期は鉾泉関係の簿冊は残っていない。

警察の規則で鉾泉関係の簿冊名を確認できるのは1896年の改正の後、1899年の文書

表4 鉾泉・温泉行政に関する綴、簿冊名の変遷及び準拠法令一覧

| 制定時期 | 綴・簿冊名典拠規則 | 綴、簿冊名 | 保存年 | |
|-------------|-------------------------|-----------------------------|--|---------|
| 1876年7月20日 | 簿書編纂及図書保存条例 | 規程無し | | |
| 1887年6月10日 | 庁達第33号 簿書保存規程 | 規程無し | 六ヶ月・一年・二年・五年・七年・永年 | |
| 1887年6月10日 | 庁達第34号 | 従前の文書整理を1887年庁達第33号に基づくよう指示 | | |
| 1892年5月30日 | 庁達第25号 本庁文書保存規則 | 衛生部・薬剤類・鉾泉目 | 永年・五年・一年 | |
| 1892年6月2日 | 庁達第27号 | 従前の文書整理を明治25年庁達第25号に基づくよう指示 | | |
| 1894年2月12日 | 庁達第8号 本庁文書保存規則改正 | 衛生部が削除→警察部保安課へ | | |
| 1903年9月9日 | 庁訓第30号 本庁文書保存規程 | 鉾泉に関する項目は無し | | |
| 1895年2月27日 | 訓令甲第19号 文書保存規則(警察) | 鉾泉に関する項目は無し | | |
| 1896年6月12日 | 訓令甲第62号 文書保存規則追加(警察) | 鉾泉に関する追加項目は無し | | |
| 1899年12月28日 | 訓令甲第117号 文書整理保存規程改正(警察) | 鉾泉台帳 | 永年 | |
| | | 鉾泉 | 甲：永年。(営業其他ノ指令又ハ将来ノ例規準則トナルモノ) 乙：5年。(一時限リノモノ) | |
| 1908年2月21日 | 訓令甲第10号 文書整理保存規程改正(警察) | 鉾泉に関する追加項目は無し | | |
| 1911年12月1日 | 訓令甲第68号 文書整理保存規程改正(警察) | 鉾泉に関する追加項目は無し | | |
| 1913年5月9日 | 訓令甲第46号 文書整理保存規程改正(警察) | 鉾泉に関する改正項目は無し | | |
| 1918年1月21日 | 庁訓第3号 群馬県庁文書編纂保存規程 | 衛生部・薬剤類・鉾泉目 | 永年・十年・一年 | |
| 1923年1月16日 | 庁訓第2号 群馬県庁文書編纂保存規程一部改正 | 衛生部・保健類・鉾泉台帳目 | 永年・十年・五年・一年 | |
| | | 衛生部・保健類・鉾泉(甲乙)目 | | |
| 1928年4月13日 | 庁訓第12号 群馬県庁文書編纂保存規程中改正 | 衛生部・保健類・温泉台帳目 | 永年・十年・五年・一年 | |
| | | 衛生部・保健類・温泉(甲乙)目 | | |
| 1936年11月10日 | 訓令甲第45号 文書整理保存規程改正(警察) | 衛生課(県) | 温泉台帳(衛生課) | 永年 |
| | | | 温泉 | 甲永年・乙五年 |
| | | 警察署 | 温泉台帳 | 永年 |
| 1939年10月6日 | 訓令甲第39号 文書整理保存規程改正(警察) | 温泉に関する改正項目は無し | | |
| 1940年2月20日 | 訓令甲第8号 文書整理保存規程改正(警察) | | | |
| 1945年6月30日 | 庁訓第3号(人) 群馬県庁文書編纂保存規程改正 | 衛生部・保健類・温泉台帳目 | 永年・十年 | |
| | | 衛生部・保健類・温泉(甲乙)目 | 三年・半年 | |
| 1951年1月25日 | 訓令甲第4号(文) 群馬県文書編纂保存規程 | 公衆保険部・温泉類・温泉目 | 永年・十年 | |
| | | 公衆保険部・温泉類・温泉台帳目 | 三年・半年 | |
| 1954年3月17日 | 訓令甲第8号(文) 群馬県文書編纂保存規程改正 | 公衆衛生部・温泉類・温泉目 | 永年・十年 三年・半年 | |
| | | 公衆衛生部・温泉類・温泉台帳目 | | |
| | | 公衆衛生部・温泉類・温泉許可目 | | |
| | | 公衆衛生部・温泉類・温泉許可台帳目 | | |
| | | 公衆衛生部・温泉類・温泉審議会目 | | |

(出典)国立公文書館デジタルアーカイブ『群馬県史 制度部 旧熊谷県職制概略附宦令概略(第1-3課)』・群馬県立文書館行政文書 知事84A193 3/3 『自明治19年至明治20年本県庁達』・群馬県立文書館行政文書 県報FP14『明治25年群馬県報(庁達)』・群馬県立文書館行政文書 県報FP20 1/2『明治27年群馬県報(庁達・告示)』・群馬県立文書館行政文書 県報FP43『明治36年群馬県報(訓令乙・庁達)』・群馬県立文書館行政文書 県報FP22『明治28年群馬県報(訓令甲)』・群馬県立文書館行政文書 県報FP25『明治29年群馬県報(訓令甲)』・群馬県立文書館行政文書 県報FP33『明治32年群馬県報(訓令甲・乙・庁達)』・ 錦居亀太郎等編 1901. 『現行群馬令達大全』141-163・群馬県立文書館行政文書 県報FP56明治41年『群馬県報(県令・訓令甲)』・群馬県立文書館行政文書 県報FP66『明治44年群馬県報(訓令甲)』・群馬県立文書館行政文書 県報FP100『大正2年群馬県報 訓令甲』・群馬県立文書館行政文書 県報FP114『大正7年群馬県報(庁訓)』・群馬県立文書館行政文書 県報FP130 6/6. 『大正12年群馬県報(訓令乙・庁訓)』・群馬県立文書館行政文書 県報FP142『自昭和3年至昭和4年群馬県報(庁訓)』・群馬県立文書館行政文書 県報FP188 4/4『昭和11年群馬県報 八月～十二月』・群馬県立文書館行政文書 県報FP192 3/3『昭和14年群馬県報 十月～十二月』・群馬県立文書館行政文書 県報FP193 1/4『昭和15年群馬県報 一月～二月』・群馬県立文書館行政文書 知事84A608『昭和20年 制規 庁訓』・群馬県立文書館行政文書 議会08A454『群馬県報自昭和二十六年一月至昭和二十六年六月』・群馬県立文書館行政文書 議会08A461『群馬県報自昭和二十九年一月至昭和二十九年六月』

整理保存規程の改正においてである。これを見ると衛生課が編さんすべき簿冊名の箇所に「鉱泉台帳」「鉱泉 甲・乙」を確認できる。実際の残存状況を表3-1、3-2で確認してみる。すると、この規程が施行された1900年より再び「鉱泉甲」の存在を確認できる。一方、「鉱泉(温泉)乙」は、表3-1、3-2において分冊前の冊数で1冊しか確認できない。これは、「鉱泉(温泉)乙」は、一次限りのもの、保存年限が5年と定められ基本的には残存しなかったためだと考えられる。また、これ以降、1940年までは、この1899年の文書整理保存規程を改正する形で、規則が変遷していく。

そのため、規定の中から、簿冊の編さんに影響を与えているものをここで取上げる。それは「文書ニシテ二種以上ノ簿冊ニ関係アルモノハ其事件ノ主タル簿冊ニ編纂スヘシ(5条)」と、「簿冊紙数ノ多寡ニ依リ便宜数年分ヲ合算シ若シクハ一年分ヲ分綴スルコトヲ得(11条)」である。この条文から残存する簿冊の個別の案件が、場合によっては複数年に編さんされたことが説明できる。またこの規則の10条で定められた簿冊の表紙の装釘(丙号付録)と、実際に残存する簿冊の表紙を照合したのが写真1、写真2¹⁶⁾である。両者の体裁の一致からも本規則で簿冊が編さんされていたことがわかる。

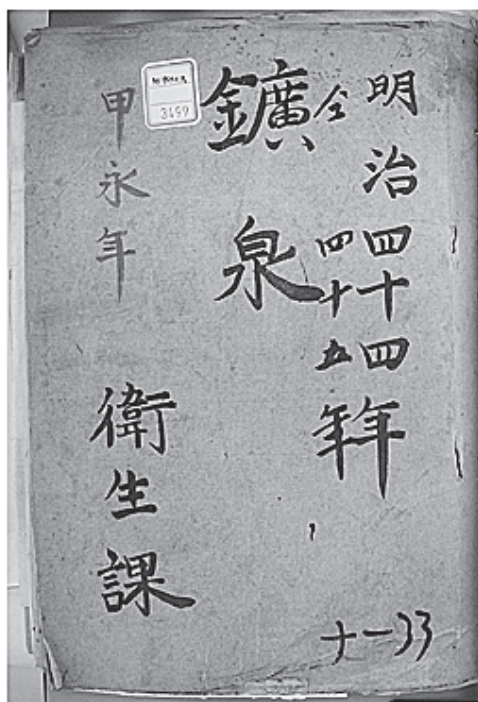
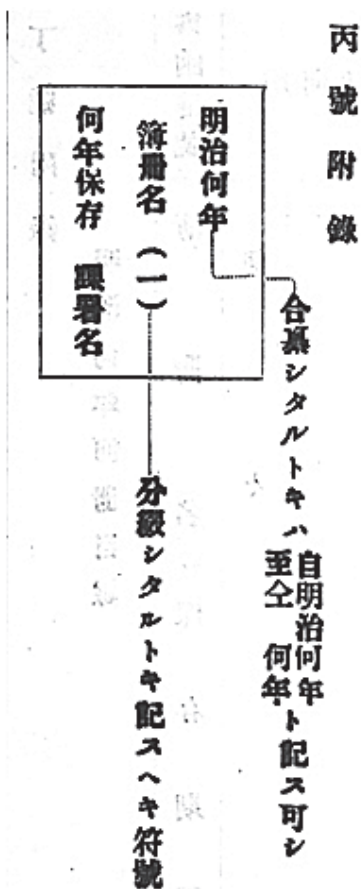


写真1(右)群馬県立文書館行政文書 知84A3499 明治41~45年「鉱泉甲」表紙(注) 2007年12月21日撮影
 写真2(左)群馬県立文書館行政文書 泉報FP33 『明治32年群馬県報(訓令甲・乙・庁達)』より
 1899年訓令甲第10号文書整理保存規程改正で定められた簿冊の表紙例(注)2018年12月26日撮影

(2) 20世紀以降

1908年、1911年、1913年の改正では、簿冊名は変化しない。

1918年になると県の規則でも再び編纂類目、衛生部の目に「鉱泉」が確認できる。ここで警察の文書保存の規則と、県の文書保存の規則二つが存在することになる。1923年の県の規則改正では、「鉱泉」が、衛生部の業業類の中の目から、保健類の中の目に変化する。

そして県の規則では1928年、警察の規則では1936年に改正が行われる。この時点で、編纂類目、簿冊名は「鉱泉」・「鉱泉台帳」から「温泉」・「温泉台帳」へと変化している。

しかし、実際に残存する簿冊名では、個別事例である1916年の「草津温泉ニ関スル参考」を除けば、許可関係の書類は、1921年～1925年「温泉 甲」の簿冊から、名称に「温泉」が使われている。

この変化は、1923年に制定された、温泉行政を規定する温泉取締規則¹⁷⁾の影響だと考えられる。実際の行政を規定する法令の名称が、「鉱泉」取締規則¹⁸⁾から、「温泉」取締規則へ変化した。これによって簿冊名の変化が現場で生じた可能性がある。そして、それを追認する形で、1928年の県の規則改正、1936年の警察の規則の改正で、正式に編纂類目や簿冊名が「鉱泉」・「鉱泉台帳」から「温泉」・「温泉台帳」へと改められたとみられる。

また、1936年の警察の文書保存規程の改正からは、文書行政上における温泉行政の地域への展開を見出せる。簿冊名の「温泉」、「温泉台帳」への変化に加え、各警察署でも「温泉台帳」を作成することが規定されるのである。これまでは県の警察部（衛生課）のみで、鉱泉行政の簿冊が作成されていたが、警察署でも簿冊の作成が必要となった。このことは、鉱泉行政の事務が警察署でも行われ、記録（簿冊）の作成が必要になったと考えられる。

しかし、1945年6月の県の規則改正で変

化がみられる。「温泉（甲乙）」は衛生部、保健類の下の目に変更されている。1928年の編纂類目では、高等警察部、警務部、保安部、刑事部など警察行政関係の部と並列され表記されていた。しかし、ここでは、地方部、教育部、厚生部、食糧部、農務部と共に記されている。終戦直前に温泉行政は再び、警察外に戻ったのである¹⁹⁾。

(3) 第二次世界大戦以降

1951年の群馬県文書編さん保存規程では、編さん類目、公衆保険部温泉類の下の目に「温泉」と「温泉台帳」が置かれている。なお、ここでも、「同一事件で数年にわたるもの又は一括して保存することを必要とするものは、関連するものを取りまとめ何事件書として編さんすることができる。（7条の2項）」としている。この条文に沿って、戦後期の簿冊「温泉関係伊香保陳情書」、「保養温泉地関係（三冊中三号）」などが編さんされたと考えられる。

最後は、1954年の改正である。温泉に関する編さん類目に変化が生じている。公衆衛生部温泉類の下に、「温泉」「温泉台帳」に加え、「温泉許可」「温泉許可台帳」「温泉審議会」目が確認できる。これは、1948年の温泉法施行に対応した変更だと考えられる。

4 綴、簿冊の主務部課の変遷

次に簿冊の主務部課の変遷を明らかにしていく（表5）。

簿冊に記された作成年（度）が複数年（度）にわたる場合は、その最終年（度）時点の部課が、文書を作成した部課であると考えられるとし、その業務の主務部課とみなした。

最初の簿冊「群馬県温冷泉分析並医功機能調」の所属年は1883年である。この場合、国により1879年に出された府県衛生課事務事項の雑件に「鉱泉ノ性質効能ヲ検シ浴場ノ構造法及ヒ浴法等ニ注意シ且ツ其改良ヲ謀ル事務」とある。また、1880年の群馬県の布達丙第25号からは、衛生課が設置されたこ

とが分かる。ここから県の衛生課が、鉾泉行政の担当部署であったことが明らかである。

その後、1886年には、国により出された地方官官制で第二部の事項の中に「衛生ニ関スル事項」がある。また1886年群馬県の達丙57号でも第二部の中に衛生課が置かれていたことが分かる。以上より、1887年「鉾泉書類」などの簿冊で確認できる主務部課名、第二部衛生課が適当となる。

次に、1891年完結の簿冊「伊香保鉾泉場改良出願」は、主務部課名が内務部第三課となる。これは、1890年の本県処務細則から説明できる。ここでは、内務部の第三課学務係の事項として「衛生ニ関スル事項」が書かれている。また1890年の地方官制の改正でも第三課の分掌に衛生が含まれている。従って、この内務部第三課が当時の主務部課であったと考えられる。

そして、内務部から警察部への衛生業務の移管である。その変遷を資料で確認する。1893年地方官官制の改正で、内務部第三課は、東京府においてのみ衛生事項を扱うこととされた。他の府県の衛生事務は、「警察部ニ於テハ高等警察、行政警察及衛生ノ事務ヲ

掌ル(18条)」として警察部に移管される。これに対応し、群馬県では、同年に庁達第50号で、「従前衛生課ニ於テ取扱タル事務ハ警察部保安課ニ於テ取扱ハシム」としている。

1894年に行われた、衛生業務の警察部保安課から警察部第二課への移管は、簿冊が残っていないため、業務主務部課としては確認できない。

そして、1898年の群馬県庁処務細則によって、警察部内に衛生課が設置される。その分掌には、「鉾泉及薬湯ニ関スル事」が含まれる。なお、その後、1918年の処務細則をみても、警察部衛生課において「鉾泉ニ関スル事」が分掌として記されている。簿冊の主務部課名も、その後、戦前期は一貫して警察部衛生課となっている。

しかし実際は警察部衛生課以外で鉾泉、温泉に関する業務が行われていた時期がある。その一度目は1905年4月である。この際は地方官官制の改正にあわせ、警察部が第四部へと変わっている²⁰⁾。そしてもう一度が温泉行政の警察外への移管である。1942年11月1日の庁訓第12号で警察部から衛生課がなくなり、内政部衛生課が「鉾泉ニ関スル事

表5 簿冊担当部課からみる鉾泉・温泉行政主務部課の変遷

| 制定時期 | 部署名典拠規則 | 担当部課 |
|-------------|------------------------|----------|
| 1879年12月27日 | 内務省達乙第55号 府県衛生課事務条項 | 衛生課 |
| 1880年3月27日 | 群馬県達丙第25号 | |
| 1886年7月12日 | 勅令第54号 地方官官制 | |
| 1886年8月6日 | 本県達 丙第57号 | 第二部(衛生課) |
| 1890年10月10日 | 勅令第225号 地方官官制改正 | 内務部第三課 |
| 1890年11月5日 | 訓令甲第165号 本県処務細則 | |
| 1898年10月19日 | 群馬県訓令甲第87号 群馬県庁処務細則改正 | 警察部衛生課 |
| 1918年1月21日 | 庁訓第1号 群馬県庁処務細則改正 | 警察部衛生課 |
| 1946年11月18日 | 庁訓第17号(人) 群馬県処務細則改正 | 教育民生部衛生課 |
| 1948年1月1日 | 庁訓第1号(人) 群馬県処務細則改正 | 衛生部公衆保健課 |
| 1953年3月30日 | 庁訓第4号(人) 群馬県庁処務細則改正 | 衛生部公衆衛生課 |
| 1957年10月31日 | 群馬県規則第71号(人) 群馬県行政組織規則 | 衛生民生部薬務課 |

(出典) 明治十二年十二月十七日内務省達乙第五十五号「府県衛生課事務条項」(内閣記録局編、1889-1891『法規分類大全』〔第31〕衛生門〔第1〕衛生総 医事 附・獣医〕十三～十六頁)・群馬県立文書館行政文書 議2599『明治十三年群馬県布達全書丙号』・明治十九年七月十二日勅令第五十四号「地方官官制」(内閣官報局編、1887-1912『法令全書 明治19年 上巻』、二百八十四-二百八十五頁)・明治二十三年十月十日勅令第二百二十五号「地方官官制改正」(内閣官報局編、1887-1912『法令全書 明治23年(書誌ID000000440426)』、四六七-四七二頁)・群馬県立文書館行政文書 県報FP7 2/2『明治23年群馬県報(訓令甲)』・群馬県立文書館行政文書 県報FP30『明治三十一年群馬県報(県令・訓令甲)』・群馬県立文書館行政文書 県報FP114『大正7年群馬県報(庁訓)』・群馬県立文書館行政文書 知事84A609『昭和21年庁訓』・群馬県立文書館行政文書 知事84A612『昭和23年庁訓』・群馬県立文書館行政文書 知事84A623『昭和28年庁訓』・群馬県立文書館行政文書 議会08A469『群馬県報自昭和三十三年十月至昭和三十三年十二月』※法規分類大全、法令全書は国立国会図書館デジタルコレクション <http://dl.ndl.go.jp/> のものを閲覧した(2019年1月7日閲覧)。

項」を行うように変化した^{21) 22)}。これ以降、温泉行政は警察外で行われていく。

まず、1946年の県処務細則改正によって、教育民生部の中に衛生課が置かれ、その分掌に「鉱泉ニ関スル事項」が定められる。簿冊で確認すると1942年～1947年「温泉」などの主務部課名が教育民生部衛生課になっている。

さらにその後、1948年の同細則改正により、衛生部公衆保健課において「温泉ニ関スル事項」が行われるようになる。この改正は簿冊の主務部課名を見ると、1950年～1952年「温泉審議会」の箇所を確認できる。

そして1950年、群馬県庁処務細則が制定されると、温泉に関する業務は、複数の課によって行われるようになる。それは、事務内容に「一二 温泉法の施行（他課の主管に属するものを除く）に関すること。」と記載されていることから明らかである。

その後、1953年の同細則改正により、公衆保健課の名称が公衆衛生課に変わるが、鉱泉に関する業務が分掌に含まれている点には変更はない。

1957年には、群馬県行政組織規則が公布される。そして、温泉行政は衛生民生部業務課で行われるようになる。だが、やはり他の部課でも関連する業務が行われている。また出先機関である、保健所内の衛生課、衛生研究所内の庶務化学課においても温泉に関する業務が行われていることが明記されている。そして温泉に関する業務が、温泉審議会等の付属機関でも行われていたことは先に言及した通りである。簿冊の主務部課の変遷は以上の通りである。

5 おわりに

本稿では、群馬県の文書の規則と、業務に関する規則に典拠を求め、鉱泉・温泉関係の行政文書の綴、簿冊の名称、主務部課の変遷を明らかにした。次に考察を行う。

戦前、綴、簿冊の主務部課は、県衛生課、

第二部衛生課、内務部第三課、警察部衛生課と移り変わっている。高橋(2010)²⁵⁾は、明治初期の温泉行政²⁶⁾は、コレラなどの伝染病対策と関連があることを指摘している。県の衛生課から警察部衛生課までの衛生課の変遷は伝染病対策に通じるところがある²⁷⁾。

また、先行研究の層が厚い草津の事例より考察を進める。

山村(1992)²⁸⁾は草津の発達を明治期以前は「湯治期」、大正から昭和の初めは「観光萌芽期」、その後、昭和50年代中頃までを「観光発展期」と位置付けている。高橋(2010)²⁹⁾はこれを踏まえた上で、明治初期から明治20年代前半の草津が、政府の温泉行政と温泉論をどう受け入れたかを論じた。そして、温泉論に転地療法の考えが見られたことで、温泉地の景勝を利用するなどし、新鮮な空気を得ようとする温泉行政が行われたとする。その結果、草津は湯治場としてだけでなく観光地化の萌芽が見られたとする。

この間、鉱泉行政の主務部課は警察外であった。そのことが結果として湯治場であった温泉地の緩やかな観光地化を進めていたと考えられないだろう。

そして、伝染病の流行に対応するため、鉱泉行政は警察が行うことになる。警察行政には強制力のある規制が伴う。草津が大正から昭和の初めが「観光萌芽期」に留まったのは、鉱泉行政を警察が担い、強制力のある規制があったためではないだろうか³⁰⁾。

ただし、実際、警察の強制力の及んだ範囲は高柳(2006)³¹⁾、(2007)³²⁾などの議論があり未だ明らかではない。また、この間の温泉地の観光地化の程度は、関戸(2008)でも論じられている³³⁾。

しかし、終戦直前に温泉行政が警察外に移された前後から、草津は「観光発展期」を迎える。「観光発展期」には人々の所得増、交通インフラの発達なども要因となるが、温泉行政が警察外にあり、比較的自由に温泉開発が進んだことも要因の一つと考えられる。

なお、時代を経るごとに開発が進んだことは、簿冊名が鉱泉から温泉に変化したことからも見出せる。1884年に定められた鉱泉取締規則では、鉱泉利用届出の書式³⁴⁾より、鉱泉は湧出するものだと位置付けられていたと考えられる。しかし、1923年に定められた温泉取締規則の条文からは、温泉は掘削して得られると考えられていたことがわかる³⁵⁾。

ここから推測できることは開発の進展により鉱泉が温泉となり³⁶⁾簿冊名もそれに準じて変化したのではないかということである。

本稿では、従来の研究では用いられることがほとんどなかった県の行政文書を分析対象とした。

現時点では群馬県立文書館の鉱泉・温泉関係の行政文書群と同規模の文書群を他の都道府県で見いだせていないため比較検討ができなかった。これらは今後の課題である。また、鉱泉地・温泉地が開発される際、もしくはそれ以外のとき、行政はどのような役割を果たしているのだろうか。本稿は草津温泉の先行研究によって考察を進めた。しかし、より普遍的な役割を見出していく必要がある。この際は、今回、存在を明らかにした行政文書も用いていくことが求められよう。そのことも踏まえると、今後の研究で、行政文書が果たす役割は一定のものがあるのでは、と考える。

注・参考文献

- 1) 本稿で扱う群馬県の場合、1923年までは鉱泉取締規則、以降は温泉取締規則と規則の名称が変わっている。本稿では両時期を扱うためこのような表記にした。なお鉱泉取締規則時は鉱泉行政、温泉取締規則時は温泉行政とも表記している。
- 2) 武田軍治(1942)：『地下水利用権論』岩波書店。
- 3) 川島武宣・潮見俊隆・渡辺洋三編(1964)：『温泉権の研究』勁草書房。
- 4) 高柳友彦(2006)：「温泉地における源泉利用一戦前期熱海温泉を事例に」、『歴史と経

済』48巻3号、41-58頁。

- 5) 高柳友彦(2007)：「地域社会における資源管理一戦間期の熱海温泉を事例に一」、『社会経済史学』第73巻1号、3-25頁。
- 6) 高橋陽一(2010)：「明治前期の温泉と政府・衛生問題・温泉論と旅先地域の動向」、『湯治の文化史【論集温泉学Ⅱ】』岩田書院。
- 7) 山村順次(1998)：『新版 日本の温泉地 その発達・現状とあり方』日本温泉協会。
- 8) 関戸明子(2007)：『近代ツーリズムと温泉』ナカニシヤ出版。
- 9) 関戸明子(2018)：『草津温泉の社会史』青弓社。
- 10) 田ノ上和宏(2010)：「明治期群馬県の鉱泉行政の実態について一県内鉱泉販売取締の分析を中心に一」、『えりあぐんま』第16号、19-38頁。
- 11) 群馬県立文書館が所蔵する鉱泉・温泉関係の行政文書全体を研究対象とするため文書「群」と表記した。同表記は重要文化財でもある群馬県行政文書の説明文に倣った。
- 12) 内務省衛生局編(1886)：『日本鉱泉誌(上巻・中巻・下巻)』報行社。
- 13) 大分県公文書館には1926年～1935年の間に9冊の簿冊が作成されている。また秋田県公文書館では「鉱泉」の語を含む簿冊が1943年以降で3件、「温泉」の語を含む簿冊が1948年以降で245件保存されている(2018年9月21日現在)。
- 14) 群馬県立文書館(1990)：『群馬県行政文書簿冊目録 第5集(議会図書室収集文書)』、群馬県立文書館、以降の目録の解題に詳しい。
- 15) 現在の簿冊目録に掲載されているもの、警察の文書整理保存規程で簿冊名が定められているものは「簿冊」の語を用いた。一方、県全体の文書の保存規則では文書の編纂類目が定められているが、簿冊名は定められていない。規則ではそれらも「文書」と表現しているが、一定の期間のものは編さんする旨が記されている。よって本稿ではそれらに対し「綴」の語を用いた。
- 16) 表5で出典とした鎗居龟太郎・谷民平・葛城衛編(1901)：『現行群馬県令達大全』(警察)141～163頁の内容と同じ別冊が群馬県立文書館所蔵行政文書『明治32年群馬県報(訓令甲・乙・庁達)』県報FP33に綴られ

ていたので写真はその画像を使用している。

- 17) 1923年6月22日 群馬県令第33号。
- 18) 1884年11月26日 甲第98号。
- 19) 後述する処務部課の変遷からすると、1942年に警察外に戻ったと考えられる。
- 20) 群馬県教育会(1927):『群馬縣史第四卷』、152頁。
- 21) 群馬県立文書館所蔵群馬県行政文書 ※群馬県庁学事法制課を通し閲覧。
- 22) 山村(1998)(前掲7)が指摘した1938年厚生省への温泉行政移管時には厚生省の創設。また1937年には保健所法が整備され保健所が設置されている。これらの点が温泉行政の警察外への移管に関係していると思われる。
- 23) 前掲6)。
- 24) 前掲7)。
- 25) 前掲6)。
- 26) 前掲6)で使われている用語をそのまま用いた。
- 27) 小野芳朗(1997):「〈清潔〉の近代「衛生唱歌」から「抗菌グッズへ」講談社、など。
- 28) 山村順次(1992):「草津温泉観光発達史」、『草津温泉誌 第貳卷』、3-554頁。
- 29) 前掲6)。
- 30) 草津温泉はハンセン病の湯治場でもあったが、日本の療養所でハンセン病に有効なプロミンによる治療が始められたのは1947年である。このことより戦後まで草津はハンセン病の湯治場として機能していたと推測できる。なお、湯之沢部落解散は1941年である。
- 31) 前掲4)。
- 32) 前掲5)。
- 33) 前掲8)。関戸は昭和初期には、交通網の発達とメディアイベントにより、温泉地の観光地化が進んだとしている。
- 34) 鉱泉を浴用に用いる場合、もしくは採酌し販売する場合の願出の例文に「何郡何町村何番地(字何々)ヨリ湧出スル鉱泉ヲ以テ」とある。
- 35) 第二条に「温泉ヲ掘削セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ第二号乃至第五号ノ事項ヲ変更セムトスルトキ亦同ジ」という規定がある。
- 36) 第一条に「本則ニ於テ温泉ト称スルハ温泉鉱泉及ビ地下ヨリ噴出スル蒸気ヲ言フ」との条

規定がある。温泉、鉱泉の区別は未だ見出せていないが、その2つに加え、蒸気も加えられている。温泉の定義としては現在に近いものである。一方、この法の前、鉱泉取締規則では、5つの泉質ごとに温泉、冷泉の区別がなされている。この2つを比較したとき、温泉取締規則の方が、対象が広いと考えられる。

静岡県の共同湯の現況と歴史、その特色

Present Situation, the History and Characteristics of Communal Baths in Shizuoka Prefecture

石川 理夫* 赤池 勇治**
Michio ISHIKAWA Yuji AKAIKE

キーワード：共同湯(communal bath)・温泉利用の公衆浴場(public bath using hot spring)・
管理運営主体(main managing and controlling organization)・
静岡県(Shizuoka prefecture)

1 はじめに

(1) 「共同湯」という用語概念について

本稿で論じる「共同湯」という用語については、温泉の分野でよく混用される「共同浴場」という用語と共に、両者の使用概念の類似性と区別について、石川(2009)が言及している¹⁾。その中で石川は、「明治以前に共同利用の浴場が共同浴場、共同湯と呼ばれることはなかった」²⁾こと、「そもそも『共(協)同』という言葉自体、明治以降導入された近代法の共同、共同所有概念にかかわっている」³⁾こと、明治以降に長野県湯田中温泉や別所温泉、石川県山中温泉、青森県大鰐温泉等の史料に「共同ノ浴槽」「共浴場」「共同温泉」といった表現が見られるようになることを指摘している。

すなわち共同湯も共同浴場も、日本では近代以降用いられるようになった用語で、いずれも使用源泉や浴場の共同管理・利用というあり方とかかわっていることがうかがえる。

しかしながら、近年とくに共同浴場という言葉のほうはそうした前提を飛び越えて、かなり幅広く使われてきた。使用例を挙げると、公共及び民間経営の日帰り入浴温泉施設、温泉併設の健康(老人)福祉センター、温泉銭湯なども含まれることが多い。

一方、共同湯は、近代以降使われるようになった言葉の前提に沿うかたちで、一般公

開・非公開を問わず温泉地域住民の団体・組織が主に運営する、利用者数も施設も比較的小規模な入浴施設・浴場を対象に、もっぱら絞って使用されることが多い。すなわち共同湯という用語のほうは、日本に入ってきた「共同」概念に近い使われ方をしていると考えられ、浴場の利用形態のみならず、その管理運営者がどのような共同主体であるかを反映したものとなっている。

したがって今日では、共同浴場と共同湯という用語を区別して使うとき、そしてその入浴施設が共同湯という概念に沿うかどうかを判断する際、何より浴場の管理運営主体がどのようなかということが、かぎとなる。

(2) 研究の目的と方法

このように共同湯という用語概念をふまえた上で、今日共同湯の現状を把握し、かつその歴史を考察する研究の課題と意義、目的についても、すでに石川(2012)が挙げている⁴⁾。要約すれば、温泉地と地域住民に根ざした共同入浴の場として主に使われる共同湯の成立構造を考察し、現状を把握することは、温泉地の成り立ちや温泉文化(史)を考える上で不可欠な考察対象である、ということである。

その課題と研究目的に沿って、本稿では研究の方法について述べておきたい。

共同湯の存在は、地元主体の入浴施設であ

*温泉評論家(Critic of Hot Spring) **静岡県庁(Shizuoka Prefectural Government)

るために一般に広報も情報も限られ、現状把握には温泉地のフィールドワークが欠かせない。本稿も静岡県内で共同湯が存在すると思われる歴史的温泉地に対するフィールドワークを基にしている。しかし後述するが、共同湯は近年急速に休廃業・閉鎖が進んでおり、フィールドワークで得た情報も不確実なものとなり得ている。筆者らはそれをフィルターにかけ、再度集中的なフィールドワークによって確認し直した。その際に手立てとなるのが、環境省の温泉利用状況の「温泉利用の公衆浴場」項目数字のもととなる各都道府県単位での「温泉利用許可施設一覧」という毎年の集計データである。

静岡県に関しては2014年に公文書開示を受け、今回再度開示を受けた2019年3月時点の「温泉利用許可施設一覧（政令指定都市を除く）」の内容を以前の集計と対照しつつ、分析した結果を本稿では県内共同湯の現況のより確実な把握に活用している。なお、本集計では静岡市と浜松市の2政令指定都市は除かれている。そのうち静岡市については、唯一歴史のある梅ヶ島温泉は個別に調査して、赤池(2019)⁵⁾が論稿にまとめている。

浜松市については市内の温泉地が観光振興による戦後の掘削開発で、元々共同湯的な施設

を生み出す経過がなかったことから、集計上除かれて支障は無いと判断した。

2 「温泉利用の公衆浴場」の静岡県の内訳

(1) 温泉利用の公衆浴場数全国3位

環境省の2017（平成29）年度温泉利用状況（2018年3月末現在）から、静岡県は温泉地数で全国7位、源泉総数で3位、総湧出量で6位。温泉利用の公衆浴場数で長野、鹿児島に次いで3位という有数の温泉県である（表1）。

このうち温泉利用の公衆浴場とは、基本的に「公衆浴場法の許可を受けている温泉利用施設」をさし、不特定多数の人が利用する入浴施設ということが対象とされている。

静岡県の温泉利用許可施設一覧では、「施設の種類」を「ホテル・旅館・民宿」「寮・保養所」「病院・診療所」「公衆浴場」「その他」の5つに区分している。その中で「公衆浴場」にどのような浴場が含まれているかは、主に「利用施設名称」から、ときに「申請者氏名」から裏打ちされる。内訳は、公共及び民間日帰り入浴温泉施設、温泉銭湯、健康・老人福祉センター、オートキャンプ場・クラブハウス等の浴場、観光協会運営等の露天風呂、温泉付のリゾートマンション・ケアマンション

表1 静岡県の温泉利用状況（2018年3月末現在）

| | 温泉地数 | 源泉総数 | 総湧出量 | 温泉利用の公衆浴場数 |
|-----|---------|-----------|----------|------------|
| 1位 | 北海道 244 | 大分 4,418 | 大分 28万 | 長野 721 |
| 2位 | 長野 215 | 鹿児島 2,753 | 北海道 20万 | 鹿児島 543 |
| 3位 | 新潟 145 | 静岡 2,249 | 鹿児島 16万 | 静岡 494 |
| 4位 | 福島 136 | 北海道 2,139 | 青森 14万 | 北海道 435 |
| 5位 | 青森 129 | 熊本 1,346 | 熊本 13万 | 大分 388 |
| 6位 | 秋田 119 | 青森 1,071 | 静岡 12万 | 熊本 336 |
| 7位 | 静岡 112 | 長野 963 | 岩手 11.8万 | 青森 277 |
| 8位 | 群馬 100 | 福島 779 | 長野 11.3万 | 群馬 267 |
| 9位 | 鹿児島100 | 宮城 752 | 秋田 9万 | 兵庫 245 |
| 10位 | 千葉 91 | 栃木 628 | 福島 8万 | 栃木 231 |

(注) 環境省「温泉利用状況」（平成29年度）をもとに石川作成。

ン、そして一般入浴開放された温泉地域の住民団体・組織が管理運営する「共同浴場・共同湯」が含まれる。

静岡県は温暖な気候とオーシャンビューに恵まれ、首都圏から近いことから、大観光・保養温泉地の熱海や伊東を中心に多数の温泉付のリゾートマンション、高齢者向けのヘルス（ライフ）ケアマンションが含まれるのが、同じく県の集計データを入手した長野県、大分県と比べても大きな特色となっている。

(2) 静岡県の集計データと共同湯の現況

このように静岡県の温泉利用許可施設一覧には「公衆浴場」区分中、温泉地の地元団体・組織が管理運営する共同湯も記載されていた。筆者らによる調査結果とこれを照らし合わせると、当該地元団体・組織構成員、たとえば共同浴場組合・温泉組合であれば組合員、財産区や地区営であれば区民以外には入浴開放していない共同湯に関しては、記載例（一例：熱海・竹の沢温泉〔写真1〕、下多賀・



写真1 熱海市・竹の沢温泉



写真2 河津町・湯ヶ野区共同浴場

(注) 写真1 (2013年)・2 (2018年)とも石川撮影。

小山共同浴場)もあれば、未記載例（一例：河津町湯ヶ野区共同浴場〔写真2〕）もあるという、記載には裁量幅があることがうかがえた。

この点を、2012年と年次は古いが長野県の同種の集計データと比較してみる。長野県の「温泉（利用）施設管理者用集計表」は管轄保健所単位で集計し、「温泉利用の公衆浴場施設」という集計項目がある⁶⁾。そこでは基本的に一般入浴開放の有無を問わず共同湯を記載していた。管轄保健所によっては、一般入浴開放している共同湯を「公衆浴場」、組合員・区民以外一般入浴開放していない共同湯を「共同浴場」と付記して区別している例も見られた。

前述したように温泉利用の公衆浴場は、基本的に公衆浴場法の対象となる不特定多数の人が利用する温泉入浴施設が対象とされるため、不特定多数の人に利用させず、特定の組合員・区民だけが利用する地元専用共同湯は対象外となり得る。公的集計データとはいえ、このあたりの裁量の幅が、おそらく都道府県によって、さらには管轄保健所によっても生じ得ることが、公的集計データのみで共同湯の現況把握を委ねられない要因となっている。

したがって本稿でも研究の方法に示したとおり、公的集計データを参考にしつつも、最終的にはフィールドワーク、現地調査の積み重ねに立ち戻らざるを得ない。

そうして温泉利用の公衆浴場数全国3位の静岡県における地元主体の共同湯数の現況をみると、閉鎖中のものを除き、2019年6月現在55カ所であった。その内訳と名称を県内市町・温泉地別に次頁の表2に示す。市町・温泉地名からすぐわかるとおり、すべてが伊豆半島に立地している。

現況をみる中でとくに顕著な傾向としては、温泉都市・熱海で近年共同湯の閉鎖・消滅が急速に進んだことである。

現時点では伊豆山温泉や南熱海温泉郷（網

表2 静岡県内市町・温泉地別の共同湯の数と名称

| 市町 | 温泉地名 | 共同湯数 | 共同湯の名称 |
|-------|------|------|--|
| 熱海市 | 伊豆山 | 1 | 浜浴場 |
| | 熱海 | 3 | 竹の沢温泉、清水町共同浴場、熱海駅前温泉 |
| | 下多賀 | 1 | 小山共同浴場 |
| 伊東市 | 伊東 | 10 | 和田湯、鎌田湯、芝の湯、松原大黒天神湯、岡湯、湯川第一・第二・第三浴場、新井湯、小川布袋の湯 |
| | 赤沢 | 1 | 赤沢共同浴場 |
| 東伊豆町 | 熱川 | ※ | 道灌の湯(町管理で閉鎖中) |
| | 片瀬白田 | 1 | 片瀬地区浴場 |
| 河津町 | 谷津 | 2 | 谷津区第一浴場、谷津区第二共同浴場 |
| | 湯ヶ野 | 1 | 湯ヶ野区共同浴場 |
| | 小鍋 | 1 | 小鍋共同浴場 |
| 下田市 | 横川 | 1 | 横川地区共同浴場 |
| | 河内 | 1 | 河内区第二浴場 |
| | 下田 | 4 | 土浜共同温泉、高馬、立野共同湯、中共同湯 |
| | 蓮台寺 | 2 | 上の湯共同浴場(もう1か所名称不明) |
| 伊豆の国市 | 壺之上 | 1 | 壺(ま)之上共同温泉 |
| | 伊豆長岡 | 2 | 長岡南浴場、あやめ湯 |
| 伊豆市 | 修善寺 | 4 | 神戸湯、真湯(小坂の湯)、南の湯、源氏湯 |
| | 白岩 | 1 | 小川共同浴場 |
| | 門野原 | 3 | 坂の上、山岸、宿(各共同浴場) |
| | 湯ヶ島 | 4 | 西平共同浴場河鹿の湯、宿区、世古の湯、滝の湯 |
| | 土肥 | 4 | 屋形、弁天の湯、馬場楠の湯、水中共同浴場元湯 |
| 松崎町 | 石部 | 1 | 石部区平六地蔵露天風呂 |
| | 雲見 | 1 | 雲見露天風呂 |
| | 大沢 | 1 | 大沢区民専用浴場 |
| | 岩地 | 1 | 岩地海岸露天風呂 |
| 西伊豆町 | 宇久須 | 1 | ふくしの湯 |
| | 浮島 | ※ | 浮島地区共同浴場(閉鎖中) |
| 南伊豆町 | 下賀茂 | 2 | 加納区矢熊湯、森之湯 |
| | 計 | 55 | ※を除いた数 |

(注)静岡県「温泉利用許可施設一覧」(2019年3月)及び筆者ら調査にもとづく。

代・下多賀)を含む熱海市全体で5カ所、中心の熱海温泉では3カ所を挙げている。しかし、参考にした2019年3月時点の静岡県の

温泉利用許可施設一覧には、その他に熱海温泉で11カ所、下多賀温泉で1カ所の共同湯・共同浴場名がなおカウントされている。すな

わち熱海温泉には、これ以外にも廃止された水口第一・第二共同浴場などを含めて、数年前まで14カ所をはるかに超える数多い共同湯・共同浴場が存在していたことになる。それがここ数年のうちに次々と廃止されてしまった。その申請者氏名欄をみると、ほとんどは「〇〇共同浴場組合」となっているが、そうした管理運営主体がもはや機能せず、廃止届けも提出されないため、なお県の施設一覧に掲載されたままになっていると思われる。

なお、熱海市における共同湯・共同浴場の開設と変遷、温泉組合の考察については、高柳友彦による一連の論稿がある⁷⁾。

これに対してもう一つの温泉都市・伊東は、最近1カ所(小川布袋の湯)が休業後まもなく復活し、なお市内の共同湯・共同浴場を保っているように見受けられる。これは伊東市が街中で気軽に立ち寄り温泉入浴体験ができる地元住民団体・組織が管理運営する共同湯を「伊東温泉七福神の湯と市内共同浴場」として、マップも作成し、温泉宿だけでなく温泉・観光施策の中に位置づけているからであろう。

各共同湯の名称には「湯川弁天の湯」(湯川第二浴場)、「松原大黒天神の湯」(松原浴場)、「岡布袋の湯」(岡湯)といったように七福神の名前が配され、入口に七福神の石像が一体ずつ祀られている。こうした観光施策のバックアップと七福神の数がそろうことの大切さから、共同湯の減少傾向に一定のはどめがかかっていると考えられる。

次に温泉地単位でみると、各4カ所と一定数の共同湯を保つのは、下田市の下田温泉、伊豆市の修善寺温泉と土肥温泉の3つである。共同湯の位置づけはそれぞれ異なっている。

土肥温泉も、温泉街に点在する屋形、弁天の湯(大藪区共同浴場)、馬場温泉楠の湯、元湯と4カ所ある共同湯を観光施策に位置づけて、整備し、いずれも一般入浴開放している。それを保証しているのは、本来6カ所あ



写真3 修善寺温泉の共同湯「南の湯」
(注)赤池撮影(2006年)。

る泉源を温泉保護のために統合、集中管理して確保した湯量である。ただし、泉質は混合源泉によってカルシウム・ナトリウム-硫酸塩・塩化物泉(含食塩-石膏泉)に変わっている。

修善寺温泉では、観光施策上は公共日帰り温泉施設としての「筥湯」や見物のための名所となった「独鈷の湯」に委ねられ、4カ所ある共同湯は地元住民専用の浴場として特化、存続している。建物も共同湯にふさわしく地味で、温泉街に点在していてもほとんど気づかれないほどである(写真3)。

市内に湧く豊富な温泉を利用して、蓮台寺温泉をはじめ複数の温泉地名が挙がる下田市では、下田温泉という名称は観光温泉地としては知られていない。したがって共同湯も、観光施策とは無縁で、あくまで各地区の地元住民のために存続している。そして下田駅に近い中心部に集まる民間経営の温泉銭湯とも区別されている。

(3) 静岡県の共同湯の管理運営主体

次に、共同湯であるかを確認する際に最も重要な要件となる管理運営主体について、それを区分して明らかにしたのが次頁の表3である。同時に、これによって共同湯が成り立つ基盤も見えてくる。

管理運営主体を、①地区、②財産区、③組合、④協同組合、⑤その他、の5つに大別し

表3 静岡県の共同湯の管理運営主体

| 大別 | 管理運営主体 | 該当する主な温泉地・共同湯 |
|------|----------|----------------------------|
| 地区 | 地域の各区 | 下賀茂、古奈・あやめ湯、土肥・屋形湯、大沢区民 |
| 財産区 | 財産区 | 伊東・和田湯、同・岡布袋の湯、門野原、湯ヶ野 |
| 組合 | 共同浴場組合 | 熱海・竹の沢 |
| | 温泉(共同)組合 | 朧(まま)之上、下田・高馬、同・土浜、湯ヶ島・滝の湯 |
| | 民宿組合 | 岩地・岩地海岸露天風呂 |
| 協同組合 | 振興事業協同組合 | 熱海駅前温泉浴場 |
| | 施設利用協同組合 | 伊東・小川湯(小川温泉施設利用協同組合) |
| | 生活協同組合 | 修善寺・神戸湯、同・真湯、同・南湯、伊豆山・浜 |
| | 農業協同組合 | 下田・立野共同湯 |
| その他 | 一般社団法人 | 伊東・湯川第一、第二、第三共同浴場、新井の湯 |
| | 合資/株式会社 | 下多賀・小山共同浴場/熱海・清水町共同浴場 |
| | 観光協会 | 雲見露天風呂 |

(注) 石川作成。

てみた。それぞれの内訳は次のとおりである。

- ①地区：温泉地域の各区（自治会区など）の住民が共同で管理運営を担っている。
- ②財産区：温泉資源や浴場を管理運営、共同利用するために設立した財産区が担っている。
- ③組合：温泉資源や浴場を管理運営、共同利用するために設立された各種の組合が担っている。共同浴場組合、温泉（共同）組合が一般的で、静岡県では民宿組合が浴場を運営し、宿泊客にも入浴開放している例がみられる。
- ④協同組合：浴場を管理運営する目的で設立された協同組合と、生活協同組合や農業協同組合といったすでにある協同組合が浴場を管理運営、共同利用する管理運営主体となっている場合の、大きく二つに分けられる。
- ⑤その他：温泉浴場を共同管理運営、利用するための組織を新たに設立した場合、組織形態を一般社団法人にしたり、合資会社や株式会社等の会社組織にする例も少なくない。なお、管理運営主体（申請者氏名）が株式会社

となっていると、営利事業目的の民間経営の日帰り入浴温泉施設と混同しやすいが、「〇〇共同浴場」といった浴場の名称や実地調査から共同湯性格が判明する。

あらためて表3をみると、最も多いのは、①と②と③の温泉地域の各地区、財産区、組合が管理運営主体になる例である。全国的横断的調査は未だ不十分ではあるが、長野県や大分県といった有数の温泉県で共同湯が多く存在する地域では共通して一般的である。

泉源のある地元地区が管理運営主体になっている静岡県の共同湯で、表に記載できなかった事例としては、下田市の横川温泉の横川地区共同浴場、河内温泉の河内区第二浴場、東伊豆町の片瀬温泉の地区浴場、河津町の谷津温泉の谷津区による第一・第二共同浴場、西伊豆町の湯ヶ島温泉の西平区河鹿の湯、宿区の共同浴場ほかの共同湯が挙げられる。

財産区では、伊東温泉ではさらに玖須美財産区による毘沙門天芝の湯、鎌田財産区による鎌田福祿寿の湯、松原財産区による松原大黒天神湯が加わる。傾向的には、地区が管理運営主体になっている例ではあくまで地元地



写真4 源氏湯の掲示 写真5 真湯の掲示
(注)赤池撮影(2006年)。

区住民専用の浴場という本来性格が強いことに対して、財産区の管理運営では、温泉地の宿泊客へも入浴開放する例が多く見られる。

次に生活協同組合が管理運営主体となった共同湯は、静岡県では修善寺温泉が顕著で、表に記載しなかった源氏湯を含む4カ所すべてを、県の施設一覧によると「修善寺温泉生活協同組合」が管理運営している。そのもとで各共同湯は、源氏湯では「組合風呂」(写真4)、真湯(小坂の湯)では真湯運営委員会と掲示(写真5)するなど、組合員専用の浴場であることを明示している。

一方、管理運営主体としては多くないが、地元の民宿組合、観光協会の場合には、団体組織の設立目的から言っても観光振興のために基本的に一般入浴開放している。静岡県では西伊豆の温泉地の露天風呂型共同湯が例である。その場合、自治体が設置した公共温泉施設とは管理運営主体からして区別されるが、共同湯本来の性格はあいまいになってきていることは否めない。

3 静岡県の温泉と共同湯の歴史

(1) 走湯(伊豆山温泉)の浴場性格

以上、静岡県の共同湯の現況を考察してきた。今日では県内の現存する共同湯はすべて、豊かな温泉資源が集中する伊豆半島に集中している。それでは共同湯を生み出した伊

豆半島はじめ静岡県の温泉(地)がそもそも歴史に、文献に登場するのはいつ頃からであろうか。

奈良時代に東大寺の写経所で作成され、正倉院の宝庫で保管されてきた「正倉院文書」中にある天平十年(738)作成の『駿河国正税帳』は、「従四位下小野朝臣」が「下野国那須湯」(那須湯本温泉)に病気療養のため出かけたことを記録している⁸⁾。駿河や伊豆国の温泉ではなかったわけで、この時期未だ、伊豆の温泉地も成立していなかったのか、静岡県には見られない強酸性泉の那須湯の効能に惹かれたのか、定かではない。静岡県の温泉地が文献に初登場するのは、古代から特異な湧出現象が温泉信仰の対象となった「走湯」が発祥の熱海市伊豆山温泉である。走湯権現(現伊豆山神社)には古い神像が伝わり、平安時代の経塚・経筒も出土しているが、文献上は平安中期の1023(治安3)年正月に参詣した女性歌人相模が走湯権現を詠んだ百首歌を奉納している⁹⁾のが初出である。

これは平安末期の『梁塵秘抄』に「四方の靈験所は伊豆の走湯」¹⁰⁾と最初に名の挙がる霊場を詠んだものであった。浴場のありようが見えてくるのは中世以降で、時代は戦国期と下るが奥書に1582(天正10)年とある『箱根権現縁起絵巻』に伊豆山温泉の全景と走湯を利用した浴場、入浴者の姿まで描かれている¹¹⁾。しかし走湯は独自の神領を持つ霊場のため、(後)北条氏が1541(天文10)年2月22日付で走湯権現宛に制定した法度にも「走湯山湯…自国他国の人、貴賤をいわず、湯治すべからざるの事」¹²⁾とあるように、いつでもだれでも入浴できる場ではなかった。そこに共同湯は成立しようもなかったのである。

(2) 入浴できる温泉場としての「あたま」

走湯=伊豆山に対して、その南方に位置する熱海温泉は、すでに平安時代承平年間(931~937)の『和(倭)名類聚抄(鈔)』に記載された郷名表記でも熱海・熱水に由来する「あ

たみ」¹³⁾と呼ばれていたように、卓越した温泉資源の存在は古代より知られていた。しかし鎌倉時代以降に文献に現れる開湯伝承が示すところでも、当時は海中から熱泉が噴出していて、入浴どころか、地域住民がとても利用できる状況ではなかったようである。

それがようやく、入浴できる場も備わった温泉場として文献に見えてくるのは、鎌倉初期である。鎌倉末期には成立していたとみられる、漢字だけで記述した真名(まな)本『曾我物語』の祖本とされる妙本寺本『曾我物語』に、「建久四年(1193)四月中旬」¹⁴⁾に鎌倉幕府有力御家人和田左衛門義盛が子息らを引き連れ、「安多美湯より下向され、早河湯本湯に詣でて三浦に返りけるか」¹⁴⁾とある記述からうかがい知れる。

「早河湯本湯」は箱根湯本温泉で、この時期すでに幕府要人らには箱根の東の玄関口・湯本と、霊場の走湯とは区別されて手軽に入浴利用できる「安多美(あたま)湯」を結ぶ温泉回遊ルートができていたのであろう。鎌倉後期には幕府の公文書に「熱海」郷と漢字で記される熱海に、同時期に「熱海の湯明神」¹⁵⁾も祀られるようになるのは、人々が温泉を利用してきてその恩恵を受けるようになる過程で生まれる温泉信仰の証であった。もっとも、人々がどのような場で入浴していたかはこの時点では見えてこない。

(3) 浴場と共同湯についての記述

鎌倉時代前期には、伊豆半島の温泉地で新たに古奈温泉(現在は伊豆長岡温泉と総称)が文献に登場する。幕府の正史『吾妻鏡』1236(嘉禎2)年4月8日条に、將軍藤原頼経が訪れるのを怪異のため中止した温泉として「小名温泉」¹⁶⁾が記される。1240(仁治元)年9月8日条は「小那温泉」¹⁷⁾と記し、どちらも古奈温泉をさしている。

『吾妻鏡』は1204(元久元)年7月18日に修善寺温泉で起きた源頼家暗殺事件を「修禅寺で薨り給う」¹⁸⁾とのみ記す。別史料は「浴室中に於いて被害」¹⁹⁾と記すが、幽閉されて

いた修禅寺の寺院内の温室・浴堂なのか、別の温泉浴室なのか不明である。

温泉記述が散見されても、浴場への言及は限られるのが、江戸以前の文献記録の難点である。とはいえ、後に対照的な二つの類型を示すことになる共同湯の形成過程、いわば前史がその中に垣間見られる。

一つの類型となっていくのは熱海で、共同湯的な温泉の利用、管理形態とは別の、温泉に対する私権行使的な傾向が中世に芽生えていることである。

中世の熱海郷は走湯山(権現)に寄進された所領²⁰⁾とはいえ、独自の地域であり、走湯権現を支える密教系の真言・天台両宗以外の真言律宗や新興鎌倉仏教が広まり、寺院も交流も増えていた。その中に、「熱海は湯が豊富なので鎌倉に送って湯に浸かってもらいたい」と書状を送った寺院関係者もいた²¹⁾。私的な温泉宅配も可能だったと言えよう。熱海に宗門を上げた日蓮宗の高僧・日興が、熱海に持つ「熱海湯地」を弟子・日代に譲るとした1331(元徳3)年10月11日付讓状もある²²⁾。

さらに禅僧らが熱海湯治中に詠み、唱和した漢詩の中でも、中巖円月の「熱海」と題する14世紀半ば頃つくった漢詩は、「岩根から音をたてて湧き出る熱湯を、たくさんの篋で伝え分けた家々には浴室を備え、客が部屋を借りて宿っている」²³⁾情景を活写している。そこには間歇泉の主泉源(初期には本湯、後に大湯と呼ばれる)から熱泉を篋で引湯している「湯戸」と呼ばれる湯宿群が熱海温泉の中核を成すという、江戸時代に明確になった基本構造が見えてきている。

もう一つの類型となるのは、伊豆半島ではなく、駿河国の安倍川源流の山峡に湧く梅ヶ島温泉である。

赤池は、1596(文禄5)年に駿河国の領主中村一氏側から梅ヶ島村惣百姓宛に、入浴者から湯銭(入湯料)を徴収することを認める「湯銭手形」²⁴⁾を發出していることを明らか

にした。梅ヶ島は安土・桃山時代すでに温泉利用の浴場を備えて、村人が共同で管理運営し、外部入湯者から徴収した湯銭を村の収入に充てていた。領主は湯銭手形を惣百姓宛に出しており、温泉浴場(湯つぼ)は村の「惣(総)有」のもとにあって、村民が共同利用していたことを赤池は指摘している。

梅ヶ島の湯つぼは共同湯の構成要件、基本性格を備えている。中世後期に見えてくる梅ヶ島温泉の浴場は、共同湯の形成過程として典型的な姿を示している。

(4) 江戸時代の温泉場の共同湯

江戸時代に静岡県温泉地を詳述した文献として、伊豆国では1727(享保12)年に伊東祐綱が著した『伊豆志』²⁵⁾が挙げられる。

巻之十五の「温泉記」では、伊豆山、熱海の主要泉源名、小名温泉に加え、新しく「伊東和田湯」と寛永年間に湧出した「同松原新湯」、河津小鍋ノ湯、同湯加野(湯ヶ野)、善名湯(吉奈)、湯ヶ島、同西平湯、大瀧ノ湯、船原湯、修善寺の4カ所の温泉、土肥の大湯はじめ5カ所の温泉、蓮臺寺藤原湯、横川、河内、大澤、宇久須、仁科・禰宜畑の各温泉、「下賀茂川岸川中に涌く所八カ所」など30数カ所の温泉を挙げている。

温泉名のみならず、「伊東和田村の温泉は箱湯にして…湯の内広うして…高位の衆も入湯し…和田に本陣あり」、小名温泉は「湯は少濁りて…臭気あり専ら諸瘡に効あり」、修善寺温泉は「箱湯、亭湯、独鈷ノ湯、石湯」、蓮臺寺藤原温泉は「諸国の廻船下田へ入津のときは此処に船頭水主入湯すること夥し、千人より二千人に至る」など、湯つぼの名称や数、入浴状況、温泉の性状と効能にも言及している。

さらに共同湯の存在が浮かび上がるのは、1800(寛政12)年に三島の儒学者秋山富南が編纂した『豆州志稿』(全13巻)²⁶⁾である。

巻二・三の村里編でも温泉に言及し、巻六に「温泉」項を設け、詳しく紹介した温泉地数25カ所。所在や名前だけ紹介も5カ所あ

る。その中で古奈温泉を、「泉源唯一所、湯戸八家アリテ之ヲ引ク。外ニ入り込ミ槽一ツ」²⁷⁾と記す。「入り込ミ槽」(入込湯)とは江戸の銭湯では男女混浴の浴槽をさすが、温泉地ではだれでも入れる共同浴槽を意味する。すなわち古奈温泉には熱海同様に泉源から引湯して湯宿を営む「湯戸」が8軒並ぶ一方、共同湯も一カ所備えていた。

古奈温泉ほど明白ではないが、伊豆のほかの温泉場でも共同湯の存在が透けて見える。

一つは、共同湯を保つ修善寺温泉で、桂川兩岸に複数の泉源を有し、共同湯つぼも複数あった。『豆州志稿』元版によると、修善寺村では泉源地に筍湯、石湯、独鈷の湯、亭(児)の湯を設けて衆人に入浴させている。これが1888(明治21)年刊行の『増訂豆州志稿』になると、前からの共同湯つぼを保つ一方で、十数カ所に増えた泉源には掘削して個人宅に湧くものがあり、客舎の戸数も増えて内湯化が進んでいる。

『豆州志稿』に戻ると、河津・峰村の温泉も専ら村人が利用していると記す。続いて現在伊東温泉と総称される伊東各村の温泉場が、江戸時代に入って増えてくる。松原村の松原温泉は、寛永年間に湧出した「出来湯」の浴槽が四槽、ほかに新湯、猪戸湯もあり、どれも村の共同湯つぼと見られる。岡村の「湯田温泉」は湯量豊富で村の女性が洗濯にも使用していると記し、村人の多様な用途に供されていることがうかがえる。これらの村名は今日共同湯を支える各地区にあたる。

これに対して、主泉源「大湯」からの独占的な引湯権で成立した湯宿「湯戸」を中心に発展した熱海温泉でも、江戸時代に共同湯がはっきり姿を見せる。『豆州志稿』は、「瓦(河原)湯 寛文六年(1666)稲葉美濃守、村民ノ為ニ浴室ヲ構へ、蓋シ瓦ヲ用ユ故ニ名ヲ為ス」²⁸⁾と記す。大湯源泉を利用できない村民のために、小田原藩主稲葉正則が温泉街中央を貫く本町通りの浜寄りに「河原湯」という浴室を設けさせた。

河原湯は「熱海七湯」の一つ、河原湯という独自泉源を利用していた。松田法子(2017)は、江戸後期の『多幸日記』に河原湯が「田夫野人老若男女入り交じり心のままに浴す」「旅人の行く処にあらず」と記されていること、浜方を中心とする河原湯利用の人々がその温泉を引湯して湯宿を経営しないように湯戸側が監視していたことを指摘している²⁹⁾。そのため河原湯は、湯戸の力が弱まる明治時代まで、近隣の共同湯として維持されてきた。

次に駿河国ではどうか。赤池が形成過程を明らかにした梅ヶ島温泉(日蔭澤)については、桑原藤泰(1820)著の地誌『駿河記』が共同湯つぼの位置、数や大きさ、「三社権現社湯の権現といへり」³⁰⁾と泉源守護神を祀っていたことも記した。同書は「鹽場谷」(現藤枝市志太温泉)についても、「池中より総て湧出。近郷の民痘瘡を煩ふ者、此泉を汲て湯浴すれば、其効験しと云。其水味鹹し」³¹⁾と記す。泉温22度のナトリウム-塩化物強塩泉がこんこんと湧く湯池で、共同湯つぼは設けず、近在の人がこの泉源から汲湯して湯浴みに用いるというかたちでの共同利用である。1886(明治19)年刊『日本鉱泉誌』の「鹽場ヶ谷鉱泉」にも、「浴場を設けず病者採酌して澡浴に供す」³²⁾とあり、共同湯は成立しなかった。

遠江国では、1789(寛政元)年の奥付の内山真竜遺稿『遠江国風土記伝』が、「磐田郡敷地村」の「虫生(むしゅう・むしう)」を「出湯、湿病を治す」³³⁾と記す。この虫生温泉について磐田郡の『豊岡村史 通史編』は、1829(文政12)年8月の「遠州豊田郡虫生村差出帳」に「湯元に薬師堂」「湯治人の宿は郷内の家が順番に勤めた」とあることを紹介している³⁴⁾。

『日本鉱泉誌』によると、虫生鉱泉は炭酸泉の冷泉で自然湧出していた。江戸時代から効能で知られる「薬湯」の湯治場で、唯一の泉源を村で管理し、湯治客の宿は郷内の家13戸が順番で担当していた歴史からみて、明治初年に設けた浴場は郷村の共同湯の性格

を有していたと考えられる。しかし冷泉のせいか、浴場は大正時代には衰退し、現存しない。

4 静岡県の共同湯の歴史的な特色

(1) 江戸期に輪郭を整えた県内共同湯

以上、静岡県のもととなった伊豆・駿河・遠江3国の江戸期の地誌を中心に、県内の主要温泉地における浴場、とりわけ共同湯つぼ=共同湯の成立過程を見てきた。『豆州志稿』元版にみるように、記載された温泉地の共同湯つぼは、今日まで続く伊豆半島の各温泉地の共同湯の前身と見受けられる。

なかでも県内最大の共同湯を現在保つ伊東温泉は、かつての松原村、玖須美村、和田村、鎌田村、岡村等の各温泉を発祥とする今日的総称である。伊東の各村の単位が今では松原財産区、玖須美財産区、鎌田財産区といった財産区を構成し、村持であった温泉資源と共同湯つぼ³⁵⁾を財産区で管理運営し、現在の松原大黒天神湯、毘沙門天芝の湯、鎌田福祿寿の湯といった共同湯として共同利用、一般開放もしてきた。

伊東温泉のこれらの現共同湯は名称を当時の村名、今日の地区名にのっとっている。湯ヶ島温泉でも、『伊豆志』記載の「西平湯」が現西平共同浴場に、「大見大瀧ノ湯」が現滝の湯に、『豆州志稿』記載の「瀬古瀧温泉」が現世古の湯というように温泉地の歴史は最も地元に近い共同湯名称として息づいている。

(2) 温泉地構造における共同湯の二つの類型

このように歴史的に県内共同湯を見つめたとき、一定の類型化が可能である(図1)。一つは、代表的温泉地名を冠して【熱海型】と呼べる類型である。これは温泉地の形成と成立した基本構造において、主泉源を囲んで独占的あるいは優先的に源泉を引湯、湯宿を構成する「湯戸」が主導し、共同湯は従となるあり方である。これに該当する県内の歴史的な温泉地で言えば、古奈温泉も該当した。

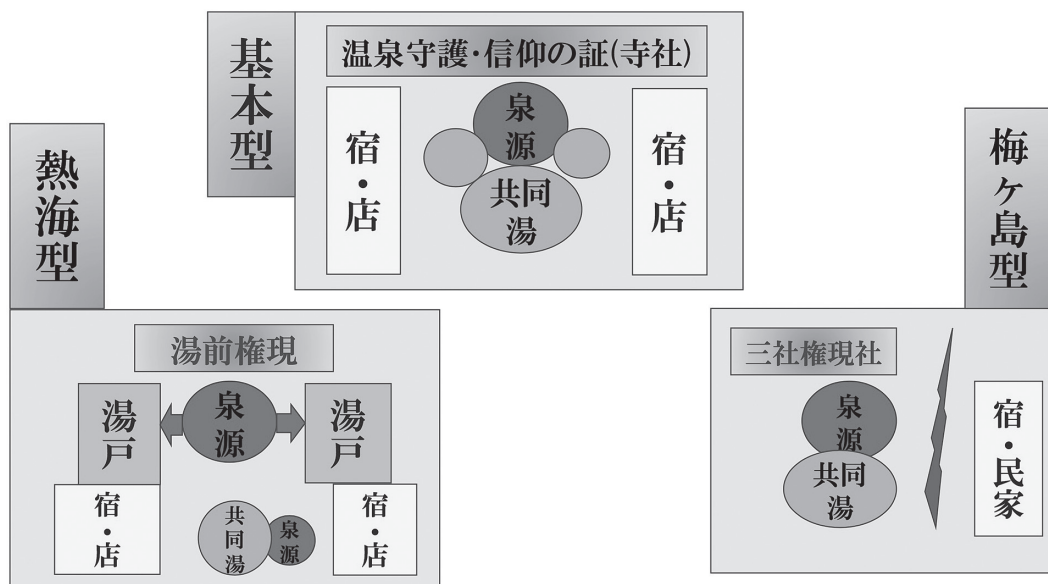


図1 温泉地構造の基本型と県内の2つの類型
(注) 石川作成。

もう一つは、【梅ヶ島型】と呼べる類型である。江戸期以前から温泉集落・村の惣有(総有)で温泉と共同湯つぼを管理運営し、泉源傍らに設けた共同湯が主体で、周囲に形成される宿も共同湯を利用するあり方である。ほかに該当する歴史的温泉地を挙げれば、明治期を中心にした虫生温泉を挙げられる。梅ヶ島も虫生も現在では共同湯を有していない。

静岡県における歴史的な共同湯の特色は、温泉地の景観形成の構成要件となる基本構造に位置づけられる共同湯に、この二つの対極的な類型が同時に見られる点にあるだろう。

5 まとめ

先の『日本鉱泉誌』は自然湧出泉時代の計885鉱泉(温泉)の集大成で、静岡県では28カ所(うち伊豆半島24、その他4=梅ヶ島、鹽場ヶ谷、虫生、根堅〔ねがた〕)を記載する。この数は、福島86カ所を最大とする全国13位に過ぎない。その後静岡県でいかに掘削、動力揚湯の温泉開発が進んだかわかる。それに伴い、県内の希少な自然湧出泉が失われていく中で、梅ヶ島温泉は利用源泉の大半が

自然湧出泉という状態を保つ。それは地元民が長く温泉資源と共同湯を管理してきた賜でもあろう。

近年では大規模地熱発電開発で東北、九州をはじめ周辺の噴気地帯や自然湧出泉の消滅が顕著で、温泉地の根幹となる温泉資源の持続可能性が問われて久しい。これに鑑み、共同湯という地域(住民)による共同管理・利用の一つの歴史的蓄積が再評価されよう。共同湯は、温泉が湧出する泉源近くに入浴利用する湯つぼを温泉地域共同でこしらえたものである。したがって温泉資源の利用効率が高く、湧出量に見合う適正規模のため、持続可能性が高い。そうした面からも温泉開発が進んだ県こそ、あらためて共同湯の歴史と現況を見つめ直す意義がある。

本稿では、土肥、修善寺、湯ヶ島、下田周辺温泉などについては旧各村レベルの史料調査まで至らず、湯つぼの惣(総)有があったかどうか、考察がなお不十分である。この点を今後の共同湯研究の課題としていきたい。

注・参考文献

- 1) 石川理夫 (2009) : 「温泉地における共同湯の意義の再評価—惣湯考察を受けて—」『温泉地域研究』第12号、1-12頁。
- 2) 前掲1)、6頁。
- 3) 前掲1)、6頁。
- 4) 石川理夫 (2012) : 「温泉利用の公衆浴場数全国一の長野県における共同湯の現状」『温泉地域研究』第19号、1頁。
- 5) 赤池勇治 (2019) : 「国民保養温泉地・梅ヶ島温泉の形成過程」『温泉地域研究』第32号、1-12頁。
- 6) 前掲4)、2-3頁。
- 7) ここでは高柳友彦 (2017) : 「熱海の温泉組合と共同浴場」『熱海温泉誌』熱海市、270-272頁と、高柳 (2018) : 「第7章 資源利用における行財政の役割と過少利用の影響—温泉資源を事例に」『収縮経済下の公共政策』慶應義塾大学出版会、148-149頁の2点を挙げておく。
- 8) 静岡県 (1988) : 『静岡県史 資料編4 古代』、90頁。
- 9) 吉野朋美 (2017) : 「歌にみる熱海—中世まで」『熱海温泉誌』熱海市、59-60頁。
- 10) 『梁塵秘抄』巻第二・三一〇。
- 11) 前掲9)の『熱海温泉誌』では、カラー口絵及び本文51頁で『箱根権現縁起絵巻』(個人蔵／画像: 神奈川県立歴史博物館)を図版紹介している。
- 12) 前掲9)、51頁、65頁。
- 13) 『和(倭)名類聚抄(鈔)』二十巻本の巻五「国郡部」記載の伊豆国田方郡の13郷名中の一つ。「直見(あたみ)」と記される。
- 14) 妙本寺本『曾我物語』巻五。角川源義編 (1969) : 『貴重古典籍叢刊3』に収録。
- 15) 南北朝時代の北朝暦で「康永二年(1343)十二月二十五日」との年月日を記し、三嶋大社関係者の在判がある『伊豆国神階帳』に「従四位上熱海の湯明神」が記される。神階帳は、927(延長5)年撰上の『延喜式』神名帳以降、諸国で作成されて国庁(伊豆国は三嶋)に保管されてきた。以上については、石川 (2017) : 「『あたみ』の黎明期から伊豆山・熱海郷の温泉時代へ」『熱海温泉誌』、25-26頁参照。
- 16) 静岡県 (1988) : 『静岡県史 資料編5 中世I』、413頁。
- 17) 前掲16)、431頁。
- 18) 前掲16)、300頁。
- 19) 前掲16)、300頁。史料名は室町時代の『鎌倉大日記』。
- 20) 前掲16)、300頁。『吾妻鏡』は、鎌倉幕府第三代執権北条泰時が1213(建保元)年12月18日に「阿多美郷」を走湯権現に「放生之地」として寄進したことを記す。
- 21) 前掲9)、68頁。
- 22) 前掲9)、69頁。前掲16)、1041頁。
- 23) 前掲9)、27-28頁、52-58頁。
- 24) 前掲5)、2-6頁。
- 25) 国立国会図書館デジタルコレクション(DC)『伊豆志』。伊豆郷土研究会が1935(昭和10)年に出版した活字版による。
- 26) 国文学研究資料館日本古典籍総合目録データベース(DB)中の筆写体の元版『豆州志稿』にもとづく。『豆州志稿』は江戸時代には刊行されず、1888(明治21)年に内容を増補訂正したものが『増訂豆州志稿』として印刷刊行された(国会図書館DC収録)。
- 27) 前掲26)、『豆州志稿』巻六「温泉」、コマ番号244。
- 28) 前掲26)、『豆州志稿』巻六「温泉」、コマ番号249。
- 29) 前掲9)、82-83頁。
- 30) 国会図書館DC『駿河記』巻六、コマ番号212。
- 31) 前掲30)、巻十七、コマ番号395-396。
- 32) 内務省衛生局編(1886) : 『日本鉱泉誌』中巻、180-181頁。
- 33) 国会図書館DC『遠江国風土記伝』、コマ番号127。
- 34) 豊岡村史編さん委員会編(1995) : 『豊岡村史 通史編』、531-532頁。
- 35) 1911(明治44)年6月刊の中内蝶二編『伊東案内記』に「玖須美共同湯」などと、「共同湯」用語の国内初出と思われる記述がある。伊東温泉の共同湯性格をよく示している。

ベスト・ワースト・スケーリングによる 温泉地への期待に関する定量分析 —玉造温泉宿泊者を対象として—

Quantitative Analysis of Expectation for Hot Spring Area by Using Best-Worst Scaling: A Case Study on Hotel Guests of Tamatsukuri-onsen Hot Springs

古安 理英子* 赤沢 克洋**
Rieko KOYASU Katsuhiko AKAZAWA

キーワード：温泉地への期待 (expectation for hot spring area) ・ 宿泊客 (hotel guest) ・
ベスト・ワースト・スケーリング (Best-Worst Scaling) ・
玉造温泉 (Tamatsukuri-onsen hot springs)

1 緒言

多くの温泉地では、旅行志向の変化を背景に温泉地への旅行者誘引が課題となっており、魅力ある温泉地づくりに向けた様々な取り組みがなされている。温泉地への旅行者誘引には、温泉地旅行者の希求点に沿った魅力を創造・訴求し、効果的なマーケティング管理を行うことが重要であり、それに向けては旅行者が温泉地に対して何を期待するのかを把握することが端緒となろう。つまり、旅行者が抱く温泉地への期待には、温泉に入ることや旅館に宿泊することに加え、自然や景色を見たり、温泉情緒を感じたり、料理を味わったり、買い物をしたりすること等が考えられるが、こうした温泉地への期待について旅行者にとっての重要度を定量的に明らかにすることが必要となる。

温泉地旅行者を分析対象とした研究を概観すると、山本¹⁾は、2か所の温泉地において携帯電話の位置情報データを用いて旅行者の社会経済属性を調査している。浦²⁾は、別府温泉への旅行者の社会経済属性、旅行特性、来訪理由(温泉の知名度、景色の良さ等)、満足評価(風景、宿泊施設、観光施設等)を明らかにしている。佐藤³⁾は、北海道の5か

所の温泉地において旅行者の温泉地のイメージを調査している。西田・上岡・下嶋⁴⁾は、温泉地への旅行で重視することを尋ねたアンケート調査から温泉地旅行に求める尺度20項目(部屋の快適度、街の情緒、温泉の効能等)を提示している。浜田⁵⁾は、湯田温泉への宿泊旅行者の費用と満足評価(泉質、交通の便、料金等)を明らかにしている。吉兼⁶⁾は、城崎温泉における旅行者の社会経済属性、旅行特性、訪問目的(温泉、外湯めぐり、町並み散策等)、満足評価(清潔感、料理、観光施設等)、費用、再訪意向等を調査している。

三宅⁷⁾は、つなぎ温泉における旅行者の社会経済属性、旅行特性、訪問目的(温泉、同行者と過ごす、観光名所等)、イメージ、再訪意向、周辺観光地の認知度を調査している。木下・野村⁸⁾は、湯田温泉旅行者の社会経済属性、旅行特性、周辺観光地への周遊行動を明らかにしている。井上ほか⁹⁾は、城崎温泉旅行者の回遊行動と居住者の生活行動との関係について検討している。肖・山本¹⁰⁾は、銀山温泉における旅行者の社会経済属性、旅行特性、温泉地への期待(町並み鑑賞、温泉、散策等)、旅行者選好を調査するとともに、

*鳥取大学大学院(Tottori University), **島根大学(Shimane University)

温泉街での散策行動を明らかにしている。横関¹¹⁾は、由布院温泉の浴場利用者を温泉地に対する受益意識と負担意向に基づいて類型化し、各利用者類型の特徴を解明している。

以上でみたように、温泉地旅行者の意識および行動を把握する試みがなされ、その中には温泉地に対する期待を明らかにした研究もみられる。しかし、温泉地旅行者の温泉地への期待の相対的な重要度を明らかにした研究は管見の限りない。また、上記の吉兼が訪問目的と性別、年齢、旅行形態との関連を分析しているものの、温泉地への期待と旅行者の特徴との関連を明らかにした研究は十分ではない。

そこで本研究は、温泉地旅行者のうち宿泊者を対象として、その温泉地への期待を定量的に明らかにすることを目的とする。そのため、相対評価の分析手法であるベスト・ワースト・スケーリング (Best-Worst Scaling、以下 BWS) を援用し、次の2つの分析課題に取り組む。第1に、BWSデータについてランダムパラメータロジットモデル (Random Parameter Logit Model、以下 RPL モデル) を適用して、宿泊者の温泉地への期待の相対的な重要度を明らかにする。第2に、交差項を含めた推定を行い、宿泊者の温泉地への期待の重要度に差をもたらす要因を明らかにする。温泉地への期待の重要度に差をもたらす要因の候補には、旅行者属性、旅行者選好、旅行の発動要因を取り上げる。

分析対象には鳥根県松江市の玉造温泉を取り上げる。玉造温泉は温泉地の魅力づくりに積極的に取り組んでおり、温泉地の期待に関する評価指標となる温泉街や観光名所等の温泉地観光資源を兼ね備えていることから分析対象として適した事例である。分析データには、玉造温泉の宿泊者に対するアンケート調査を実施し、その結果を用いる。

2 BWSについて

BWSは、選択肢の相対評価に関するデー

タから回答者の選好を明らかにする手法であり、1980年代後半に J. J. Louviere によって開発され、日本では2000年代からマーケティングや環境評価等の様々な分野において適用され始めた、比較的新しい分析手法である^{12~15)}。

BWSでは、アンケート票において回答者に複数の選択肢の中から最も優先順位が高い選択肢 (Best) と最も優先順位が低い選択肢 (Worst) を選ぶ質問を繰り返し行い、そのデータの集計・分析を通して回答者の各選択肢に対する相対的な重要度を明らかにする。BWSのメリット^{16) 17)}は、まず、段階評定法では測りきれない選択肢間の評価の差を明確に把握でき、各選択肢の重要度を明らかにできることである。また、BWSでは回答者は評価基準に対して極端な選択肢を選べばよいので、順位付けする方式と比べて回答者の心理的負担を軽減できる。さらに、優先順位が高い選択肢だけでなく、優先順位が低い選択肢も尋ねることにより、単に優先順位が高い選択肢だけを選択するものよりも多くの情報を得られる。

本研究では、旅行者の温泉地への期待の重要度を明らかにし、温泉地への期待に対する回答の背後にある旅行者の特徴を明らかにするために BWS を適用することとした。BWSは評価対象である選択肢の特徴によって3タイプに分けられるが、本研究の評価対象は温泉地への期待のみであるため、複数の項目を提示し、最も優先順位が高い項目および低い項目を選択させるオブジェクト型を用いた¹⁸⁾。

BWSの調査では、調査票の作成のために、BWSの設問文の設定と選択肢の選定をした上で、選択肢集合を設計する必要がある。選択肢集合とは、選択肢の組み合わせのことである。BWSでは、選択肢間の相対評価を行うために各選択肢集合を各設問として回答者に提示し、選択肢のすべての組み合わせ (全選択肢集合) について Best と Worst を繰り返

返し尋ねる。選択肢集合を作成するためには、釣り合い型不完備ブロック計画 (Balanced Incomplete Block Design : BIBD) を用い、選択肢集合の数 (設問数)、選択肢集合における選択肢の項目と数 (各設問の選択肢内容と選択肢数) を決定する。なお、BIBD で得られる選択肢集合は、全選択肢集合で各選択肢が同じ回数だけ出現するよう抽出される。

本研究では、温泉地 (玉造温泉) に期待していたこととして「最も優先順位が高いこと」および「最も優先順位が低いこと」を尋ねる設問文を設定し、その選択肢 (温泉地への期待項目) として9項目を選定した。その9項目から BIBD に基づき選択肢集合を作成したところ、選択肢集合の数は12、各選択肢集合の選択肢数は3となった。つまり、今回使用する BWS のアンケート票は3肢から Best と Worst のそれぞれ1つを選択する12の設問から構成される。

データの分析には、計数法とモデリング法があるが、本研究では操作性が高く、精緻な結果が得られると期待できるモデリング法を採用する。モデリング法は、モデルを推定して得られたパラメータから各項目の相対評価を行う方法である。具体的には、max-diff モデルに対して条件付きロジットモデル (Conditional Logit model、以下、CLモデル) や RPL モデルを適用していく。max-diff モデルは、選択可能な Best と Worst の組み合わせすべてについて、回答者は評価尺度上の位置の差を検討し、差が最大になる組み合わせを Best と Worst として選択すると仮定したものである¹⁹⁾。CLモデルはすべての回答者が同質な選好をもつことを仮定し、RPLモデルは各選択肢に対する回答者の評価が個人間で異なることを仮定した離散選択モデルである。したがって、RPLモデルでは、CLモデルのパラメータに相当する平均パラメータと個人間の多様性を示す標準偏差パラメータが推定される。

本研究では、CLモデルと RPLモデルの両

モデルについて推定を行ったが、個人間で選好が異なることを許容して、RPLモデルの推定結果を採用した。また、主効果のみのモデルに加えて交差項を含むモデルも採用したため、平均パラメータとしては主効果パラメータのみあるいは主効果パラメータと交差項パラメータの両方が推定される。分析には、統計分析環境 R の4つのパッケージ (crossdes、support.BWS、mlogit、gmnl) を用いた^{20) 21)}。

3 データ

(1) 分析対象

玉造温泉は、島根県松江市に位置し、日本を代表する古湯の1つである。泉質はナトリウム・カルシウム-硫酸塩・塩化物泉であり、733 (天平5) 年に完成した『出雲国風土記』において湯治効果の高い「神の湯」として紹介されている²²⁾。玉造温泉には16軒の温泉旅館があり、南北に流れる玉湯川に沿って温泉街が約1.2kmにわたって続いている。温泉街には、食事処や土産物店などがあり、玉作湯神社に代表される観光名所が点在し、3か所に整備された足湯も人気を博している。さらに、古くから地域に根付く歴史や文化があり、その落ち着いた雰囲気は温泉ならではの情緒や風情を感じさせる。

2007 (平成19) 年に複数の旅館の経営破綻という危機に直面した玉造温泉では、それを機に温泉の効能と歴史を取り上げ、「美肌・姫神の湯」をテーマにした観光まちづくりに取り組んでいる。その温泉地の魅力づくりの1つが、温泉成分を含む基礎化粧品の開発・販売である。この他に、美肌作用をもつ温泉水を汲める井戸の設置、パワースポットや写真撮影スポットの充実、神話を模したオブジェやユニークな看板の設置などが積極的になされてきた。

島根県を代表する観光地である松江城や出雲大社と地理的に近く、滞在型観光の重要な拠点となっている。観光入込客数は出雲大社

の平成の大遷宮があった2013年には75.4万人にまで増加したが、現在は61.6万人(2017年)とやや減少傾向にある²³⁾。

(2) アンケート調査

温泉地に対する旅行者の期待に関するBWSのデータを得るためにアンケート調査を実施した。玉造温泉において温泉地を通行している宿泊者ならびに非宿泊者に自記式による調査を依頼した。調査期間は2018年11月3日から25日の13日間とした。その結果、489人の宿泊者から回答が得られ、そのうち有効回答459部を分析に供試する。

アンケート票の質問は、①温泉地への期待に関するBWSの質問と②温泉地への期待の重要度に差をもたらす要因に関する質問から構成される。

まず、BWSの質問は、温泉地(玉造温泉)に期待することとして「最も優先順位が高いこと」および「最も優先順位が低いこと」を3つの選択肢の中から1つずつ選択してもらうものであり、前述のように12の設問(選択肢集合)から構成される。温泉地への期待項目は、文献調査などに基づき表1に示す9項目を選定した。なお、温泉に入ることと旅館に泊まることも温泉地に対する期待であるが、これらが温泉地の宿泊者にとって極端に優先されると予見されるため選択肢から除外することとした。

次に、期待の重要度に差をもたらす要因に関する質問には、旅行者属性、旅行者選好、

表1 温泉地への期待項目

| 項目 | 内容 |
|-----|------------------|
| 足湯 | 足湯に入ったり、湯めぐりをする |
| 街散策 | 温泉街を散策すること |
| 料理 | おいしい料理や食べ物を食べる |
| 買い物 | 買い物をしたり、お土産を買う |
| 歴史 | 地域の歴史や文化にふれる |
| 自然 | 自然を感じたり、風景を楽しむ |
| 会話 | 旅館やお店の人と話す |
| 情緒 | 温泉らしい情緒や風情を味わう |
| 名所 | 観光名所やパワースポットを訪れる |

(注)筆者作成。

旅行の発動要因を尋ねた。旅行者属性に関する質問(表2)は、性別、年齢層、居住地、訪問経験の有無、同行形態、訪問理由、事前期待を取り上げた。回答形式は、事前期待は5件法、年齢と居住地を除く項目は当てはまるか否かを2件法で問うた。

旅行者属性の集計結果をみると、「女性」が7割近くを占めている。年齢層は「20代」が約3割を占めて最も多く、また「30代」「40代」「50代」がそれぞれ約2割ずつであった。居住地は「中国地方居住者」が3割程度である。訪問経験は「初めて」が7割近くを占めており、「2回目」は2割に達していなかった。同行形態は、「家族」が半数を超えることに加え、「女子旅」が3割ほどいることが特徴的である。訪問理由は、約1割の旅行者が「主目的地」であった。「事前期待」はカテゴリ4および5(「強く期待していた」および「とても強く期待していた」と回答した旅行者が2割程度みられた。

旅行者選好に関する質問(図1)は、「旅行愛好」「温泉愛好」「買い物愛好」「街歩き愛好」等の11項目を取り上げた。回答形式は、各項目について当てはまるか否かの2件法とした。

表2 旅行者属性

| | | | | | |
|------|--------|-------|------|-------------|-------|
| 性別 | 男性 | 31.4% | 同行形態 | 家族 | 53.6% |
| | 女性 | 68.6% | | 子供連れ | 5.0% |
| 年齢層 | 10代 | 2.4% | 訪問理由 | 一人旅 | 2.2% |
| | 20代 | 28.5% | | 女子旅 | 29.8% |
| | 30代 | 19.0% | | グループ旅行 | 12.9% |
| | 40代 | 18.5% | | パックスツアー旅行 | 2.0% |
| | 50代 | 20.3% | | 主目的地 | 12.2% |
| | 60代 | 9.2% | | 付き添い | 0.4% |
| | 70代 | 2.2% | | なんとなく | 2.8% |
| 居住地 | 中国地方 | 29.8% | 事由 | 目当ての店への来店 | 0.9% |
| | 中国地方以外 | 70.2% | | お気に入り旅館への訪問 | 3.5% |
| 訪問経験 | 初めて | 67.8% | 事前期待 | 期待していなかった | 1.3% |
| | 2回目 | 17.0% | | やや期待していた | 24.2% |
| | 3回目 | 5.4% | | 期待していた | 52.1% |
| | 4回目 | 3.3% | | 強く期待していた | 13.5% |
| | 5回目 | 1.5% | | とても強く期待していた | 8.9% |
| | 6回目以上 | 5.0% | | | |

(注)筆者作成。

旅行者選好の集計結果によれば、最も選択率が高い選好は「旅行愛好」であり、その回答率は8割を超えていることがわかる。さらに、「温泉愛好」が約7割と高かった。また、「買い物愛好」「街歩き愛好」「グルメ志向」が約3割から4割程度、「写真愛好」「田舎愛好」「美容関心」「健康志向」が2割程度を占める。一方、「島根愛好」「玉造ファン」は2割を下回っていた。

旅行の発動要因に関する質問(図2)は、玉造温泉への旅行に期待する経験を尋ねるものであり、旅行の発動要因と経験価値の2つの概念に基づき選定した。旅行の発動要因は、「観光旅行に駆り立てるはたらきをする心理的要因」²⁴⁾であり、既存研究において、緊張

解消、娯楽追求、関係強化、知識増進、自己拡大の5つの指標²⁵⁾が示されている。一方、B. Schmittが提唱する経験価値は、製品やサービスの利用経験を通じて得られる心理的・感覚的な価値であり、Sense(五感を通じた経験)、Feel(情緒的な経験)、Think(知的な経験)、Relate(準拠集団との関係を通じた経験)、Act(行動を伴う経験)の5つの指標から構成される²⁶⁾。そこで、2つの概念に対応した項目を選定した。概念間で意味内容が近い項目を統合し、「五感」(Sense)、「リラックス」(緊張解消、Feel)、「高揚感」(娯楽追求、Feel)、「非日常性」(Feel)、「知識」(知識増進、Think)、「同行者」(関係強化、Relate)、「つながり」(関係強化、Relate)、

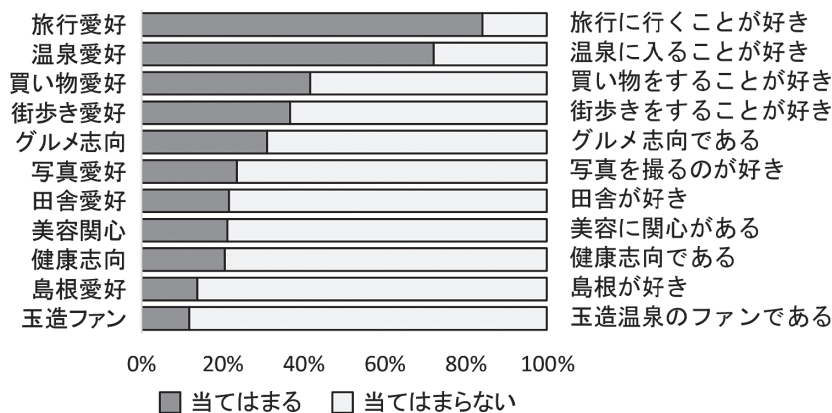


図1 旅行者選好

(注)筆者作成。

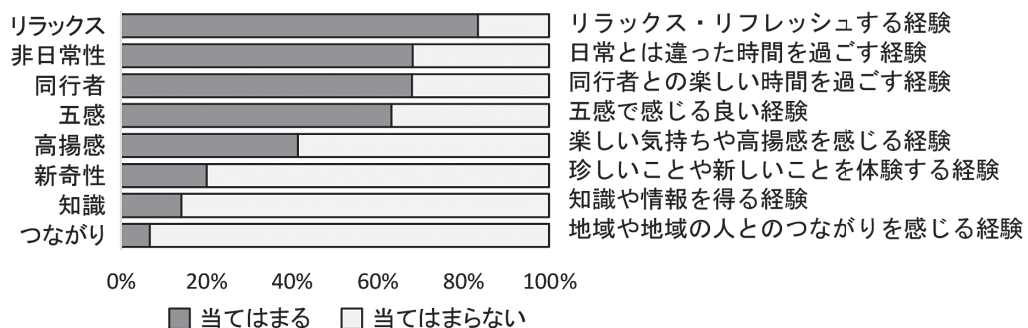


図2 旅行の発動要因

(注)筆者作成。

「新奇性」(Think、Act)の8項目を取り上げた。回答形式は、各項目について当てはまるか否かの2件法である。

旅行の発動要因に関する集計結果をみると、「リラックス」が最も選択率が高く、8割を占めていた。次いで、「非日常性」「同行者」が7割近く、「五感」が6割強と高かった。また、「高揚感」は4割程度であり、「新奇性」は2割であった。「知識」「つながり」は2割を下回っていた。

4 分析結果

(1) 温泉地への期待の重要度

旅行者の温泉地への期待の相対的な重要度を明らかにするために、RPLモデルを推定した。モデル推定は、BWSの集計結果においてBestの回答が最も少なかった「会話」を基準として「会話」の主効果パラメータを0とし、残りの温泉地への期待8項目の相対評価を主効果パラメータとして算出した。

表3の主効果のみの列に推定結果を示す。主効果パラメータはすべての項目において1%水準で有意かつ正值をとっており、基準とした「会話」と比べて重要度が高いといえる。また、主効果パラメータの大きさを比較すると、「料理」が最も重要度が高く、「情緒」「街散策」「名所」においても高い重要度を示していた。次いで重要度が高いのが「足湯」「自然」であり、「買い物」「歴史」は相対的に重要度が低かった。標準偏差パラメータは、「足湯」「料理」「買い物」「歴史」「名所」が1%水準で有意であった。この結果から、これらの温泉地への期待の重要度が旅行者間で多様性をもつことが示された。

(2) 温泉地への期待の重要度に差をもたらす要因

旅行者の温泉地への期待の重要度に差をもたらす要因を明らかにするために、交差項を含むRPLモデルを推定した。交差項には、旅行者属性、旅行者選好、旅行の発動要因を用意し、このうち選択率が2割を下回った項

目を除く、旅行者属性7項目²⁷⁾、旅行者選好9項目²⁸⁾、旅行の発動要因6項目²⁹⁾を取り上げた。これらの旅行者属性、旅行者選好、旅行の発動要因を交差項としたRPLモデルの推定結果を表3、表4、表5にそれぞれ示す。

たとえば、女性の交差項は女性1、男性0をとるダミー変数と各変数との積であり、主効果と交差項を含めた足湯のパラメータは女性が1.945(=1.571+0.374)、男性が1.571と推定される。さらに、交差項パラメータが1%水準で有意な正值であることから、女性の方が男性と比べて足湯の重要度が有意差をもって高く、性別は足湯への期待の重要度を左右する要因であると解釈できる。

以下では、交差項を含むRPLモデルの推定結果について5%水準で有意差がみられた交差項に注目してみたい。

1) 旅行者属性

旅行者属性の推定結果(表3)をみていくと、女性については、「歴史」を除く温泉地の期待項目において、交差項パラメータが1%水準で有意に正であり、女性の方が男性と比べて重要度が高かった。特に差が大きなのが「名所」であり、「買い物」「街散策」がそれに次いでいた。若年層については、「歴史」において1%水準で有意に負値、「名所」において5%水準で有意に正值をとるため、30代以上の年齢層と比べて20代以下の若年層の方が観光名所の重要度が高く、歴史文化の重要度が低いといえる。中国地方居住については、「料理」において1%水準で有意に正值、「歴史」「名所」において1%水準で有意に負値をとり、中国地方に居住する旅行者の方がそうでない場合と比べて料理の重要度が高く、歴史文化や観光名所の重要度が低いといえる。新規訪問については、「名所」において5%水準で有意に正值をとるため、初めて訪問する旅行者の方が観光名所の重要度が高いことが示された。家族については「名所」において5%水準で有意な負値をとり、家族で訪れている旅行者の方が観光名所の重要度

表3 RPLモデルの推定結果(主効果・旅行者属性)

| 変数 | 主効果のみ | | 女性 | | 若年層 | | 中国地方居住 | |
|-------------------|----------|-------|----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|
| | 係数 | t値 | 係数 | t値 | 係数 | t値 | 係数 | t値 |
| 足湯 | 1.792*** | 22.97 | 1.571*** | 14.12 | 1.780*** | 20.26 | 1.749*** | 19.69 |
| 街散策 | 2.074*** | 25.52 | 1.744*** | 16.05 | 2.034*** | 22.69 | 2.084*** | 22.15 |
| 料理 | 2.557*** | 23.31 | 2.277*** | 16.38 | 2.534*** | 21.61 | 2.421*** | 20.87 |
| 買い物 | 1.293*** | 20.29 | 0.755*** | 7.88 | 1.284*** | 17.14 | 1.342*** | 17.52 |
| 歴史 | 1.136*** | 18.01 | 1.062*** | 10.54 | 1.302*** | 16.98 | 1.242*** | 16.23 |
| 自然 | 1.619*** | 22.38 | 1.350*** | 13.28 | 1.672*** | 20.12 | 1.626*** | 19.44 |
| 情緒 | 2.196*** | 26.81 | 1.978*** | 17.48 | 2.235*** | 23.80 | 2.221*** | 23.32 |
| 名所 | 2.001*** | 23.27 | 1.300*** | 11.93 | 1.929*** | 20.52 | 2.250*** | 20.96 |
| 交差項 | | | | | | | | |
| 足湯 | | | 0.374*** | 2.89 | 0.098 | 0.73 | 0.182 | 1.35 |
| 街散策 | | | 0.536*** | 4.31 | 0.202 | 1.55 | 0.007 | 0.05 |
| 料理 | | | 0.464*** | 3.33 | 0.165 | 1.14 | 0.529*** | 3.49 |
| 買い物 | | | 0.834*** | 6.70 | 0.054 | 0.43 | -0.150 | -1.18 |
| 歴史 | | | 0.144 | 1.16 | -0.528*** | -4.04 | -0.333*** | -2.59 |
| 自然 | | | 0.444*** | 3.64 | -0.129 | -1.01 | 0.003 | 0.02 |
| 情緒 | | | 0.376*** | 2.97 | -0.054 | -0.41 | -0.044 | -0.34 |
| 名所 | | | 1.078*** | 7.79 | 0.300** | 2.11 | -0.814*** | -5.70 |
| 標準偏差パラメータ | | | | | | | | |
| 足湯 | 0.717*** | 5.34 | 0.748*** | 5.65 | 0.754*** | 5.74 | 0.734*** | 5.35 |
| 街散策 | 0.056 | 0.15 | 0.075 | 0.18 | 0.069 | 0.20 | 0.056 | 0.17 |
| 料理 | 0.900*** | 6.50 | 0.903*** | 6.47 | 0.922*** | 6.69 | 0.885*** | 6.23 |
| 買い物 | 0.448*** | 2.73 | 0.424** | 2.45 | 0.486*** | 3.12 | 0.475*** | 2.93 |
| 歴史 | 0.544*** | 3.62 | 0.555*** | 3.73 | 0.519*** | 3.47 | 0.524*** | 3.36 |
| 自然 | 0.043 | 0.10 | 0.021 | 0.04 | 0.014 | 0.03 | 0.127 | 0.38 |
| 情緒 | 0.043 | 0.13 | 0.111 | 0.36 | 0.140 | 0.52 | 0.031 | 0.10 |
| 名所 | 0.979*** | 7.89 | 0.934*** | 7.41 | 0.988*** | 7.97 | 0.922*** | 7.23 |
| 対数尤度 | -8365 | | -8308 | | -8330 | | -8300 | |
| 疑似 R ² | 0.140 | | 0.146 | | 0.144 | | 0.147 | |
| 変数 | | | | | | | | |
| 主効果 | 新規訪問 | | 家族 | | 女子旅 | | 事前期待 | |
| | 係数 | t値 | 係数 | t値 | 係数 | t値 | 係数 | t値 |
| 足湯 | 1.712*** | 14.73 | 1.853*** | 17.88 | 1.772*** | 20.35 | 1.753*** | 20.49 |
| 街散策 | 2.062*** | 17.57 | 2.007*** | 19.72 | 2.036*** | 22.85 | 2.025*** | 22.79 |
| 料理 | 2.728*** | 17.78 | 2.491*** | 19.44 | 2.499*** | 21.49 | 2.575*** | 21.33 |
| 買い物 | 1.321*** | 12.48 | 1.370*** | 15.12 | 1.154*** | 16.14 | 1.234*** | 17.52 |
| 歴史 | 1.114*** | 10.57 | 1.036*** | 11.66 | 1.203*** | 16.26 | 1.120*** | 15.88 |
| 自然 | 1.508*** | 13.83 | 1.622*** | 16.92 | 1.584*** | 19.70 | 1.599*** | 20.09 |
| 情緒 | 2.150*** | 18.15 | 2.158*** | 20.87 | 2.177*** | 24.05 | 2.132*** | 23.94 |
| 名所 | 1.804*** | 14.81 | 2.169*** | 18.80 | 1.723*** | 19.86 | 1.866*** | 20.63 |
| 交差項 | | | | | | | | |
| 足湯 | 0.124 | 0.95 | -0.112 | -0.91 | 0.108 | 0.78 | 0.226 | 1.46 |
| 街散策 | 0.024 | 0.19 | 0.128 | 1.07 | 0.172 | 1.28 | 0.278* | 1.84 |
| 料理 | -0.244* | -1.70 | 0.127 | 0.96 | 0.248* | 1.66 | 0.001 | 0.01 |
| 買い物 | -0.038 | -0.31 | -0.143 | -1.21 | 0.499*** | 3.71 | 0.299** | 2.02 |
| 歴史 | 0.035 | 0.28 | 0.188 | 1.57 | -0.214 | -1.59 | 0.104 | 0.70 |
| 自然 | 0.169 | 1.36 | -0.004 | -0.04 | 0.152 | 1.14 | 0.132 | 0.89 |
| 情緒 | 0.074 | 0.57 | 0.074 | 0.61 | 0.113 | 0.83 | 0.345** | 2.25 |
| 名所 | 0.297** | 2.16 | -0.310** | -2.37 | 0.996*** | 6.50 | 0.663*** | 4.01 |
| 標準偏差パラメータ | | | | | | | | |
| 足湯 | 0.724*** | 5.38 | 0.723*** | 5.43 | 0.752*** | 5.76 | 0.732*** | 5.37 |
| 街散策 | 0.052 | 0.13 | 0.041 | 0.12 | 0.071 | 0.19 | 0.068 | 0.18 |
| 料理 | 0.891*** | 6.39 | 0.901*** | 6.54 | 0.908*** | 6.59 | 0.915*** | 6.53 |
| 買い物 | 0.452*** | 2.76 | 0.433*** | 2.58 | 0.448*** | 2.72 | 0.462*** | 2.82 |
| 歴史 | 0.553*** | 3.71 | 0.538*** | 3.57 | 0.529*** | 3.44 | 0.550*** | 3.62 |
| 自然 | 0.053 | 0.13 | 0.048 | 0.12 | 0.027 | 0.06 | 0.080 | 0.21 |
| 情緒 | 0.013 | 0.04 | 0.063 | 0.18 | 0.076 | 0.22 | 0.038 | 0.11 |
| 名所 | 0.977*** | 7.83 | 0.971*** | 7.85 | 0.906*** | 7.21 | 0.969*** | 7.66 |
| 対数尤度 | -8353 | | -8348 | | -8305 | | -8349 | |
| 疑似 R ² | 0.141 | | 0.142 | | 0.146 | | 0.142 | |

(注) 筆者作成。***は1%、**は5%、*は10%の水準で有意であることを示す。

表4 RPLモデルの推定結果(旅行者選好)

| 変数 主効果 | 旅行愛好 | | 温泉愛好 | | 買い物愛好 | | 街歩き愛好 | | グルメ志向 | |
|------------------|-----------|-------|----------|-------|-----------|-------|----------|-------|-----------|-------|
| | 係数 | t値 | 係数 | t値 | 係数 | t値 | 係数 | t値 | 係数 | t値 |
| 足湯 | 1.257*** | 8.83 | 1.435*** | 12.27 | 1.898*** | 18.24 | 1.835*** | 19.96 | 1.910*** | 20.92 |
| 街散策 | 1.778*** | 12.43 | 2.061*** | 16.72 | 2.147*** | 19.57 | 1.944*** | 21.83 | 2.117*** | 23.33 |
| 料理 | 2.098*** | 12.44 | 2.651*** | 17.04 | 2.570*** | 19.05 | 2.528*** | 21.12 | 2.393*** | 21.67 |
| 買い物 | 0.994*** | 7.44 | 1.408*** | 12.41 | 1.112*** | 13.85 | 1.238*** | 16.23 | 1.246*** | 16.74 |
| 歴史 | 0.980*** | 7.16 | 1.153*** | 10.22 | 1.335*** | 15.38 | 1.119*** | 14.67 | 1.192*** | 15.79 |
| 自然 | 1.227*** | 9.06 | 1.608*** | 13.79 | 1.741*** | 18.01 | 1.541*** | 18.66 | 1.665*** | 19.97 |
| 情緒 | 1.907*** | 13.11 | 2.045*** | 16.72 | 2.355*** | 21.42 | 2.166*** | 23.50 | 2.240*** | 24.38 |
| 名所 | 1.495*** | 9.80 | 1.806*** | 14.01 | 1.917*** | 18.12 | 1.908*** | 19.89 | 2.068*** | 21.17 |
| 交差項 | | | | | | | | | | |
| 足湯 | 0.647*** | 4.16 | 0.497*** | 3.66 | -0.205 | -1.63 | -0.100 | -0.77 | -0.376*** | -2.84 |
| 街散策 | 0.363** | 2.41 | 0.020 | 0.16 | -0.117 | -0.96 | 0.384*** | 3.03 | -0.132 | -1.03 |
| 料理 | 0.554*** | 3.29 | -0.125 | -0.84 | 0.052 | 0.38 | 0.111 | 0.80 | 0.549*** | 3.70 |
| 買い物 | 0.368** | 2.49 | -0.161 | -1.24 | 0.456*** | 3.74 | 0.161 | 1.30 | 0.159 | 1.26 |
| 歴史 | 0.195 | 1.29 | -0.024 | -0.19 | -0.458*** | -3.71 | 0.057 | 0.46 | -0.180 | -1.41 |
| 自然 | 0.478*** | 3.26 | 0.018 | 0.14 | -0.250** | -2.08 | 0.233* | 1.88 | -0.139 | -1.10 |
| 情緒 | 0.355** | 2.32 | 0.214 | 1.61 | -0.321*** | -2.61 | 0.107 | 0.84 | -0.136 | -1.05 |
| 名所 | 0.614*** | 3.74 | 0.274* | 1.92 | 0.256* | 1.93 | 0.278** | 2.04 | -0.206 | -1.49 |
| 標準偏差パラメータ | | | | | | | | | | |
| 足湯 | 0.703*** | 5.26 | 0.683*** | 5.04 | 0.756*** | 5.39 | 0.713*** | 5.31 | 0.704*** | 5.25 |
| 街散策 | 0.042 | 0.11 | 0.052 | 0.14 | 0.127 | 0.32 | 0.052 | 0.15 | 0.037 | 0.11 |
| 料理 | 0.891*** | 6.48 | 0.903*** | 6.57 | 0.935*** | 6.40 | 0.913*** | 6.65 | 0.855*** | 6.12 |
| 買い物 | 0.434** | 2.62 | 0.443** | 2.72 | 0.405** | 2.21 | 0.465*** | 2.90 | 0.438** | 2.65 |
| 歴史 | 0.542*** | 3.66 | 0.550*** | 3.71 | 0.553*** | 3.53 | 0.544*** | 3.62 | 0.553*** | 3.75 |
| 自然 | 0.010 | 0.02 | 0.017 | 0.03 | 0.093 | 0.21 | 0.030 | 0.06 | 0.031 | 0.07 |
| 情緒 | 0.046 | 0.14 | 0.040 | 0.13 | 0.036 | 0.11 | 0.059 | 0.18 | 0.029 | 0.08 |
| 名所 | 0.970*** | 7.91 | 0.976*** | 7.93 | 0.987*** | 7.48 | 0.986*** | 7.97 | 0.982*** | 8.02 |
| 対数尤度 | -8351 | | -8339 | | -8302 | | -8350 | | -8328 | |
| 疑似R ² | 0.142 | | 0.143 | | 0.147 | | 0.142 | | 0.144 | |
| 変数 | | | | | | | | | | |
| 主効果 | 写真愛好 | | 田舎愛好 | | 美容関心 | | 健康志向 | | | |
| | 係数 | t値 | 係数 | t値 | 係数 | t値 | 係数 | t値 | | |
| 足湯 | 1.829*** | 21.35 | 1.789*** | 21.33 | 1.734*** | 20.83 | 1.808*** | 21.14 | | |
| 街散策 | 2.120*** | 23.99 | 2.024*** | 24.01 | 2.031*** | 23.40 | 2.100*** | 23.64 | | |
| 料理 | 2.640*** | 22.45 | 2.612*** | 22.48 | 2.533*** | 21.77 | 2.556*** | 22.05 | | |
| 買い物 | 1.357*** | 18.70 | 1.325*** | 18.73 | 1.226*** | 17.69 | 1.310*** | 18.46 | | |
| 歴史 | 1.260*** | 17.33 | 1.104*** | 15.84 | 1.166*** | 16.60 | 1.100*** | 15.75 | | |
| 自然 | 1.623*** | 20.38 | 1.523*** | 20.05 | 1.576*** | 20.29 | 1.614*** | 20.43 | | |
| 情緒 | 2.232*** | 25.09 | 2.122*** | 24.95 | 2.200*** | 24.52 | 2.206*** | 24.87 | | |
| 名所 | 1.973*** | 21.53 | 2.045*** | 21.91 | 1.828*** | 20.90 | 2.000*** | 21.54 | | |
| 交差項 | | | | | | | | | | |
| 足湯 | -0.156 | -1.11 | 0.118 | 0.76 | 0.300* | 1.90 | -0.066 | -0.44 | | |
| 街散策 | -0.194 | -1.42 | 0.357** | 2.32 | 0.231 | 1.51 | -0.112 | -0.76 | | |
| 料理 | -0.366** | -2.41 | -0.080 | -0.48 | 0.140 | 0.83 | 0.023 | 0.14 | | |
| 買い物 | -0.265** | -1.97 | -0.098 | -0.66 | 0.336** | 2.23 | -0.080 | -0.55 | | |
| 歴史 | -0.517*** | -3.76 | 0.194 | 1.28 | -0.134 | -0.88 | 0.180 | 1.22 | | |
| 自然 | -0.016 | -0.12 | 0.548*** | 3.60 | 0.228 | 1.51 | 0.034 | 0.24 | | |
| 情緒 | -0.152 | -1.09 | 0.475*** | 3.04 | 0.014 | 0.09 | -0.034 | -0.23 | | |
| 名所 | 0.123 | 0.82 | -0.082 | -0.50 | 0.858*** | 5.01 | 0.020 | 0.13 | | |
| 標準偏差パラメータ | | | | | | | | | | |
| 足湯 | 0.710*** | 5.30 | 0.753*** | 5.72 | 0.717*** | 5.31 | 0.721*** | 5.34 | | |
| 街散策 | 0.053 | 0.14 | 0.049 | 0.13 | 0.053 | 0.14 | 0.067 | 0.18 | | |
| 料理 | 0.889*** | 6.45 | 0.930*** | 6.77 | 0.902*** | 6.45 | 0.904*** | 6.48 | | |
| 買い物 | 0.439*** | 2.65 | 0.466*** | 2.90 | 0.452*** | 2.75 | 0.453*** | 2.76 | | |
| 歴史 | 0.514*** | 3.31 | 0.583*** | 4.05 | 0.538*** | 3.53 | 0.543*** | 3.58 | | |
| 自然 | 0.020 | 0.05 | 0.009 | 0.02 | 0.056 | 0.15 | 0.050 | 0.12 | | |
| 情緒 | 0.045 | 0.14 | 0.060 | 0.19 | 0.048 | 0.14 | 0.036 | 0.11 | | |
| 名所 | 0.969*** | 7.86 | 1.009*** | 8.17 | 0.932*** | 7.43 | 0.983*** | 7.87 | | |
| 対数尤度 | -8346 | | -8334 | | -8333 | | -8361 | | | |
| 疑似R ² | 0.142 | | 0.143 | | 0.144 | | 0.141 | | | |

(注) 筆者作成。***は1%、**は5%、*は10%の水準で有意であることを示す。

が低いことがわかった。女子旅については、「買い物」「名所」において1%水準で交差項のパラメータが正値をとり、女子旅で訪れている旅行者の方が買い物と観光名所の重要度が高かった。事前期待については、「買い物」「情緒」「名所」において1%ないし5%水準で有意な正値をとり、事前期待が高い旅行者ほど買い物、温泉情緒、観光名所の重要度が高くなることが示された。

2) 旅行者選好

次に、旅行者選好に注目して推定結果(表4)をみていくと、旅行愛好については、「歴史」を除く項目において交差項パラメータが1%ないし5%水準で有意な正値であり、旅行愛好をもつ旅行者の方が多くの温泉地の期待において重要度が高い傾向にあった。特に差が大きいのが「足湯」「名所」「料理」に対する重要度であった。温泉愛好については「足湯」において1%水準で有意な正値をとり、

温泉愛好をもつ旅行者の方が足湯の重要度がより高い。買い物愛好については、「買い物」において1%水準で有意な正値をとり、「歴史」「自然」「情緒」において1%ないし5%水準で有意な負値をとっており、買い物愛好をもつ旅行者の方が買物の重要度が高い一方、歴史文化、自然景色、温泉情緒の重要度が低いといえる。街歩き愛好については、「街散策」「名所」において1%ないし5%水準で有意な正値をとり、街歩き愛好をもつ旅行者の方がより温泉街散策と観光名所の重要度が高いといえる。

グルメ志向については、「足湯」において1%水準で有意な負値、「料理」において1%水準で有意な正値をとり、グルメ志向の旅行者の方が料理の重要度が高く、足湯の重要度が低い傾向が示された。写真愛好については、「料理」「買い物」「歴史」において1%ないし5%水準で有意な負値をとるため、写真

表5 RPLモデルの推定結果(旅行の発動要因)

| 変数 主効果 | リラックス | | 非日常性 | | 同行者 | | 五感 | | 高揚感 | | 新奇性 | |
|------------------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|--------------------|-------|
| | 係数 | t値 | 係数 | t値 | 係数 | t値 | 係数 | t値 | 係数 | t値 | 係数 | t値 |
| 足湯 | 1.552*** | 10.38 | 1.748*** | 15.02 | 1.664*** | 14.70 | 1.848*** | 16.32 | 1.719*** | 18.93 | 1.741*** | 21.21 |
| 街散策 | 1.941*** | 12.98 | 1.978*** | 17.29 | 1.965*** | 17.35 | 2.116*** | 18.84 | 1.921*** | 21.23 | 2.054*** | 23.98 |
| 料理 | 2.619*** | 14.01 | 2.394*** | 17.00 | 2.306*** | 16.95 | 2.569*** | 18.28 | 2.403*** | 20.39 | 2.592*** | 22.39 |
| 買い物 | 1.190*** | 8.49 | 1.054*** | 10.50 | 1.178*** | 11.63 | 1.396*** | 13.93 | 1.144*** | 14.90 | 1.273*** | 18.29 |
| 歴史 | 1.120*** | 7.87 | 1.072*** | 10.42 | 1.110*** | 10.77 | 1.047*** | 10.65 | 1.126*** | 14.41 | 1.111*** | 16.09 |
| 自然 | 1.476*** | 10.32 | 1.306*** | 12.65 | 1.439*** | 13.68 | 1.476*** | 14.46 | 1.509*** | 18.08 | 1.570*** | 20.47 |
| 情緒 | 2.007*** | 13.35 | 1.948*** | 17.27 | 2.014*** | 17.81 | 2.024*** | 18.49 | 2.056*** | 22.44 | 2.191*** | 25.33 |
| 名所 | 1.664*** | 10.53 | 1.878*** | 15.23 | 1.724*** | 14.58 | 1.802*** | 15.68 | 1.834*** | 19.02 | 1.941*** | 21.65 |
| 交差項 | | | | | | | | | | | | |
| 足湯 | 0.293* | 1.83 | 0.092 | 0.71 | 0.202 | 1.56 | -0.071 | -0.55 | 0.207 | 1.62 | 0.270 [†] | 1.70 |
| 街散策 | 0.165 | 1.06 | 0.172 | 1.37 | 0.175 | 1.40 | -0.045 | -0.37 | 0.405*** | 3.25 | 0.117 | 0.76 |
| 料理 | -0.068 | -0.39 | 0.276** | 1.97 | 0.387*** | 2.78 | 0.008 | 0.06 | 0.407*** | 2.95 | -0.158 | -0.94 |
| 買い物 | 0.126 | 0.83 | 0.371*** | 3.00 | 0.179 | 1.46 | -0.154 | -1.27 | 0.388*** | 3.17 | 0.113 | 0.75 |
| 歴史 | 0.022 | 0.14 | 0.110 | 0.88 | 0.047 | 0.38 | 0.148 | 1.20 | 0.046 | 0.38 | 0.135 | 0.88 |
| 自然 | 0.176 | 1.16 | 0.487*** | 3.95 | 0.279** | 2.27 | 0.243** | 2.01 | 0.297** | 2.42 | 0.259 [†] | 1.71 |
| 情緒 | 0.232 | 1.48 | 0.398*** | 3.14 | 0.283** | 2.24 | 0.295** | 2.37 | 0.373*** | 2.96 | 0.042 | 0.27 |
| 名所 | 0.409** | 2.44 | 0.213 | 1.56 | 0.423*** | 3.11 | 0.337** | 2.51 | 0.438*** | 3.26 | 0.321 [†] | 1.92 |
| 標準偏差パラメータ | | | | | | | | | | | | |
| 足湯 | 0.718*** | 5.37 | 0.736*** | 5.50 | 0.727*** | 5.45 | 0.735*** | 5.52 | 0.727*** | 5.44 | 0.717*** | 5.36 |
| 街散策 | 0.051 | 0.13 | 0.061 | 0.15 | 0.065 | 0.18 | 0.060 | 0.16 | 0.059 | 0.16 | 0.060 | 0.16 |
| 料理 | 0.901*** | 6.51 | 0.913*** | 6.57 | 0.902*** | 6.53 | 0.912*** | 6.59 | 0.900*** | 6.53 | 0.892*** | 6.43 |
| 買い物 | 0.457*** | 2.82 | 0.467*** | 2.90 | 0.463*** | 2.88 | 0.452*** | 2.76 | 0.453*** | 2.78 | 0.449*** | 2.74 |
| 歴史 | 0.545*** | 3.64 | 0.564*** | 3.82 | 0.545*** | 3.64 | 0.566*** | 3.88 | 0.531*** | 3.45 | 0.551*** | 3.70 |
| 自然 | 0.034 | 0.08 | 0.030 | 0.07 | 0.020 | 0.04 | 0.034 | 0.08 | 0.031 | 0.07 | 0.023 | 0.05 |
| 情緒 | 0.051 | 0.16 | 0.066 | 0.21 | 0.052 | 0.16 | 0.033 | 0.11 | 0.043 | 0.12 | 0.011 | 0.03 |
| 名所 | 0.976*** | 7.87 | 1.002*** | 8.05 | 0.975*** | 7.89 | 0.992*** | 7.99 | 0.982*** | 7.94 | 0.980*** | 7.91 |
| 対数尤度 | -8358 | | -8349 | | -8355 | | -8343 | | -8351 | | -8356 | |
| 疑似R ² | 0.141 | | 0.142 | | 0.141 | | 0.142 | | 0.142 | | 0.141 | |

(注) 筆者作成。***は1%、**は5%、*は10%の水準で有意であることを示す。

愛好をもつ旅行者の方が料理、買い物、歴史文化の重要度が低いといえる。田舎愛好については、「街散策」「自然」「情緒」において1%ないし5%水準で有意な正值をとり、田舎愛好をもつ旅行者の方が温泉街散策、自然景色、温泉情緒の重要度が高いことが示された。美容関心については、「買い物」「名所」において1%ないし5%水準で有意な正值をとり、美容関心をもつ旅行者の方が買い物や観光名所の重要度が高い。健康志向については、すべての項目において5%水準で有意差が確認されず、温泉地への期待の重要度を左右する要因とはいえない。

3) 旅行の発動要因

旅行の発動要因に注目して推定結果(表5)をみていくと、リラックスへの期待については、「名所」において交差項パラメータが5%水準で有意な正值をとり、リラックスへの期待をもつ旅行者の方が観光名所の重要度が高いといえる。非日常性への期待については、「料理」「買い物」「自然」「情緒」において1%ないし5%水準で有意な正值をとり、非日常性への期待が高い旅行者の方が料理、買い物、自然景色、温泉情緒の重要度が高い。同行者への期待については、「料理」「自然」「情緒」「名所」において1%ないし5%水準で有意な正值をとり、同行者への期待が高い旅行者の方が料理、自然景色、温泉情緒、観光名所の重要度が高い。五感への期待については、「自然」「情緒」「名所」において5%水準で有意な正值をとり、五感への期待をもつ旅行者の方が自然景色、温泉情緒、観光名所の重要度が高いことが示された。高揚感への期待については、「街散策」「料理」「買い物」「自然」「情緒」「名所」において1%ないし5%水準で有意な正值をとっており、高揚感への期待をもつ旅行者の方が多くの温泉地への期待において重要度が高い傾向にあった。新奇性への期待については、すべての項目において5%水準で有意差がみられなかった。

5 結言

本研究では、玉造温泉を分析対象に設定し、宿泊者の温泉地への期待についてBWSを用いて定量的な分析を行った。その分析結果として、まず、温泉地への期待の相対的な重要度を明らかにした。次いで、温泉地への期待の重要度に差をもたらす要因を検討した。分析結果における重要度の高低は旅行者のニーズを示唆し、重要度の差をもたらす要因はターゲットに関する情報を提示する。こうした視点から玉造温泉のマーケティング管理に資する知見を整理すると、以下の4つの含意が得られた。

第一に、旅行者が抱く温泉地への期待として重要なのは、温泉入浴と旅館宿泊を除くと料理であるため、食の魅力をベースとした温泉地の魅力づくりを行うことが旅行者誘引にとって有効であるといえる。また、料理の重要度がより高いのは、女性と中国地方居住の属性、旅行愛好とグルメ志向の選好、非日常性、同行者、高揚感への期待をもつ旅行者であり、こうした旅行者をターゲットとした食の魅力追求が肝要である。

第二に、温泉情緒、温泉街散策、観光名所についても温泉地への期待として重要であり、これらを融合した時間と経験の提供に重きを置くことが旅行者誘引にとって大事である。

第三に、女性の属性、旅行愛好の選好、非日常性、同行者、高揚感への期待をもつ旅行者ほど温泉地への様々な期待の重要度が相対的に高く、こうした旅行者が旅行者誘引にとって有効なターゲットとなるため、それらのターゲットにフィットした温泉地の魅力づくりが求められる。

第四に、新規訪問における観光名所、家族以外における観光名所、女子旅における買い物と観光名所、温泉愛好における足湯、街歩き愛好における温泉街散策と観光名所、グルメ志向における料理、グルメ志向以外における足湯、田舎愛好における温泉街散策、自然

景色および温泉情緒、美容関心における買い物と観光名所、リラックスにおける観光名所、五感における自然景色、温泉情緒および観光名所など、旅行者の属性・意識・発動要因と温泉地への期待の重要度には理論整合的な関係が定量的に確認されており、それらはターゲットとニーズの指針となる。

本研究では温泉地旅行者のうち対象を宿泊者に限定した分析を行ったが、非宿泊者に対する分析も有用であろう。また、本研究は温泉地旅行者の期待に焦点をあてたが、満足の側面への接近が必要となろう。こうした試みは今後の課題となる。

注・参考文献

- 1) 山本真嗣 (2017) : 「温泉地における訪問者属性の比較論的考察」『名古屋学院大学論集社会科学篇』第53巻第4号、163-170頁。
- 2) 浦達雄 (2005) : 「別府温泉郷における観光客の動向」『大阪明浄大学紀要』第5号、13-25頁。
- 3) 佐藤郁夫 (2008) : 「北海道主要温泉地のイメージ調査概要」『産研論集』第36号、57-70頁。
- 4) 西田集・上岡洋晴・下嶋聖 (2011) : 「温泉地への旅行の決定要因に関するアンケートの開発」『レジャー・レクリエーション研究』第67号、15-29頁。
- 5) 浜田泰 (2009) : 「湯田温泉の魅力調査と産業連関分析の応用に関する研究」『産業連関』第17巻第1・2号、78-87頁。
- 6) 吉兼秀夫 (2000) : 「伝統的温泉観光地の実態—兵庫県城崎温泉来訪客調査から—」『阪南論集社会科学編』第36巻第1号、63-78頁。
- 7) 三宅諭 (2006) : 「温泉地宿泊者の特徴と周辺観光地への意識—盛岡市つなぎ温泉利用客へのアンケート調査分析より—」『農村計画学会誌』第25巻特集号、341-346頁。
- 8) 木下真・野村淳一 (2008) : 「湯田温泉宿泊者の周遊行動と周遊地選択の要因分析」『東亜経済研究』第67巻第1号、33-50頁。
- 9) 井上由梨・後藤春彦・村上佳代・田口太郎 (2004) : 「温泉観光地における住民生活と観光の関係性に関する研究—空間的・時間的側面から見た生活行動—」『都市計画論文集』第39巻第3号、217-222頁。
- 10) 肖凡・山本清龍 (2016) : 「銀山温泉街の魅力と景観資源、滞留空間の分布に関する研究」『第31回日本観光研究学会全国大会学術論文集』、141-144頁。
- 11) 横関隆登 (2018) : 「浴場利用者による温泉地に対する受益と負担の認識の特徴—由布院温泉浴場利用者を対象とした試行的アンケート調査を基に—」『観光研究』第29巻第2号、63-74頁。
- 12) 柘植隆宏・庄子康・愛甲哲也・栗山浩一 (2016) : 「ベスト・ワースト・スケーリングによる知床国立公園の魅力の定量評価」『甲南経済学論集』第56巻第3・4号、59-78頁。
- 13) 安可・吉田謙太郎・山本充 (2017) : 「ベスト・ワースト・スケーリングによる国立公園施設整備事業への中国人観光客の重要度評価」『環境情報科学学術研究論文集』第31号、195-200頁。
- 14) 澤田学・合崎英男・佐藤和夫 (2010) : 「牛肉生産における飼料自給率向上の利点に関する消費者評価」『帯広畜産大学学術研究報告』第31号、18-24頁。
- 15) 西原是良・中嶋康博・木村匡臣・飯田俊彰 (2016) : 「農業用水の多面的機能に対するサービス科学的考察—土地改良区としての潜在的需要の把握—」『農業経済研究』第87巻第4号、371-376頁。
- 16) 前掲12)、64-65頁。
- 17) 前掲13)、196頁。
- 18) BWSの手法には、オブジェクト型の他に、複数の水準からなる1つのプロファイルを提示し、最も優先順位が高い属性および低い属性を選択させるプロファイル型、属性の水準の組み合わせから構成される複数のプロファイルを提示し、最も優先順位が高いプロファイルおよび低いプロファイルを選択させるマルチプロファイル型がある。
- 19) 前掲12)、68頁。
- 20) 合崎英男 (2017) : 「Rを利用したCase 1 Best-Worst Scalingの実施手順」『北海道大学農経論叢』第71号、59-71頁。
- 21) Sarrias, M. and Daziano, R. A. (2017) : Multinomial Logit Models with Continuous and Discrete Individual Heterogeneity in R: The gmnL Package. Journal of statistical software, 79 (2),

pp.1-46.

- 22) 日本温泉地域学会編 (2019) : 『新版 日本温泉地域資産』、70頁。
- 23) 島根県商工労働部観光振興課 : 「島根県観光動態調査結果」(2013年度から2017年度版)。
- 24) 佐々木土師二 (2007) : 『観光旅行の心理学』北大路書房、52頁。
- 25) 前掲24)、63頁。
- 26) コトラー, P・ケラー, K. L. 著、恩藏直人監修、月谷真紀訳 (2014) : 『コトラー & ケラーのマーケティング・マネジメント (第12版)』丸善出版、303頁。
- 27) 旅行者属性の交差項は、女性ダミー (女性 : 1、男性 : 0)、若年層ダミー (20代以下 : 1、30代以上 : 0)、中国地方居住ダミー (中国地方居住 : 1、それ以外 : 0)、新規訪問ダミー (初めて : 1、2回目以上 : 0)、家族ダミー (家族 : 1、それ以外 : 0)、女子旅ダミー (女子旅 : 1、それ以外 : 0)、事前期待ダミー (回答カテゴリ4以上 : 1、回答カテゴリ3以下 : 0)である。
- 28) 旅行者選好の交差項は、旅行愛好ダミー (旅行好き : 1、旅行好きでない : 0)、温泉愛好ダミー (温泉好き : 1、温泉好きでない : 0)、買い物愛好ダミー (買い物好き : 1、買い物好きでない : 0)、街歩き愛好ダミー (街歩き好き : 1、街歩き好きでない : 0)、グルメ志向ダミー (グルメ志向あり : 1、グルメ志向なし : 0)、写真愛好ダミー (写真好き : 1、写真好きでない : 0)、田舎愛好ダミー (田舎好き : 1、田舎好きでない : 0)、美容関心ダミー (美容関心あり : 1、美容関心なし : 0)、健康志向ダミー (健康志向あり : 1、健康志向なし : 0)である。
- 29) 旅行の発動要因の交差項は、リラックス期待ダミー (リラックス期待あり : 1、なし : 0)、非日常性期待ダミー (非日常性期待あり : 1、なし : 0)、同行者期待ダミー (同行者期待あり : 1、なし : 0)、五感期待ダミー (五感期待あり : 1、なし : 0)、高揚感期待ダミー (高揚感期待あり : 1、なし : 0)、新奇性期待ダミー (新奇性期待あり : 1、なし : 0)である。

加賀山代温泉における「菖蒲湯祭」の実態 —「入湯式」の儀式を中心に—

Research on Calamus Baths Festival in Kaga Yamashiro Hot Spring around Bath Ceremony

白田 依里佳*
Erika HAKUTA

キーワード：加賀温泉郷 (Kaga hot springs area)・山代温泉 (Yamashiro hot spring)・端午の節句 (Tango-no-sekku)・菖蒲湯祭 (Calamus bath festival) 入湯式 (bath ceremony)

1 はじめに

年中行事や季節の節目には、植物や果物を湯の中に入れる習慣があり、菖蒲湯、柚子湯、桃湯などが挙げられ、心身にもたらす薬効とともにその香りに注目がなされてきた¹⁾。端午の節句における菖蒲湯は、剣状の葉の形と特有の香りがあることで辟邪の力があるとして、菖蒲を湯の中に入れて浴すものである。菖蒲湯の一事例を挙げれば、大森恵子は兵庫県の湯村温泉にて、端午の節句の日に薬師詣りをした後、菖蒲湯に入り体を清める風習があったことを述べている²⁾。現在も温泉地の各施設や銭湯、家庭における実施の報告があり、その方法や対象者は様々である³⁾。さらに、菖蒲湯が祭事となって展開される地域が一部にみられる⁴⁾。

石川県加賀市を中心に所在する加賀温泉郷⁵⁾では、月遅れの端午の節句に「菖蒲湯まつり」⁶⁾が実施される。温泉を守護するとされる寺社にて菖蒲にまつわる祈願等が行われた後、各旅館や共同浴場の「総湯」において、菖蒲を湯に浮かべることが主な内容となっている⁷⁾。しかし、山代温泉で実施される「菖蒲湯祭」では、加賀温泉郷の他温泉地で行われているものとは異なる要素が加わっている。その内容は、毎年6月4日に地元の青年組織「山代倶楽部」を筆頭に実施される「入湯式」が中心となる。入湯式とは、青年らが神

輿を担ぎ、町中を練り歩いた後、共同浴場の「古総湯」へ俵を投げ入れ、厄や魔を祓うとともに無病息災が祈願されるという内容である。さらに、入湯式の安全無事や温泉繁栄などを祈願するため、温泉守護寺院の薬王院温泉寺において「入湯式祈願祭」が実施される。この祈願祭でも、加賀温泉郷の他温泉地にはみられない修験道の加持祈祷である柴灯護摩(さいとうごま)が行われる。

温泉と祭事に関する研究をみれば、神崎宣武は薬師や泉源にまつわる信仰などの背景をふまえたうえで、温泉地の由緒ある祭、湯と祓いに関する祭を取り挙げている⁸⁾。横井教章は温泉の聖性や神と仏が関わる祭のあり方について、群馬県の草津温泉感謝祭の事例を宗教人類学的に考察している⁹⁾。岩間絹世は温泉地の祭事が、観光振興や温泉地再生、地域活性化にもたらした影響を、兵庫県の城崎温泉の事例を通し論じている¹⁰⁾。このように、幅広い視点からの研究がみられる。

山代温泉で実施される菖蒲湯祭についての先行研究は、加賀市や山代地域の郷土資料において、入湯式や入湯式祈願祭の概要が述べられている¹¹⁾。また、永井泰蔵は祭の概要に加え、1970年代当時の菖蒲湯祭について、山代温泉の躍進に歩調を合わせるように、祭が盛大になってきたことを挙げ、地域住民の生業と祭の関連性にも触れている¹²⁾。さら

*法政大学大学院 (Hosei University Graduate Student)

に、山代地域で行われる祭が、町づくりや温泉観光地の活性化に与えた影響について論じられるなかで、一部菖蒲湯祭が取り挙げられているものがある¹³⁾。しかし、祭の構成や儀式内容の実態を詳細に論じているものは、管見の限り見当たらない。

よって本稿では、山代温泉の菖蒲湯祭における入湯式および入湯式祈願祭の儀式の内容や次第、目的や意味合いを細部にわたり論じ、これらの実態を明らかにすることを目的とする。それにより、担い手である青年組織や宗教職能者の参与に関する考察が可能となり、さらに菖蒲湯祭の背景にみられる信仰の様相を紐解くことができると考える。そして、加賀温泉郷の他温泉地における菖蒲湯まつりにも着目することで、菖蒲湯祭の特徴が浮き彫りになると予想される。

研究方法としては、市史等の郷土資料を中心とした文献調査、ならびに2018年6月と2019年6月の二回にわたり、祭の観察、現地調査、聞き取り調査¹⁴⁾を実施した。

2 山代温泉の歴史と概況

山代温泉は、奈良時代の高僧である行基によって発見されたという開湯の伝説をもつ。同温泉の利用の歴史をたどれば、加賀藩第2代藩主である前田利常は、旅屋番として堀口宗也をおき、温泉を管理させた。そして、藩主専用の浴槽をつくるなど、宗也宅を本陣にして自らも湯治を行った。加賀藩第13代藩主である前田斎泰も長期間、山代温泉で静養するなど、加賀藩や大聖寺藩の歴代藩主に利用されていた¹⁵⁾。

さらに、江戸時代から明治中期までの湯治利用者の分類には、富豪から庶民に加え、北前船の船主・船員もいた。近隣の庶民は、療養だけでなく農閑期の休養に温泉を利用し、一年一航海の船乗りたちは、航海から帰った正月に温泉に入り鋭気を養い、商人を招待し仕入れの契約を行う等、商談の場としても活用していた¹⁶⁾。1912(明治45)年には金沢

衛戍病院山代分院が山代温泉に設置され、陸軍傷病兵の温泉療養のための病院として、転地療養所とも呼ばれ、傷病兵が湯治に訪れていた¹⁷⁾。このように山代温泉は、幅広い層に利用されてきた。

江戸時代の中期には、泉源を中心としてその周辺に旅館が存在するようになる。『加賀市史通史』下巻には、「享和三年古地図」において温泉宿18軒は総湯、すなわち共同浴場を中心にこれを囲んで升型に建てられ、「湯の曲輪(がわ)」が形成したと記されている¹⁸⁾。湯の曲輪とは、総湯の周辺一帯のことを総称して表す。石川理夫によれば、「総湯とは惣湯とも呼ばれ、加賀地方に多く観られた温泉地のシンボルともなる共同浴場のことであるとし、こうした共同浴場は宿に内湯が広まると、外湯と呼ばれるようになる」と指摘されている¹⁹⁾。当時山代は、泉源が数か所あり湯量も豊富であったため、共同浴場である総湯のみならず、宿の中に湯を引いて内湯を設け、浴客は宿で入浴する事ができた。山代は外湯と内湯の共存をいち早く実現していたことがわかる。このようにして温泉地が形成され、湯治や娯楽などの目的で多くの人々が湯の曲輪に往来し、湯の曲輪に通ずる道路には商店が立ち並び、山代温泉の繁栄の中心となった²⁰⁾。

湯の曲輪には現在、「総湯」と「古総湯」の二つの共同浴場がある。井上晶子および内田彩によれば、総湯は1767(明和4)年からおよそ20年の周期で建て替えられ、1886(明治19)年には休憩室をもつ二階建てとなり、改築を重ねながら1912(明治45)年まで存続したとされる。そして、近年の建替えでは、2009(平成21)年に旧来の総湯を隣接した廃業旅館の跡地に建替え、翌年には、旧総湯跡地に明治時代の総湯を再現した木造の古総湯を新設し、二つの総湯が生まれた。古総湯は施設外観、設備、入浴形態ともに明治時代の雰囲気をも再現しており、非日常空間であるとともに、山代温泉の新しいシンボルにもなっ



写真1 古総湯外観

(注) 写真は以下全て筆者撮影2019年6月1日。



写真2 古総湯浴場

2019年6月1日撮影。

たとも指摘されている²¹⁾。入浴方法は、古式の形態がとられており、浴場内には入浴する際の心得も書かれ、石鹸やシャンプー等の使用を禁じているなど、こだわりがもたれている。入湯式はもともと旧来の総湯で行われていたが、2010年以降は旧総湯の跡地に建てられた古総湯で実施されるようになった。

3 「入湯式」の概要

(1) 起源と由来

菖蒲湯祭における入湯式の起源は、山代温泉の守護寺院である薬王院温泉寺に由来する。薬王院温泉寺は、正式名称「霊方山薬王

院温泉寺」とされ、真言宗の寺院である。薬王院温泉寺の概要に触れると、「温泉寺略縁起」には、「725年に行基が白山登山の道中、霊鳥の導きをうけ温泉を発見し、そこに入浴した。行基は効能を感じ、自ら薬師如来、日光、月光菩薩、十二神将を彫刻して温泉の守護仏にした」と言い伝えられている。「997年には花山法皇の勅願所として栄えた」とも伝わり、後には随僧の明覚上人により七堂伽藍が建立された、という。その後、1552(天文21)年に越前朝倉善景の兵火により焼失したが、大聖寺藩初代藩主の前田利治により再建された²²⁾。

石川県をはじめ福井県、岐阜県にまたがって聳える白山は、主峰の御前峰と大汝峰、別山それぞれに神の宿る山として、古来信仰の対象とされてきた²³⁾。これらは白山信仰と呼ばれる。薬王院温泉寺は平安時代の末期に白山五院の一つとなり、白山を崇拜する修験者が集まる寺院でもあった。同寺院では、旧暦の端午に、修験者らが厄年にあたる若者の厄払いを行うため、菖蒲を刈り取り俵に詰め、地面に俵を擦りまわし、俵が切れ菖蒲が出ると湯の中へ投げ込み、菖蒲の香気や薬性に浴することで邪気を払い、無病息災の祈願が行われていたとされている²⁴⁾。これらは現在の儀式の由来として伝承される。儀式が入湯式として具体的にいつから開始されるようになったのか、管見の限りでは未詳である。しかし、聞き取り調査によって、儀式の一連の流れが現在の形式に整えられたのは、大正時代に遡るのではないかという予測がたてられた。

現在も、旧暦の端午が意識され、休祝日は関係なく新暦6月4日に実施される。山代青年会元祭礼委員長によれば、4日に実施される背景には、5日の端午にむけた前夜祭の意味合いが含まれているという。また、過去には4日が平日になると、儀式にあたる担い手が不足する問題や観光振興の側面も指摘され、観光協会等から休祝日に変更の要請がで

たこともあった。しかし、日にちを変えれば伝統でなくなるということから、日程が変更されることはなかったと語られる。

(2) 青年組織「山代倶楽部」について

現在の菖蒲湯祭は、「山代温泉菖蒲湯祭実行委員会」によって運営されている。山代地域の区長会長が実行委員長となり、観光協会、まちづくり推進協議会、旅館協同組合などいくつかの団体によって構成される。入湯式は祭礼部の18歳から35歳の青年らで構成された「山代倶楽部」が担い手の中心となる。

山代地域における青年組織の変遷をたどると、『石川県江沼郡誌』によれば、各部落の若連中が1915(大正4)年に尾俣、桂谷、山代、山代新で青年団を創立したが、翌年にはこれらを解散し、「山代青年団」が組織された²⁵⁾。一時活動を中止したが1967(昭和42)年まで存続し、1975年には18歳から35歳の青年で構成する「山代青年会」が新たに立ち上げられ、2000(平成5)年には「山代倶楽部」と名称が変えられた²⁶⁾。現在においても年齢制限が厳守されており、35歳を過ぎると必ず卒業しなければならない決まりである。また、山代倶楽部祭礼委員長によると、祭の参加希望者は、入湯式の約1ヵ月前に行われる「団結式」への参加が必須となる。ここでは、儀式的目的が再確認されるとともに役割分担が行われ、担い手の意識の統一が図られる。年齢が限定されている背景の一つには、おそらく年齢や世代ごとに役割分担を行うことで、儀式全体を円滑にする機能があると考えられる。山代倶楽部を卒業したものはOBとして裏方にまわり、準備の補助を行う者、山代地域の子供たちへの儀式的の継承活動に従事する者もあり、それぞれの年代によって役割がおのずと決められており、世代交代が行われている。

さらに、男性のみで組織が構成されており、女性は儀式的の準備から当日に関わる一切の参加が禁じられている。その明確な理由は未詳であるが、儀式的の由来が修験者らにもと

づくものであることから、修験道における女人禁制の影響が考えられる。

儀式で使用する菖蒲は、山代倶楽部によって栽培され、管理が行われている。祭礼委員長によれば、過去には近所に自生されていた菖蒲を刈り使用していた。しかし用水路や給水路等のコンクリート化から菖蒲が生えなくなり、一時期は祭用に菖蒲を購入していた。しかし、経済的な問題に加え、自身らで一から担うことに意義があると、当時の山代青年会の中で意見がまとまり、菖蒲田を管理するようになったという。手間や時間をかけ育てられた菖蒲は、毎年6月2日に山代倶楽部



写真3 「菖蒲神輿」の製作風景
2018年6月3日撮影。



写真4 完成した「菖蒲神輿」
2018年6月3日撮影。

をはじめ倶楽部のOBや子供会に所属する子供らによって刈り取られ、その量は約450kgである。翌日の3日には、山代倶楽部がこれらの菖蒲を用いて、入湯式で使用する「菖蒲神輿」を製作する。菖蒲神輿とは、二本の台棒の上に、「菖蒲俵」を力縄で取り付けた神輿のことである。菖蒲俵の製作方法は15cmほどに切った菖蒲を俵に敷き詰め、かけやで叩き形を整えながら、全部で6個の菖蒲俵を作る。これらを神輿の台棒に力縄を用い、縛りながら取り付けていく。台棒の下には安全俵(あんたい)という俵が二つ取り付けられ、これは神輿のバランスを保つための俵で、中には藁が敷かれている。

このようにして計8個の俵が神輿に取り付けられ、その総重量は、約350～400kgとなる。製作予定時間が大幅に超過しても、菖蒲俵の重さ、形などすべてを一切妥協することなく作られることに加え、代々伝わる縄の縛り方を用いるなど、こだわりをもって製作される。2018年度は朝9時から夜9時まで、2019年度は朝9時から翌朝の5時までの時間をかけ、約20名の青年によって製作されていた。

4 「入湯式祈願祭」の式次第

山代倶楽部によって製作された菖蒲神輿は、薬王院温泉寺の境内へと運ばれ、6月4日の夜7時から入湯式に先立った祈願祭が約1時間とり行われる。薬王院温泉寺の住職が主体となり、北陸修験道白山会の十数名の修験者によって実施される。参加者は、大峰山、白山、京都の狸谷山等に入峰し修行を行ったものに限られ、柴灯護摩にあたる必須条件となっている。山代倶楽部祭礼委員長によれば、同祈願祭はかつて住職による祈願のみであったが、入湯式の安全無事を祈願するとともに、菖蒲の効能とご利益をさらに高めることを目的とし、山代青年会の立ち上げとともに1975年より実施されるようになった。また、1970年代は山代温泉の躍進がみられる

時期でもあり、それとともに祭が盛大になってきたことも、新たな儀式が加えられた背景の一つとして考えられる。

儀式の内容は、加持祈祷の柴灯護摩が行われる。加持祈祷とは救済儀礼であり、護摩を焚き、火中に供物を投じて、本尊を供養するとともに祈願が籠められる。儀式の前半部は本尊を賓客として饗応し、後半部では本尊と入我我入し願ひ事の達成をはかるものである²⁷⁾。また、屋外の露地に大きな護摩壇を作って行う柴灯護摩は、修験道独特の護摩とされる²⁸⁾。

はじめに、本殿の薬師如来像を前に、住職をはじめ修験者が読経し、表白文と呼ばれる誓願十二ヶ条の上願が行われる²⁹⁾。その後、四隅に結界が張られた道場において、柴灯護摩の実施に先立ち、問答、法弓や斧を用いた前作法が実施される。

問答は、結界の内と外で儀式を行う当役と旅の行者である修験者という役割のもと、当役が旅の行者に向け、本物の修験者なのか是非を問い、修験者の心得をわきまえているか、修験者の十二道具とは何か等、いくつかの問いが尋ねられる。これらの問いに答えることができ、当役に認められた旅の行者は、護摩への参加が認められるという内容である。

次に、法弓や斧による作法が行われる。弓矢を持った修験者が法弓師となり、護摩壇正面において、定慧を持つ法弓で悪魔を退散させる「法弓の文」が唱えられる。東西南北と中央の天をめがけ構えがとられ、護摩壇に向け矢が放たれる。斧の作法は、斧を持った修験者が斧師となり、当所の山神に悶伽、壇木、小木一切が授与されることを乞い、斧が振りかざされ、薪を切る作法が数回行われるとともに「斧の文」が唱えられる。

これらの前作法を終えると、いよいよ柴灯護摩が開始される。中央にある護摩壇は、丸太を井桁に組み、その上に檜葉をかぶせたものが置かれている。二人の修験者が松明に火

を移し、その前で家内安全、当病平癒、所願成就、温泉繁栄などの具体的な願い事を述べ



写真5 前作法「法弓」



写真6 添護摩状をあげる修験者



写真7 護摩木の投入
いずれも2019年6月4日撮影。

た添護摩状をよみあげる。その後、護摩壇に点火し、団扇で扇がれるとともに、住職や修験者によって読経が唱えられ、護摩木が護摩壇に投げられる。このようにして燃え盛る護摩壇の火とともに、諸々の願いが祈念されるという内容である³⁰⁾。以上が入湯式祈願祭の構成と式次第であり、毎年欠かさずにとり行われている。

5 「入湯式」の式次第

入湯式祈願祭が終了すると、山代倶楽部によって菖蒲神輿が担ぎ出され、薬王院温泉寺を出発地点として、湯の曲輪にある総湯前を通過し、古総湯を廻り、商店街が練り歩かれる。そして400m先の男生水³¹⁾前にある交差点が目指される。同地点到達後は折り返され、同じように商店街を練り歩き、来た方向とは逆に古総湯を廻る。このような導線で菖蒲神輿は担がれ、数周繰り返される。何周練り歩くかはその年によって異なるが、平均して2周から3周といわれており、神輿や担い手の状況、時間的配分などを総合的にみて、祭礼委員長の判断で決定される。筆者が調査当時の2018年度は1周、2019年度は2周であった。菖蒲神輿が担がれる経路を次頁の図1で表した。

また、町中を練り歩く際には定められた編成があり、修験者が神輿を守護する役割として先頭に位置する。その後ろに修験者の足元を照らす役割として、区長をはじめ地区の代表者と旅館関係者等の各種団体が弓張提灯を持つ。そして、神輿全体を照らす役割のもと、高張提灯を副区長や同各種団体の代表者が持ち、これらは合計で40基となる。その後ろに、菖蒲神輿の担ぎ手と綱の引き手を担う山代倶楽部を中心とした青年ら約200名が続くという編成である。さらに、青年らの後に続く祭関係者なども含めると、全部で約300名の大行列となる。ここで、修験者や提灯、青年らをあわせた神輿の編成を次頁の図2にまとめた。

綱の引き手には、「先頭」、「中間」、「引き戻し」という3つの役割がある。「先頭」は常に前へ綱を引っ張り、「中間」は綱を練る役である。「引き戻し」とは、綱が張らないよう戻すという動作が行われる。これらは、祭礼委員長が全体を見ながら調節し、青年らに指示をだす。その指示に応じて、紅白の大きな内輪を持つ者がその色の向きを変えたり、拍子木を持つ者がその叩く速度を変えるなどして、担ぎ手や綱の引き手に合図が出される。ここで注目すべき点は、菖蒲の香りを町中に広げることが目的とし、複数回にわたり神輿が倒されることである。神輿を倒し地面に擦り合わせ、俵から菖蒲が出るよう、これらの動作が行われる。また、折り返し地点で

は一つの俵が切られる。山代青年会元会長によれば、刃物は一切使用してはいけない決まりだが、戦前の砂利道とは異なり、アスファルト舗装された道路において、神輿を倒し地面に擦りまわすだけでは、頑丈に縛った縄を切ることは困難であり、やむを得ず鎌を使用するようになったという。この鎌は、祭礼委員長が入湯式の際、さらしの中に入れ、持ち歩く。また、本来であれば刃物は使用が禁じられているため、使用する箇所を見られることは厳禁とされている。そのため、早々に縄を切ることが求められる。このようにして、ようやく俵から出た菖蒲を地面に散らばせるとともに、見物客に向け投げ渡していた。

その後、商店街と湯の曲輪を同様の形で練

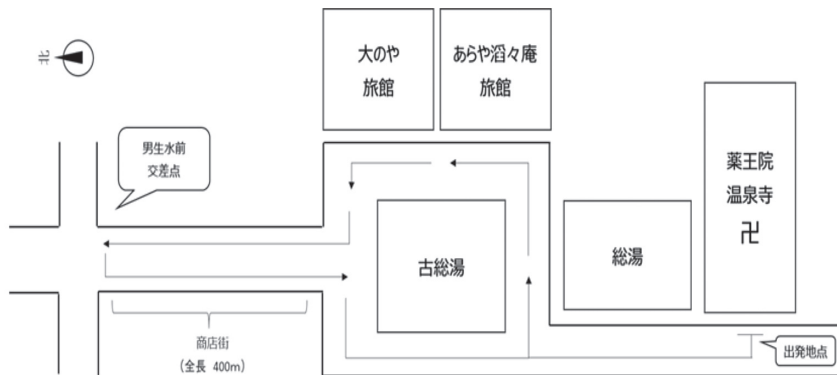


図1 菖蒲神輿が担がれる経路

(注) 菖蒲湯祭実行委員会資料により筆者作成。

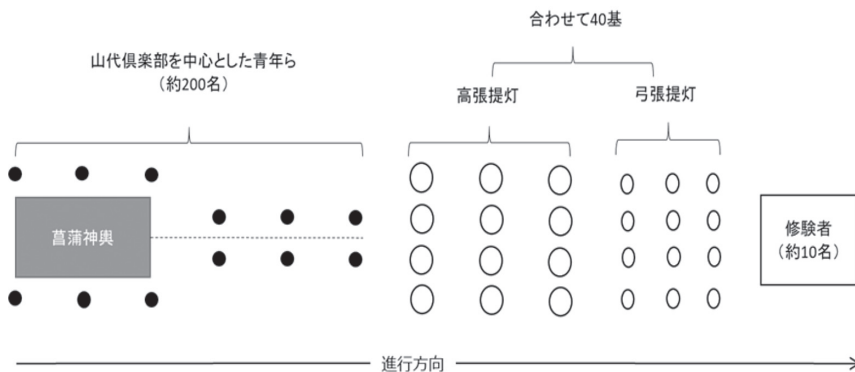


図2 菖蒲神輿の編成

(注) 山代温泉観光協会資料により筆者作成。

り歩き、古総湯前に戻った際、祭礼委員長の合図とともに、二人の担ぎ手が古総湯の浴場に入る。そして、浴槽の近くに座り、木板をバチで叩き大きな音を鳴らす。それには、菖



写真8 菖蒲神輿を担ぐ山代倶楽部



写真9 菖蒲を散らす青年



写真10 菖蒲の受渡
いずれも2019年6月4日撮影。

蒲の香りとともに威勢のいい音で魔除けの効果をも高める目的があるからである。力強い音の鳴る中、折り返し地点と同様、見物客に見えないよう菖蒲俵の縄を鎌で切り、「担頭」が「一番俵」を担ぐとともに、古総湯内の湯の中に投げ入れる。担頭とは、神輿を担ぐ参加者の中における頭であり、一番俵とは、初めに入湯される菖蒲俵のことをいう。次に、「二番俵」、「三番俵」と合計三つの菖蒲俵が古総湯の湯に投げ入れられる。

その後、神輿の担ぎ手も浴槽に入り、菖蒲を俵から出すとともに、湯に叩きつけたり、至る所に散らばせる。これは、菖蒲の成分や香りを湯に浸透させるためである。また、担ぎ手は湯に浸かることで、菖蒲の薬効により疲れや傷を癒し、その香りで無病息災を祈願する。さらに、バチで木板を叩いていた担ぎ手も、菖蒲を木板の上に乗せ、より一層強く叩くなどして、音と香りを広げる動作がみられた。

古総湯の中には担ぎ手しか入湯することができないため、他の祭関係者、見物客は古総湯に設置されている格子の隙間からその様子を眺める。担ぎ手は浴槽から出た後、格子の隙間から「菖蒲どうぞ」等の声をかけながら菖蒲を渡し、人々はこぞって受け取るとともに、菖蒲を拾い集める。入湯式で用いられた菖蒲は特にご利益があると信じられているからである。これらの菖蒲を家に持ち帰り、風呂の湯に入れたり、枕の下に敷くなどして活用する。

以上が入湯式の構成、一連の流れと動線になる。儀式終了後、菖蒲神輿が練り歩かれた道中には、菖蒲が至る所に散らばり、菖蒲の独特な香りが充満していた。

6 まとめ

本稿では山代温泉の菖蒲湯祭に注目し、入湯式および入湯式祈願祭の儀式内容や式次第、目的や意味合いに焦点をあて、その実態の詳細を論じてきた。その結果、担い手の青

年組織および宗教職能者の参与に関する考察、しきたりの厳守やその変化からみえる儀式のあり方、背景にある菖蒲にまつわる信仰の様相を明らかにすることができた。また、加賀温泉郷の他温泉地における菖蒲湯まつりにも着目することで、山代温泉の菖蒲湯祭にみられる特徴を示すことが可能となった。以下にこれらの内容を項目別に述べていく。

(1) 青年組織および宗教職能者の参与

菖蒲湯祭は、山代温泉の盛況や衰退などの経済状況、担い手の増減などにより、催し物を華やかに付け加える等の一方、実施していた他の神輿巡業をとりやめにするなど、いくつかの変化がなされてきた。しかし、入湯式は途絶えることなく現在まで実施されている。その背景には、担い手の中心である青年組織と宗教職能者の参与が影響を与えていると示唆される。

青年組織の歴史をたどれば、現在の山代倶楽部は、山代青年団、山代青年会など、いくつかの変化を遂げてきた。ここで、山代青年会創設の背景に注目すると、山代青年団解散とともに菖蒲湯祭における入湯式実施の担い手不足の状況に陥り、日当や弁当なども支給しながら、山代地区以外からの人集めが行われていた状況が憂慮され、有志で発足された³²⁾。加えて、同青年会創設の1975年には入湯式祈願祭が行われるようになった。入湯式の安全無事を祈願する目的、菖蒲の効能とご利益を高めることが目指され、同青年会が薬王院温泉寺へ依頼し、実現した儀式となっている。以上からは、青年組織に衰退や解散がみられるものの、菖蒲湯祭の入湯式を継承していくため再び組織が立ち上げられ、新たな儀式が加えられるなどの様々な活動がなされてきたことがわかる。

さらに、入湯式祈願祭をとり行う宗教職能者に注目すると、同祈願祭の開始と同時に修験者が担い手の一員として加わるようになった。入湯式の概要でも述べたように、修験者は若者の厄払いとして菖蒲俵を擦りまわし、

その菖蒲を湯に投げ込んだといわれ、また江戸時代には山代温泉へ湯治に来訪する大名や武士等権力者の行列を修験者が守護した、とも伝承されており³³⁾、古くからの関わりが考えられる。さらに、入湯式において、青年らが担ぐ菖蒲神輿を中心とした行列の先頭に位置し、祈祷をしながら共に町中を巡業するようになったことから、青年組織と宗教者職能者が相互に関わりながら、地域の伝統文化を今日に至るまで継承してきたということがいえる。

(2) 儀式のあり方について

今回の調査では、入湯式を実施するうえで、青年組織に年齢制限があること、団結式への参加が必要であることに加え、神輿の製作や儀式の全てに女性の参加が禁じられていること、また、縁起が悪いとして刃物を使用してはいけないなど、様々な規律や禁忌が設けられていることがわかった。そのため、山代倶楽部は神輿の製作に刃物を一切使用せず、全てが手作業で行われており、古くからのしきたりが守られている。しかし、道路が舗装整備されたことにより、菖蒲俵の縄を切るため、刃物を使用せざるを得なくなるなど、変化しなければならぬ部分も出てきたが、刃物を用いる所を決して見せまいとする工夫が施され、徹底されている。

一方で、入湯式における女性参加の禁止は、破られることなく厳守されてきた。その背景には、修験道の女人禁制の影響が考えられる。鈴木正崇は、山が登拝や修行の場として厳格になると、様々な禁忌が設定されるようになったといい、その一つに女人禁制があると述べている。また、1872(明治5)年には政府が解除を命じた後、慣習は次第に解かれたが、現在でも、一部の山や神事、芸能、仏教儀礼、相撲などにおいて、女人禁制を維持する地域がみられるという。しかし、男女平等や女性の社会進出などの側面からも女人禁制の撤廃が求められ、次第に緩和されてきたと指摘される³⁴⁾。このような流れがある

ものの、菖蒲湯祭の入湯式では、現在でも女人禁制が破られることはない。

以上のことを踏まえると、変化せざるを得なかった部分、時代や社会的な流れに同調することなく、現在でも規律や禁忌などのしきたりが厳守され、儀式形態の保持が図られてきた部分が混在している状況がわかる。変化せざるを得なかった部分として刃物の使用を取り挙げたが、決してその場面を他者に見られてはいけないという担い手の意識からも、伝統を重んじる儀式的あり方がみえてきた。

(3) 菖蒲にまつわる信仰の様相

入湯式などの儀式が行われる背景には、山代地域において、菖蒲の香りに対する呪術的信仰が根強くあることが考えられる。その理由は、式次第の詳細を調査してきた結果、香りを広げるための動作が複数回にわたり行われていたからである。その内容は、菖蒲神輿を左右に数回倒し菖蒲を散らばせ、古総湯の浴槽に菖蒲俵を投げ入れるとともに、湯を叩くことで香りを浸透させ、木板の上に菖蒲をのせ、バチで叩くことが挙げられる。魔や厄を除ける辟邪の効果が特に重んじているからこそ、このような形式が採られているのであろう。また、古総湯の浴槽に菖蒲を入れた後、担ぎ手もその湯に入り浴していた。菖蒲の薬効によって傷や疲れを癒すとともに、その充満する香りによって無病息災が祈願されることから、入湯式は菖蒲のもつ両側面が十分に生かされた儀式でもあることがいえる。

入湯式で用いられた菖蒲はご利益があるとされ、見物客はこれらを拾い集めたり、青年らから受け取るなどして家に持ち帰り、風呂の湯に入れたり、枕の下に敷くなどして活用する。また、筆者が町中を観察した限りでは、各旅館や多くの家庭において4日から5日にかけて菖蒲が門や屋根に飾られていること、さらに、町中にある生花店でも4日に菖蒲を購入する客が複数みられたことから、菖蒲湯祭が地域の人々の信仰に支えられているとみることができるだろう。

(4) 「菖蒲湯祭」にみられる特徴

加賀温泉郷の山中温泉、片山津温泉、粟津温泉の菖蒲湯まつりにおいても、起源は未詳であるものの、過去には神輿巡業が行われ、その後に湯の中へ浴していた地域がある。『山中町史』には大正時代の菖蒲湯まつりの様子が記されており、6月5日に赤鉢巻をした若者が神輿の屋台を作ったもので町中を練り歩いた後、湯の中に浴している³⁵⁾。片山津温泉では、菖蒲を短く切って俵につめたものを十数個作り、丸太を組んだ台に乗せ、青年が担ぎながら総湯のまわりを三周した後、浴槽に投げ入れ、浴したことが挙げられている³⁶⁾。粟津温泉においては6月4日の夜に若者が菖蒲神輿を担いで町中を練り歩いていた³⁷⁾。

これらが途絶えた時期や背景についても明確な記述はみられないが、現在では一切の実施がなくなり、同まつりの内容は簡略化され、守護寺社での祈願と総湯の湯に菖蒲を浮かべることが主な内容となった。また、担い手は以前のような青年ではなく、住職や神主、旅館関係者、町民の代表者であり、同まつりにおいて青年らが組織される活動も現在みられない。つまり、加賀温泉郷の他温泉地では、神輿巡業や入湯の消失、担い手の変化、内容の簡略化がいえる。さらに、山代温泉の菖蒲湯祭のみで宗教職能者が寺社での祈願だけでなく、神輿巡業へ参加していることから、宗教職能者の祭に対する参与の仕方も他温泉地とは異なっていることがわかる。これらの差異が浮き彫りになり、菖蒲湯祭の特徴を示すことができた。

なお、今後の課題としては、儀式的背景にみられる信仰の側面において、温泉の湯にもたらされる霊力との関連性を考察していく必要がある。「はじめに」でも述べた神崎宣武は、熱湯にある種の霊力を認め、それをもって罪穢れを祓うという習慣を指摘しており、湯祓いに分類される静岡県熱海温泉の「献湯祭」や兵庫県有馬温泉の「入浴式」、群馬県川

原湯温泉の「湯かけまつり」を取り挙げている³⁸⁾。菖蒲湯祭の入湯式も菖蒲による辟邪が主な目的であることから、これらの祭との関連が検討できる。山代地域において湯に霊力が宿るという信仰の側面があるとなれば、菖蒲湯祭は菖蒲と湯にまつわる呪術的な相乗効果が期待されているのではないかと考えるからである。

注・参考文献

- 1) 池田好子 (2002) : 「日本の伝統的薬湯と香り」『Aromatopia』11号5巻、フレグランスジャーナル社、52-55頁、村上恵子・西川向一 (1999) : 「『季節のお風呂』の効用について--12ヶ月の薬湯暦の選出、薬湯の実証から生活提案まで」『クリーンエネルギー』8号12巻、日本工業出版、46-49頁などの研究がある。
- 2) 大森恵子 (1986) : 「因幡薬師と山陰地方の薬師信仰」五来重 (編) 『薬師信仰』(民衆宗教史叢書第12巻)、雄山閣出版、436-437頁。
- 3) 現在の日本における菖蒲湯の実施を朝日新聞、毎日新聞、読売新聞の新聞記事データベースを用いて調べると、対象者は子供から高齢者まで幅広く、方法は菖蒲を束ねる、蓬と合わせ入れる、刻んで入れるなどがある。また地域別では、近畿地方、四国地方、関東地方などの報告があり、とりわけ西日本で多くの事例がみられた。
- 4) 加賀温泉郷の「菖蒲湯まつり」の他には、兵庫県の城崎温泉における「しょうぶ湯まつり」がある。5月3日から5日に7つの外湯において菖蒲湯に入湯することができる。城崎温泉観光協会ホームページ「城崎温泉お祭り全集～日本の原風景が詰まるまち」に「しょうぶ湯まつり」の記載がある。<http://www.kinosaki-spa.gr.jp/kinosaki-omatsuri/#page=3> (2019年8月10日最終閲覧)。
- 5) 加賀市に位置する山中温泉、片山津温泉、山代温泉と小松市に位置する粟津温泉が総称して呼ばれる。
- 6) 一般社団法人加賀市観光交流機構が運営する「KAGA旅・まちネット」のホームページにおいて、加賀温泉郷全体のものは「菖蒲湯まつり」と表記されている。

<http://www.tabimati.net/event/detail.php?p=68> (2019年8月10日最終閲覧)。山代温泉の「菖蒲湯祭」は、運営組織の「山代温泉菖蒲湯祭実行委員会」の資料によった。

- 7) 山中温泉の長谷部神社では神主による祈願祭、片山津温泉では愛染寺で肩を菖蒲でたく「菖蒲たたき」がお祓いとして行われる。粟津温泉では養老山大王寺にて、住職による祈願祭が実施されている。これらは各観光協会への筆者聞き取りによる。
- 8) 神崎宣武 (1988) : 「温泉信仰と祭り」(神崎宣武・山本鉦太郎監修) 『温泉大百科』I、ぎょうせい、142-145頁。
- 9) 横井教章 (2002) : 「草津温泉と湯善神—草津温泉感謝祭に関する宗教人類学的一考察」『曹洞宗研究員 研究紀要』第32号、曹洞宗宗務庁、65-77頁。
- 10) 岩間絹世 (2017) : 「城崎温泉における観光まちづくりの展開—リーダー集団の人間関係に着目して—」『E-journal GEO』12号1巻、日本地理学会、59-73頁。
- 11) 加賀市史編纂委員会 (編) (1979) : 『加賀市史通史』下巻、加賀市、加賀市教育委員会事務局文化課 (編) (2013) : 『かが風土記』加賀市、やましろ街事典編集委員会 (編) (1996) : 『やましろ街事典』山代温泉観光協会などの郷土資料に記載がある。
- 12) 永井泰蔵 (1973) : 「山代温泉菖蒲湯祭」『温泉』第41巻第8号、日本温泉協会、26-27頁。
- 13) 神谷泉 (編) (2001) : 「祭りが温泉町に賑わいと人の輪を呼び起こす」『月間ホテル旅館』第38巻第6号巻449号、柴田書店、84-86頁。
- 14) 聞き取り調査は、青年組織「山代倶楽部」の祭礼委員長および「山代青年会」元会長、薬王院温泉寺の住職を中心に行った。
- 15) 加賀市史編纂委員会 (編) (1978) : 『加賀市史通史』上巻、加賀市、862-866頁、やましろ街事典編集委員会 (編) (1996) : 『やましろ街事典』山代温泉観光協会、59頁。
- 16) 安島博幸 (1989) : 「江戸から昭和初期の加賀温泉郷における湯治に関する研究」『学術講演梗概集』日本建築学会、149頁。
- 17) 加賀市史編纂委員会 (編) (1979) : 『加賀市史通史』下巻、加賀市、265頁。
- 18) 前掲17) 252頁。
- 19) 石川理夫 (2006) : 「石川県山中温泉『総湯』

の成立過程と〈総有〉の歴史的考察」『温泉地域研究』日本温泉地域学会、第6号、5-7頁参照。

- 20) 前掲17) 252頁。
- 21) 井上晶子・内田彩(2014)：「加賀温泉郷における温泉地の再生—再生方法とその意義—」日本温泉地域学会『温泉地域研究』第22号 5-6頁。
- 22) 前掲15) 861頁、111頁。
- 23) 加賀市史編纂委員会(編)(1978)：『加賀市史通史』上巻、加賀市、298-299頁。
- 24) やましろ街事典編集委員会(編)：『やましろ街事典』山代温泉観光協会、60頁。
- 25) 石川県江沼郡役所(編)(1925)：『石川県江沼郡誌』石川県江沼郡、443頁。
- 26) 前掲24) 65頁。
- 27) 鈴木正崇(1985)：「救済儀礼」(小野・下出・楢山・鈴木・藺田・奈良・尾藤・藤井・宮家・宮田編)『日本宗教辞典』弘文堂、471頁。
- 28) 宮家準(編)(1986)：『修験道辞典』東京堂出版、139頁。
- 29) 川良雄(編)(1958)：『やましろ』山代公民館、351頁。
- 30) 柴灯護摩の前作法や式次第については、筆者による現地調査での観察および住職への聞き取りに加え、宮家準(編)(2015)：『修験道小事典』法藏館、210-211頁を参照。
- 31) 前掲24) 21頁。男生水(おとこしょうず)とは山代17区にある水掛地藏尊が置かれ、湧水がでる名所のことを指す。この男生水の前に交差点が位置している。
- 32) 前掲24) 119-120頁。
- 33) 前掲24) 59頁。
- 34) 鈴木正崇(2015)：『山岳信仰』中央公論新社、25-27頁。
- 35) 若林喜三郎(編)(1959)：『山中町史』山中町史刊行会、509-510頁。
- 36) 長岡博男(1954)：『郷土の年中行事』北鉄交通社、41頁。
- 37) 粟津温泉観光協会(2000)：『温泉草子』12月10日刊行号、73頁。
- 38) 神崎宣武(1988)：「温泉信仰と祭り」(神崎宣武・山本鉦太郎監修)『温泉大百科』I、ぎょうせい、144-145頁。

宗長の日記・紀行から見る室町時代の潮湯と温泉の考察

A Study on Sea Bathing and Hot Spring from Socho's Travel Diary and Travel Writings in Muromachi Period

進藤 和子*
Kazuko SHINDO

キーワード：潮湯 (sea bathing) ・温泉 (hot spring) ・連歌師 (renga poet) ・
旅日記 (travel diary) ・紀行文 (travel writing) ・湯治 (hot spring cure)

1 はじめに

先に筆者は2019年5月に静岡県梅ヶ島温泉で開催された日本温泉地域学会第33回研究発表大会で「潮湯(海水温浴)―興津にもあったその歴史と現在―」を発表した。その際、資料を調べ進むうちに、室町時代に駿河国(現静岡県)の興津に潮湯があったことが分かった。その潮湯に関して書き残していたのは室町時代の連歌師の宗長である。宗長が書いた日記、紀行には潮湯に関する記述があるだけでなく、温泉に関する記述も見える。加えて宗長関連の連歌師もその紀行文や日記に潮湯や温泉湯治に関する記述を残している。

室町時代の連歌師は、旅の途中で連歌興行だけでなく、都の文化を取り入れたい地方の大名と都の権力者をつなぐ役目なども持っていたようである。

このような旅を世過ぎとする連歌師の日記、紀行には上流階層が、温泉、潮湯、薬湯などの湯風呂の入浴を、傷病治療・疲労回復などに効果ある方法として、機会があれば行っていた事が記載されていることにも注目した。

2 研究の方法と目的

(1) 研究の方法と目的

考察にあたって、宗長の『東路の津登』¹⁾『宗長手記』²⁾『宗長日記』³⁾を主な参考史料とし、例文を挙げる際には「宗長手記」「宗

長日記」は岩波文庫『宗長日記』⁴⁾を使用した。さらに関連資料を読み進めて、宗長の見聞きした入浴文化について考証していく。

これらの史料に見られる室町時代の潮湯、温泉、薬湯など旅の途中で風呂に入った記述から、宗長だけでなく、宗長と関連ある戦国大名、その被官など上流階級の潮湯入浴、温泉湯治、薬湯に関することにもふれる。

なお「潮湯」の表記については、「潮湯」「塩湯」「しほゆ」など史料によって表記が異なることがあるが、ここではどれも、海水を温めて入浴することの同義語とし、例に挙げる際は史料文の表記に従った。この表記に関しては上田卓爾(2016)の『辞典類による『海水浴』の古称と用例について』⁵⁾に詳しい。筆者が考察を行う際は、「潮湯」の文字を使用している。

(2) 潮湯「湯治」について

宗長の日記・紀行では、「塩湯の湯治」「しほゆ湯治」と表記されている。このように、潮湯とよくつなげて使用される「湯治」という言葉は、石川(2017)が「湯治という言葉が最初から温泉と関わっていたわけではないことが示唆されよう」⁶⁾と指摘している。このように湯治という言葉は、温泉が前提となって、その後に潮湯で療養することにも使われるようになったとは、一概に言えないと思われる。

また、潮湯だけでなく、薬湯にも使われてお

*編集者・ライター (editor & writer)

り、『宗長日記』に「聚情軒に沈酔ながら桑風呂に湯治して、翌日出京」⁷⁾とある。ここでは、七日一廻りではなく、一日の桑風呂入浴も「湯治」との表記を用いている。

また、曾我(2010)は、平安・鎌倉時代において、「『湯治』は自宅などで患部に湯をかけて洗浄したり治療したりするものまでを含む広い概念であった」⁸⁾と指摘している。その資料例として寸白(すばく。リユーマチー筆者注)の治療を次のようにあげている。「用いたのは薏苡(よくい・ハトムギ)湯であり、これに塩を交ぜて煮た蓮葉を加えた」⁹⁾とある。ここでの「塩」は海水ではなく、藻塩を交ぜたと推測したい。

これらから、潮湯での「湯治」という言葉は、「入浴せずに患部に掛けるのみ」、「潮湯で七日一廻りの療養入浴する」、「単に入浴することを示す」の三方法に対して使われていたと思われる。

また、潮湯湯治に関する考察として、茨木(1960)は「塩湯小考」¹⁰⁾の中で、潮湯を(一)治療を主とするもの、(二)湯治的なものにとに区別し、湯治的なものに関しては、「休養のため—換言すれば娯楽的要素を多分にふくむ」としている。

以上、潮湯にかかわる「湯治」という言葉に関しては、上記の史料例や先行研究を踏まえて考察を行いたい。

3 宗長の日記・紀行に見える潮湯

(1) 宗長の潮湯(塩湯)入浴に関して

『宗長手記』における潮湯の記述の初出は1524(大永4)年である。

「神無月末つかた、興津にて、塩湯の湯治の次いでに、此城(興津氏の横山城—筆者注)の庭の山水を発句にと、所望ありしに」¹¹⁾と記している。

ここに見える「塩湯(潮湯)」とは、現在の静岡県清水区谷津にあった興津氏の横山城で行われた潮湯の事である。興津氏は鎌倉時代からの興津郷の領主で、今川氏の被官であっ



写真1 興津川河口から興津城があった方向を望む
(注) 撮影筆者。2019年5月26日。

た。当時の城主は興津藤兵衛尉正信か、その嗣子彦九郎宗鉄(親久)であったかは定かではない。

城の場所は国道52号線(旧甲州往還)を興津川に沿って3キロほど遡った、興津川が取り巻く小高い山城であった。潮湯はその山麓にあった館で行われていたと思われる。

海岸から離れた横山城へ、海水を運ぶ事に関しては、平安時代の史料『小右記』に、都の貴族の館に海から海水を運んでいたという記録¹²⁾が見えることから、当時も海水を運搬していたと思われる。これに関しては、興津氏は今川氏からこの辺り一帯の海運の権利を得ており、海での廻船業を商っていたため、川の水運を利用して海水を運ぶことは容易だったと推測できる。

次に『宗長手記』に見られる潮湯は、1527(大永7)年である。

「興津左衛門の館、しほ風呂興行。一七日湯治。此次熱海湯治。随躰これよりひがし辺の古知人を尋みばやのあらまし。(中略)館ちかき寺不捨院旅宿。名のき、おもしろく覚えて。瓦礫、

老の、ち すて捨ずともいひがたみ しばし名にのみめぐる宿かな」¹³⁾とある。

この一文からは、興津左衛門が潮湯を開催し、不捨院という寺に宿泊しながら、宗長は七日一廻りの潮湯湯治をしたことがわかる。

興津左衛門という人物が、前掲の横山城主

とどのような続き柄であったかは、わかっていない。このことから興津左衛門の館が前掲の横山城と同じなのかも不明である。加えて不捨院という寺の場所も不明である。また、興津左衛門の館のことについて、「永正六年(1509)十九日に、沖津の館にたちよりはべり。亭主左衛門の宿所このごろ新造して」¹⁴⁾とある。これからは、横山城の麓の館を新造したのか、別の場所なのかはわからず、ここに書かれた「しほゆ湯治」をおこなった場所を、横山城とは特定できない。

さらに、潮湯が行われていた館がどこにあったかを推測する手がかりとして、「興津藤兵衛尉正信宿所にいたり(中略)

なみの音 夕やみ更(ふけ)て岩づたふ 磯まのみちをてらすいさり火」¹⁵⁾がある。

長田(1975)は、「藤兵衛正信は城とは別に海に近い館を持っていたようでもある。浪音を聞くに横山城では少々無理のようである」¹⁶⁾と、海から城までは離れていることを指摘している。

この考察から見ても、横山城とは別の海辺近くに、居館があれば、海水を運ぶのに容易で、潮湯を行いやすいと考えたい。海の近くの館の場所としては、興津氏が横山城に居城を移した延文年間(1356～1361)以前に、館があったとされる沢端川上流の谷間を候補として挙げたい。ここは、古くから通称として「古御館(ふるみやかた)」(現静岡市清水区興津本町の宗徳院付近)と呼ばれている場所である¹⁷⁾。横山城に居城を移した後も、居館としてこの辺りにも、館があったと推測できる。潮湯の開催は、横山城の館と海に近い館の2ヶ所で行われていたのではないだろうか。

次に、公家が興津で潮湯に浴していたと思われる一文をあげる。

「中御門殿御在國。折ふし興津しほゆ湯治。旅宿へ文遊はしそへて、

寒き夜は むかふうちにも埋火の をきつ の事そ 思ひやらるゝ」¹⁸⁾とある。権大納言

で歌人の中御門宣秀(妹は今川氏親の妻)が、宗長へ宛てたもので、心づかいと共に、宣秀も潮湯の宿へ行ったことがうかがえる文と言えよう。

『宗長手記』には、潮湯に関して1524(大永4)年と1527(大永7)年の記述が見られた。これによって、開催の場所の手がかりや、湯治日数、公家の入浴などを知ることが出来る。ただし、日に何度入浴したのか、湯殿の様子、宿舎に関してなど詳細についてはうかがい知れない。

(2) 湯治の日数について

歴史的に温泉療法も薬湯も七日を一廻りの単位としてきた。宗長も「一七日の湯治」すなわち七日間の潮湯湯治を行っていたことが、先の『宗長手記』に見える。その際に、湯治のときに行われることもある、入浴の前後の日に真水の湯に入ることを、行ったかについては、書かれていない。

(3) 「しほ風呂興行」の「興行」という表記

宗長は、潮湯を行うことを「興行」と書いているが、筆者は他の潮湯の史料に「興行」と書かれている例を知らない。「興行」は通例として「何かを催すこと」を示すが、「連歌や俳諧などの会を催すこと」¹⁹⁾の意味もあるので、宗長は連歌興行と同様に何かを開催することの表記として、使用したのかとも思える。ここでは、潮湯をたてて入浴の便宜を計ったという意味と解釈する。

4 宗長の日記・紀行に見える温泉、薬湯

宗長の日記、紀行などには潮湯以外の入浴に関する記述も多い。これらから、当時の入浴のありようを考察する。

(1) 『宗長手記』『宗長日記』に見える熱海
(イ) 『宗長手記』1504(永正元)年10月には、「大将修理大夫氏親(今川)、同十月四日、鎌倉まで帰陣。一兩日逗留。豆州熱海湯治一七日、葦山二・三日、陣勞休られ帰国ありしなり」²⁰⁾とある。これは、今川氏親が武蔵野の合戦(9月に今川氏が扇谷・山内両上杉氏の



遺吟熱海 滌病温泉

写真2 宗長追善の掛け軸。「熱海」「温泉」という文字が賛に見える
(注) 建長寺蔵 (現在鎌倉国宝館博物館に収蔵)。

内紛に際し出陣)へ行き、その帰途の様子を、宗長が聞いて書きとめた一文である。そこには熱海で一廻り七日の湯治を行い、休息してから帰国した事が記されている。

(ロ)『宗長手記』1527(大永7)年10月には、「此次熱海湯治随躰これよりひがし辺の古知人をも尋見ばやのあらまし…」¹³⁾とあり、興津での一七日の潮湯湯治の後に、熱海へも湯治に行き、さらに東国の知人を訪ねる予定がある事が書かれている。

(ハ)『宗長日記』1529(享禄2)年には、「去年の春、熱海湯治。まかり下りしとき、何事も用捨分別あるべきよし、紀伊守芳言ありしに、ありがたくて、

さもあらばあれと思へど目に耳に聞きてを見てを余る口ぞよ」²¹⁾とある。

宗長は主君氏親が亡くなった時に、すぐに戻らなかったことに関して讒言を受けていた。それを気に病んでいた中で、熱海の湯治の際に優しい言葉をかけてもらったことへの

感謝の記述である。宗長は、身体だけでなく、心も癒すために熱海で湯治していたのかもしれない。この紀伊守についてはどのような人物かは不明である。

(ニ)『宗長日記』1530(享禄3)年12月1日には、「十二月一日、あたみの湯治。餉沢より山ごえ。雪降りおもしろささむさに

いかばかりさゆらん日にて名もしるきあたみの湯しもとくる雪かな」²²⁾とある。

84歳の身で、雪の中を山越えしてまで熱海へ湯治に向いていることが書かれている。

(イ)～(ニ)を見ていくと、熱海の温泉がこの時代において保養の温泉として名高かったことがわかる。宗長は記録に残しているほかにも、多数回行っていたと推測したい。

(ホ) 宗長の熱海への思いが語り継がれていた事を裏付ける史料が、鎌倉の建長寺に残されている。それは、昭和50年代に建長寺で発見された掛け軸の長肖像画(写真2)である。これは、宗長没後157年の、1689(元禄2)年3月6日の、宗長忌供養に奉納された追慕像と推定されている。肖像画には、建長寺の八十八世住持であった龍室徳湛による賛が書かれている。その賛には「遺吟熱海 滌病温泉」という文字が見える。

岩橋(1983)は、この賛の内容について「宗長、宗祇、柴屋軒、酬恩庵(薪里)、大応国師、一休宗純と列挙して、宗長の事蹟を軽くなぞったところであろうか」²³⁾と述べているが、賛に記された熱海と温泉に関しては触れてはいない。

これに関して、鶴崎裕雄(1999)による読み下しでは、「吟を熱海に遺し、病を(病、長くこじれた病―筆者注)を温泉に滌ぐ」²⁴⁾としており、宗長が熱海に湯治に行っていたこと、温泉で病の療養していたことがわかる。歿後157年経って作成された掛け軸の、賛からは、宗長の熱海と温泉療養に寄せた思いが、こうして長く語り継がれていたという事実が伝わってくるようである。

(2) その他の温泉、薬湯

温泉で熱海温泉以外に宗長が記しているのは有馬温泉と草津温泉である。薬湯については桑風呂と五木一草風呂²⁵⁾について記している。

(イ) 草津温泉については、1509(永正6)年に白河の関を目指した紀行『東路の津登』に見える。この旅は宇都宮まで行き、そこで行く手に合戦が起こっていると聞き、大雨でもあったので、様子を見ているが「草津湯治おそく成(なり)ぬべし」²⁶⁾と白河へは行かないことにしたと書いている。また新田の庄(現群馬県)で「草津湯治のまかなひなどに六七日になりぬ」²⁷⁾と草津湯治の手配の事を気にかけている。

さらに「草津二日路計隔て。大胡上総介館有。一宿して連歌あり」²⁷⁾とある。草津のすぐ近くまで来たが連歌興行があって、草津へは思うようには進めない事を、紀行の文面から見て取れる。草津へは、1502(文亀元)年に師匠の宗祇との最後の旅で訪れた地²⁸⁾でもある。この時、宗祇は宗長と一時別れ、伊香保で湯治をした。しかしここでは、草津に関しては「九月十二日」に到着して、「二十一日」に帰途についている事が記されているのみである。草津での滞在が10日間という事からその間に、一廻り七日の湯治を行ったのだろうが、天候にその他のせいでは出発がずれたのか、それとも日数にこだわらずに温泉を愉しんだのかは推測の域を越えない。

(ロ) 有馬温泉については、『宗長手記』1523(大永3)年の連歌の詞書きに「有馬の湯治の次でに、兎屋寺(現兵庫県伊丹市一筆者注)にて」²⁹⁾とあることから有馬へ行ったことがわかる。年越しをした薪酬恩庵³⁰⁾での俳諧で「つこの湯のやまももを枕にて 高野ひじりのやどをかふこゑ」³¹⁾と有馬温泉の湯女のことを詠んでいる。

これらは京へ上っていたときの記録である。ここに記されただけでなく、上洛した際には有馬温泉へ行っていた事が推測でき

る。

(ハ) 薬湯については、『宗長手記』1525(大永五)年には、「伏見津田聚情軒一宿。桑風呂、腰痛養生。やがて平臥」³²⁾とある。

そののち、8月15日から10月23日に出京するまでの間に、伏見の聚情軒にての薬草風呂の入浴に関する記述が3回見える。記述をあげると、「沈酔ながら桑風呂に湯治して」³³⁾、「桑風呂、五木一草湯治」³⁴⁾、「桑風呂一七日あまり、時々刻々起居のねん比さ」³⁵⁾というものである。これらから、温泉も潮湯もない土地で薬湯をたてる「聚情軒」という宿があり、ここを定宿として都と行きをしながら薬湯に入り養生していたと推測できる。

6 湯治効果を望んだ症状

一般に加齢による足腰痛などに悩まされることが多くなるのは周知のことである。宗長もこの症状に悩まされていた。

「折節 痢病散々式 結句脚気さへ発(おこり)あひ、車にをされたる犬のごとく、はいあるきの躰…」³⁶⁾とある。これは、下痢と脚気で這い歩く状態を記した一文である。宗長は、この症状を軽減するために、潮湯湯治と熱海湯治を行っている。

ほかにも、「鈴鹿山 ふりすてぬ身の悲きは 老かがまれる こしをかかれて」³⁷⁾、「帰るさに落馬して半身いたみ、右の手かなはずして」³⁸⁾など、道中での腰への負担やケガについての記述がある。これらからも潮湯や温泉で症状を和らげていたことが推測できる。

7 まとめ

宗長の主な参考史料に加えて、初老の時期に書かれた『宗祇終馬記』、『宇津山記』を含めると、草津5回、有馬3回、熱海3回、潮湯2回、桑風呂4回、五木一草風呂1回の記述があった。とりわけ、晩年の老いの身をいたわりながら旅するうえでは、潮湯、温泉、薬湯が欠かすことのできない、身体養生の方法であったことを伝えている。

茨木が述べている「娯楽的要素を多分に含む」¹⁰⁾という点を、思わせる記述も随所に見えた。また、温泉・海水を汲み寄せて湯治を行うことに関して「鎌倉期に入って汲み寄せるものが海水から温泉へと変化した」³⁹⁾と北村(2009)が変化を指摘しているように、「此次熱海湯治」と、宗長も潮湯より温泉湯治への思いのほうだが、より大きいと思われる記述も見られたことも注目したい。

この時代には、宗牧や紹巴などの連歌師も潮湯と温泉に関して書きとめている。

これらの史料も含めて考証範囲を広げ、室町時代の潮湯・温泉・薬湯・湯風呂について、さらなる調査研究を行って行きたい。

注・参考文献

- 1) 塙保己一編纂「東路の津登」：『群書類従・第十八輯』巻第三百三十九(1932)(統群書類従完成会)、770-782頁。
- 2) 塙保己一編纂「宗長手記」：『群書類従・第十八輯』巻第三百二十六(1932)(統群書類従完成会)、256-327頁。
- 3) 塙保己一編纂・補太田藤四郎「宗長日記」：『統群書類従・第十八輯下』巻第五百二十三(1924)(統群書類従完成会)、1252-1266頁。
- 4) 島津忠夫 校注(1975)：『宗長日記』(岩波書店)。
- 5) 上田卓爾(2016)：「鹽(潮)湯、鹽(潮)湯治、しほゆあみの系譜について」『大阪観光大学紀要』第16号、1-16頁。
- 6) 石川理夫(2017)：「『湯治』という用語の登場と温泉との関わりについての考察」『温泉地域研究』第29号、25頁。
- 7) 前掲4)、92頁。
- 8) 曾我良成(2010)：「平安・鎌倉時代の「湯治」と温泉旅行」『名古屋学院大学論集 言語・文化篇』第21巻 第2号、57-68頁。
- 9) 前掲8)、66頁。
- 10) 茨木一成(1960)：「塩湯少考」—平安時代における—、『史泉』18号、30-33頁。
- 11) 前掲4)、51頁。
- 12) 『小右記』(現存982~1032)『大日本古記録・小右記七』(岩波書店)164頁。
- 13) 前掲4)、137頁。
- 14) 前掲1)、770頁。
- 15) 前掲4)、48頁。
- 16) 長田敏夫(1975)：「横山城と興津氏」『許奴美』112-113頁。
- 17) 清水郷土史研究会、佐野会長談。
- 18) 前掲4)、138頁。
- 19) 大辞泉による。
- 20) 前掲4)、10頁。
- 21) 前掲4)、154頁。
- 22) 前掲4)、159頁。
- 23) 岩橋春樹(1983)：「近年出現した宗長像について」『鎌倉43』、1-9頁。
- 24) 鶴崎裕雄(1999)：「連歌師宗長の肖像」『國文学』78号、201頁。
- 25) 五木一草風呂とは、通常は五木八草と言われ、槐(えんじゅ)、桃、桑、柳、杉、琵琶など様々な木と、よもぎ・菖蒲・オオバコ・ハコベなど様々な木草を入れた薬湯のこと。桑風呂はこのうち桑の葉だけを入れ、簡易にした薬湯。
- 26) 前掲1)、774頁。
- 27) 前掲1)、776頁。
- 28) 塙保己一編纂「宗祇終焉記」：『群書類従・第二十九輯』雑部巻、第五百二十一(1932)(統群書類従完成会)、444頁。
- 29) 前掲4)、30頁。
- 30) 山城にある宗長の師である一休入寂の寺。
- 31) 前掲4)、31頁。
- 32) 前掲4)、89頁。
- 33) 前掲4)、92頁。
- 34) 前掲4)、94頁。
- 35) 前掲4)、95頁。
- 36) 前掲4)、137頁。
- 37) 前掲4)、42頁。
- 38) 前掲4)、51頁。
- 39) 北村彰裕(2009)：「中世における温泉の召し寄せについて」『鎌倉遺文研究』二十三号、63-79頁。

温泉裁判例研究

土地取引と温泉権の帰趨

Land Transaction and Attribution of Hot Spring Right

土井 智雄*
Tomoo DOI

キーワード：温泉権 (hot spring right) ・温泉採取権 (right to make use of hot spring water) ・
公示 (public notice) ・用益物権 (usufruct)

判決日・出典：大分地方裁判所平成21年4月28日・LLI/DB 判例秘書06450628

対象事件名：大分地裁平成20年(ワ)第460号、温泉採取権確認請求事件

裁判結果：認容

【事件の概要】 温泉が湧出する土地を譲渡するにあたり、掘削工事代金を土地譲受人が支払うことを条件に温泉権を譲渡する旨の合意がなされたとして、土地譲受人の温泉権取得を認めた事例

1 事実

Bは、C工業に掘削工事を発注して、自らの所有地(本件土地)に温泉(本件温泉)を湧出させた。その後、Bは、X財団法人の初代理事に就任し、本件土地をX財団法人に寄付した。X財団法人は、Bから本件土地を譲り受けた後、理事会において掘削工事代金135万円を承認し、C工業に立替払いをしていた第三者に支払った。

本件土地の隣接土地には、Bが所有し、本件温泉から引湯している旅館F荘が存在していたが、本件土地が寄付された当時、旅館F荘は休業状態にあり、BやDの別荘として使用されていた。その後、Bの妻であるD、Dの子であるYらが、旅館F荘及び隣接土地を順次相続により取得した。なお、本件温泉の温泉台帳上の採取権者は、Bの死後、BからYらへと変更されている。

以上の事実関係において、X財団法人は、Yらに対し、本件温泉の採取権が自らにあることの確認を求め、Yらはこれを争った。Yらの主張の骨子は、①本件温泉はBが旅館F

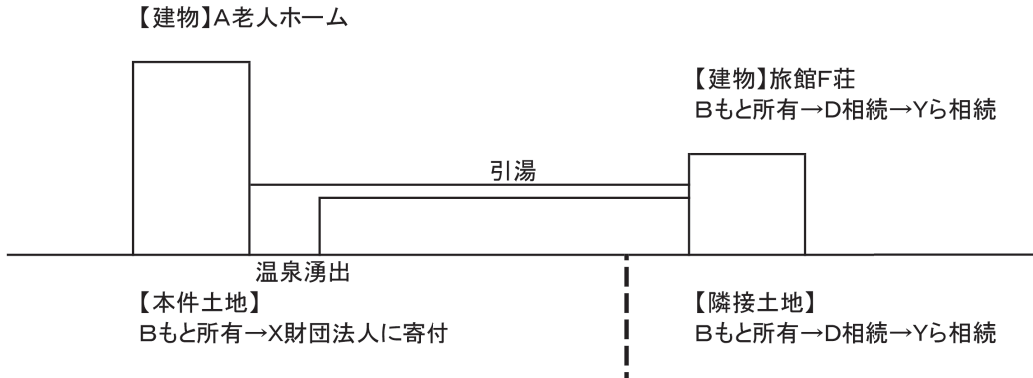
荘のために掘削したものである、②X財団法人が出捐を承認した工事代金は温泉権譲渡の対価でなく、温泉利用に対する権利金的なものにすぎない、③X財団法人はYらに対し旅館F荘の土地建物の賃借料として月20万円を支払っていたが、実際にはX財団法人は旅館F荘の土地建物をほとんど使用していなかったため、それは主として本件温泉の利用の対価だった、④温泉採取権者変更届にBの署名押印がないことは、温泉権をX財団法人に譲渡するという合意がないことを示している、というものであった。

2 判旨

X財団法人の請求認容。裁判所は、本件温泉の掘削許可を受けたのはBであるが、X財団法人が本件土地上でA有料老人ホームを運営し、本件温泉を利用していること、X財団法人の理事会において温泉権についての支出135万円が承認され、後に支払われたこと、X財団法人の会計帳簿上も温泉権を評価135万円の固定資産として計上していること、本

*新千代田総合法律事務所弁護士 (Lawyer of Shin-Chiyoda General Law Office)

(概略図)



(時系列)

| 年代 | 事項 |
|-----------|--|
| S39頃 | D(Bの妻)がB所有の旅館F荘で営業を開始する |
| S51頃 | 旅館F荘が休業状態となり、以後、BおよびDの別荘として使用される |
| S52.12.10 | Bが許可を受けて温泉掘削工事を開始する(工事はC工業が請け負う) |
| S53.2.4 | 温泉掘削工事が終了し、温泉が湧出する(工事代金は第三者が立替え払い) |
| S53.4.1 | X財団法人が設立され、Bが初代理事長に就任する (A老人ホームの設置・運営管理を目的とする財団法人) |
| S53.6.8 | BがX財団法人に土地を寄付する (契約書等は作成されず、また、温泉権を土地と別個に取り扱う旨の合意はなかった) |
| S55.2.28 | X財団法人の理事会で掘削工事代金135万円の出捐を承認する |
| S56.9.7 | Bが死亡、その妻であるDが旅館F荘を相続する |
| H6.6.19 | Dが死亡し、その子であるYらが旅館F荘を相続する |
| H14.4.24 | 温泉台帳上の温泉採取権者が、BからYらへと変更される |

件温泉の源泉名はX財団法人とあり、X財団法人の名で温泉分析を依頼していること等から、Bが本件土地をX財団法人に寄付した際、「X財団法人とBとの間で、本件温泉権を掘さく工事代金をX財団法人が支払うことを条件に譲渡する旨の合意がされたというべきであり、かつ、工事代金支払という条件は後日履行されたといえるから、本件温泉権はX財団法人が有しているものというべきである」とした。

3 検討

(1) 温泉権の取引客体性

温泉権が、それが湧出する土地の所有権とは別個に独立して取引の客体となるのであれば、土地所有権から分離して温泉権を譲渡することもできるし、反対に、温泉権を譲渡人に留保しつつ土地だけを譲渡することもできる。

本判決は、温泉権が独立して取引の客体になりうるかという点につき明確に判断してはいない。しかし、Yらは、Bが本件土地をX

財団法人に寄付するにあたり温泉権はBに留保されていたと主張し、本判決も、このようなYらの主張を前提に、温泉権留保の合意があったか否かを判断している。したがって、本判決は、その論旨から、温泉権が独立して取引の客体となることを肯定し、もしくはこれを当然の前提として理解できる。

(2) 温泉権の帰趨に関する裁判所の判断

本事案の争点とは、本件土地とともに本件温泉権もX財団法人に譲渡されたのか、それとも本件温泉権はBに留保されていたのかという点にあるところ、本判決は、前記の理由により、本件土地が寄付された際、掘削工事代金を譲受人たるX財団法人が支払うことを条件に温泉権を譲渡する旨の合意が成立した、と判断した。

Yらの主張に対しては、前記①につき「本件温泉の掘さくについての当初の動機を示すに過ぎず、前記認定を左右するものではない」とし、②につき「135万円は、まさに本件温泉の掘さく代金に相当すること、本件温泉の位置関係や利用実態からしても、原告が保有する本件温泉に対する権利とは、まさに温泉の採取権であると考えべきである」とし、③につき「原告では、これらの金銭の支払を一貫して賃借料として処理しており、また、これが本件温泉権の利用の対価であることを認めるに足りる証拠はない」とし、④につき「前記合意を否定する方向にはたらく事情であるとはいえる。しかし…前記1に現れた事実と比較検討した場合、この事実が前記認定を左右するものではない」として、いずれも排斥した。

土地と温泉権が各々独立して取引の客体になるといっても、土地を譲渡しつつ温泉権を譲渡人に留保するのは例外的であろう。ましてや、本件では掘削工事代金をX財団法人が負担しており、それでもなお温泉権をBに留保するという合意があったと認定するのは困難と言わざるをえない。旅館F荘が休業状態にあり、BやDの別荘として使用されていた

にすぎないことを考慮しても、本判決が、結論的にYらの温泉権を否定したのはやむをえないといえよう。

(3) 取引実務との関係

渡辺洋三著『温泉権論』（御茶の水書房、2012年）131頁には、「取引の問題に限っていうと、温泉所有権と源泉地所有権とは別個な物権であるから、土地と建物の関係と同じように、源泉地所有権だけを担保としたり、あるいは譲り受けても、その法律上の効果が、直接に温泉所有権に及ぶわけでないことに注意しよう…源泉地所有権だけを取引の対象にすると、後で面倒な問題が起こることもある。それゆえ、契約にさいし、源泉地所有権だけでなく、温泉所有権についても取引の対象とするということを明記しておく方が安心である。」との記述がある。

また、武川幸嗣教授も、本判決の評釈（日本温泉協会編集「温泉」859号30～31頁）において「当初は円満に温泉利用が行われていても、本件のように当事者が死亡した後になってから紛争となることもありうるため、温泉地の意義を十分に認識した上で、それが誰に帰属するかについて、予めきちんと書面化して管理するのが望ましいといえよう。」としている。

本判決の事案において、Bが本件土地上の温泉権を有していたことは明らかであり、そのため、BがX財団法人に本件土地を寄付する時点で、土地上の温泉権の帰属を明確にしようとする意識が希薄だったのかもしれない。しかし、隣接土地及び旅館F荘を寄付の対象としなかったことから、将来、相続等によりこれらを取得した者との間で温泉権を巡る紛争となることは容易に予想しえたのであり、温泉権の帰属を明確にする契機はあったといえる。

取引実務上、温泉が湧出する土地を売買等の目的とする場合は、たとえ土地所有者に温泉権が帰属することが明らかであっても、温泉権の帰属及び移転についても契約書等に明

記しておくべきということであろう。

(4) 用益物権としての温泉権

本判決におけるYらは、本件温泉の温泉権すなわち採取権は自らにあり、X財団法人にはないと主張して争ったが、仮に、Yらが本件温泉につき用益物権としての温泉権、すなわち引湯する権利を有していると主張した場合、裁判所はこれを認めたであろうか(参考として、山形地裁昭和43年11月25日判決は、源泉地に湧出する温泉の一定量を引湯利用することを内容とする温泉利用権は、その利用の実態を外形上認識するに足りる慣行上の公示方法を具備する限り、慣習法上の用益物権と認めるべきであるとした)。

前掲『温泉権論』131頁は、「そこで温泉権の明認方法としては、要するに、第三者が現場に行き、たしかに温泉権者が温泉という『物』を現実に継続して支配(使用・収益・処分)しているという事実を、自分の目で調べ、よくたしかめればよい、ということになる。多くの場合、湯口から湧出する温泉を利用するためには各種の温泉施設を設置し、それを維持管理して温泉を支配しているから、それらの事実や権利関係が分かれば対抗要件となる」としている。

本事案において、旅館F荘による温泉の利用が具体的にどのような状況でなされていたか明らかでないが、仮に、旅館F荘が本件温泉から引湯利用している状態が物理的・客観的に明らかであったのなら、そのような状況下で本件土地の寄付を行ったBとX財団法人の間で、旅館F荘につき用益物権としての温泉権を設定したものと認める余地があったかもしれない。

仮に、用益物権としての温泉権が認められたとして、源泉地をどの範囲で利用できるかという点については、源泉地所有者との利益調整という観点から別途の考察を要する。後掲東京地裁昭和45年12月19日判決のように、「(源泉権者の為に) 必要にしてかつ土地所有者のために損害最も少なき範囲」ということ

になろうか。

4 総括

温泉が湧出する土地を売買等により譲渡するに際して温泉権の帰属や移転につき契約書等に明記しなかった場合、温泉権の帰趨に関する問題が生じるとはいうものの、具体的にどのような形で対立構造が顕在化するのか、裁判例として参考となる事例は多くはない(参考として、白浜温泉に関する東京地裁昭和45年12月19日判決は、源泉地が譲渡された時点で温泉権は土地所有者でない掘削者に帰属していたとして、土地譲受人の温泉権を認めなかった)。

本判決は、その多くはない参考事例の一つであり、温泉権の帰趨を巡る紛争の一類型を示すことはもとより、温泉権の帰属に関する当事者間の意思解釈に関しても示唆に富むものである。

シンポジウム

梅ヶ島温泉郷と静岡市の温泉振興

- コーディネーター：石川理夫（温泉評論家）
 ：手塚泰宣（観光協議会「ようこそ梅ヶ島」会長）
 ：岡山卓史（静岡市観光交流文化局観光・国際交流課長）
 ：赤池勇治（静岡県庁）

石川：本シンポジウムのテーマには、観光振興という課題と、いかに温泉資源の持続可能性を保ちながら活性化につなげていくかということも含まれています。まずは各パネリストからそれぞれのお立場からの提案・ご発言をいただきたいと思います。

静岡市の観光状況と温泉

岡山：昨日からすべて見させていただき、本当に熱のこもった、多岐に亘った研究で、感心いたしました。昨日の懇親会に市長も参加し、とても喜んでおりました。

静岡市の観光状況についてレジメを用意しました。旧静岡市、旧清水市が合併して新静岡市になったのが2003（平成15）年です。その時は概ね140万人、東日本大震災まで意外と鳴かず飛ばずだったのですが、おりしも観光庁発足が2008年10月1日です。この時に観光立国の推進を日本は高らかに宣言しました。静岡市の観光トレンドは全国的なトレンドとじつは一致していて、2011年の東日本大震災で凹みましたが、皆さんと海外からの応援もあってそれからは比較的右肩上がり、昨今では概ね180万人を推移している状況です。

静岡市の温泉に目を向けますと、全部で市内5ヶ所の市営温泉があります。静岡市は全国で面積が第5位の都市で、広大な面積を持ちつつも可住面積は概ね25%、逆に言うと四分の三が森林と言われています。そういう特色の中で温泉を見ていくと、すべて山間地に分布し、現在それぞれ指定管理者による運営です。

5つの温泉の名称、所在、開設、泉質、効

能、料金、あと入場者数の直近3年の推移を案内していますが、南アルプス赤石温泉は中心市街地から車で2時間半ほど、距離にして80キロ離れている所です。その他、口坂本温泉、清水西里温泉、通称「やませみの湯」、湯ノ島温泉、それから梅ヶ島新田温泉「黄金の湯」と全部で5つ、すべて概ね中心市街地からほぼ40～50キロ離れた所にあります。バスで揺られて1時間くらいの距離です。入込数でみていくと、5つある温泉でも当梅ヶ島新田温泉黄金の湯が一番多いという状況です。

梅ヶ島温泉郷の国民保養温泉地指定

2017年5月15日、全国温泉サミット開催時の国民保養温泉地指定式において梅ヶ島温泉郷が指定を受けました。全国で98番目、県内では二つ目の指定となっています。1948（昭和23）年に温泉法が施行され、制度的には1954（昭和29）年から国民保養温泉地の指定が始まり、時を経過して2016年に環境省が温泉活性化プロジェクトのスタートを公表し、全国で一生懸命エントリー手続をしている自治体が多くなりました。

指定されるまでの経緯、特に平成28年頃をいくつか書きました。8月16日に市職員が環境省を訪問し、翌月に梅ヶ島地区に於いて住民及び事業向け説明会を行い、更に同月4つの温泉組合で組織される「梅ヶ島温泉郷の未来を考える」という地元の受け皿組織を設立して、計画書案を作り、翌年3月現地視察していただき、当月に計画書を提出しました。

国民保養温泉地梅ヶ島温泉郷におけるこれ

までの取り組みについて、先ずは赤水の湯ライトアップにつきましては平成28年度から3年間テレビ静岡の協力も得ました。赤水の滝はコンヤ温泉と金山温泉の間、通常安倍街道という県道29号線沿いにある滝です。1707(宝永4)年に大地震で崩れて、そこから赤水がどんどん出続けたものですから名称が付いた滝です。紅葉のシーズンは非常に綺麗ですが、夜は真っ暗。そこにライトアップすることによって滝と紅葉が非常によく見える、そんなイベントを平成28年から3年間打ったところ概ね好評をいただき、2,500人くらいの方がライトアップに訪れていただきました。

そんな事業を展開しながら指定を受け、即翌月に市が補正予算を2,100万円組みまして、そこにはポスターの作成、実は赤池さんの奥様の協力を得た訳なのですが、その他パンフレットの作成、メディアの招請、さらにもこ先生に原画を起こしていただいたり、新東名の岡崎サービスエリアのキャラバンと、いろんなプロモーション事業を展開しています。指定2年以降を見ますと、国際会議誘致として「将来の課題のための日・オーストリア委員会」という会議を招集したり、地元ならではの特産品を使った山葵パスタをやったりといった状況で、日々地元の方と共に努力を続けている状況で今に至っています。石川：ありがとうございます。国民保養温泉地にエントリーするときこれほど地元の方が熱意をもって主体的に参加されていた所はなかったように感じています。その梅ヶ島温泉郷として全体の温泉振興を含めて、国民保養温泉地指定をバネに、地元としてどういうことに期待されているか、先ほど話し足りなかったこともお話しいただければと思います。

郷土愛、独立自尊の精神が高い梅ヶ島

手塚：先ほど導入部分の話で梅ヶ島特有の郷土愛があります、と申し上げたかった訳ですけど、自然環境が厳しいものですから自分た

ちで何事もやらなければならないので、自然にそうなったと思います。非常に独立自尊の精神が高い、チームワークが良い、仲の良い、そして地元を愛する気持ちが非常に強いというのが梅ヶ島の特徴ではないでしょうか。

私が宣伝に行ったとき、「梅ヶ島には日本の原風景があります」とか、勿論温泉とか滝とか観光資源は当たり前のように宣伝しますが、何よりも梅ヶ島の方たちが、本当に生活とか風土、風習とか、昨日皆さんご覧になりました「チキドンドン」は新田初馬祭というもののごく一部なのです。神楽は日本各地に残っていて、梅ヶ島にも脈々と伝わっています。騒ぐお祭りとはちょっと異にする神事としてのお祭りです。新田は古くからの村で、お稲荷様を祀っていて信仰の篤い所です。初馬祭の時は神様を一旦降ろして、昔は一晩中舞を踊って神様を祀っていました。春の恒例の祭りの中の一つがチキドンさん。伝承と言いますか、お目出度い獅子舞に近いですね。静岡市の無形文化財に指定されているくらいです。

そのくらい宗教的にも郷土愛が強い所で、山の木一本一本に至るまで精霊が宿っている、それを大事にしていく人たちです。この地域以外の観光教会や温泉組合に呼ばれますと、正直言って仲悪い所が多いですね。ところが梅ヶ島の人たちは仲良くやっているとされています。

昨日戦争体験のような暗い話をしてしまいましたが、若い方が分かる例え話をしますと、テレビで若者にも人気の恋愛ドラマを想像してください。福山雅治のようなイケメン男性がいて、IT企業の社長か外資系かエグゼクティブでお金持ち。奥様が元ファッションモデルかファッション雑誌の編集者、そんな夫婦がいる。お金持ちですから、ウォーターフロントのタワマンかの最上階に住んでいる。子供ができた。どう見ても幸せの極致のような家庭ですが、ドラマでは往々にしてその旦那はお金持ちで仕事も忙しい中キャク

ラ通いをし、愛人を作ったりする。奥さんは奥さんでそういう旦那を知っていて、スポーツジムの若いイケメンインストラクターと浮気する。子供がそうしたギスギスした関係に気付かないはずはなく、まっとうに育つ筈ありません。お金持ちですから途轍もない不良だったりします。

傍目から見ると幸せそうでも、仲が悪い訳です。かたやまったく別の家庭があって、東京郊外の私鉄沿線の木造アパート六畳一間に一家で住んでいる。お父さんは派遣社員か何か、転々としてなかなか稼げない、奥さんは家計を助けるためにパートを繰り返す。そういうところに子供が三人くらいですね。お兄ちゃんは中学入ると同時に新聞配達なんかをやる。ところがどっちが幸せか、どっちが仲が良いかとなると、お父さんお母さんが喧嘩したらすぐ生活に困りますから、そういった一家は仲が良いんです。それが解答の視座になります。

言葉を換えて企業ですと、非常に厳しい企業環境に適応するために企業間同士が結束をして、仲良く対処しなければいけない。そういう協力や連携が各企業間同士で不可欠になってきます。そういうことで梅ヶ島の人たちは結束力が強いのではないか。温泉観光業に限らず、自然環境が厳しいものですから土木、農業、林業、皆が協力しあわないと生きていけない部分があります。

石川：ありがとうございます。前号の学会誌に赤池さんが梅ヶ島温泉の歴史について初めて考察しています。歴史というのは過去の話ではなくて、手塚さんも仰ったように梅ヶ島温泉郷や地域の方々の誇りであり、自分たちの体に染みついたものでもあると思います。その辺りで梅ヶ島温泉の歴史や文化から見た特色、今後のアピール点とか発言を頂けますか。

学会と地域をつなげ、交流する

赤池：静岡県庁職員で今、静岡県立大学の事務局に出向していますので、大学から見える

ことと、今回大会準備をいろいろとした中で気付いたことも話をさせていただきます。

今回の大会では、特に学会と地元の方を繋げることを心がけて準備しました。昨春の黒川大会のイメージがすごく良かったものだから、大会に来て、終わったら帰るという方式ではなく、いろんな人々を巻き込むということをやりました。視察会でも、ただ説明するだけではなく、地元の温泉の組合長に出てきてもらって、挨拶していただく。その後市から挨拶をしてもらう形ですね。懇親会では皆さん楽しまれたチキドン、三人も来ていただいたことで、土地の文化も紹介できたのではないかと思います。今日も会場の外で皆さん利用いただきましたが、地元の方々の熱意で地元特産品の販売をしたいということでお願いしました。懇親会では地元の女将さん、御主人たちも半被を着て皆様と交流し、すごく良い話が出来たのではないかと思います。

今回の大会の感想を聞くと、梅ヶ島に関して良い印象を持っていただけたかと思えます。静けさが本当に良くて、正に保養地としてぴったりとか、お湯が素晴らしいという話がありました。梅ヶ島を知らない方がまだまだ多いと思うので、昨年オーストリアの国際会議をやり、今年は今回学会があり、初めての人にとにかく梅ヶ島に来ていただくと、良さが分かると思えました。素材はありますので、取り組みを継続していく必要を感じました。

大学に勤めている関係で、大学と地元を結びつけるといういろいろ波及効果があると思っています。それで今回県立大学で日本近代文学を専門として吉井勇研究をされている細川光洋先生に参加いただきました。今年4月から県立大学の経営情報学部観光コースを設置し、本格的な授業は来年度からになります。観光コースに入ったタイの教員の方が梅ヶ島のお茶の産業に興味を持っていて、既に調査をやられています。そういう方にフィールド

にしてもらって、学生にも来てもらい、交流人口を増やしていくことも大事と思いました。

論文を書いたことで、皆さんに読んでいただき、歴史がまとまっているねと言ってくださる方もおり、この先ここはちょっとおかしいのでは、という話も出ると思います。そこから議論ができて話題になれば、また梅ヶ島の名前が広まっていく形になると考えました。

論文作成の過程で、私も古文書というのはなかなか読めないのですが、まだあちこちに埋もれています。地元の知恵袋と言いましょか、今日午前中聴講された地元の92歳の市川重平さんという方がいらっしゃいます。本当に地域のことを知っていらして、論文を作る過程でいろんな示唆もいただきましたし、ここにこんな資料があると教えていただきました。そういうことで地元の方と一緒にになって発信していければと感じています。

石川：ありがとうございます。静岡県で温泉はほとんど伊豆半島になった訳ですが、赤池さんの研究論文ではここ梅ヶ島に地域が誇りとする浴場が「総湯」という形で出てきました。村全体で支えてきた共同浴場が戦後の昭和30年代まであった。静岡県では他は残念ながらほとんど見られなくなりつつある自然湧出泉も保っています。こうしたことを昨日自分の肌で実感いただいた方々が五感で感じ取ったこの地域の自然を含めて発信をしていければ、更に交流と来客の増加に繋がっていくのではと思います。

これまでは国民保養温泉地の指定過程に地元の方はほとんど参加しないところが大半でした。梅ヶ島は地元の方々が大勢、計画書の視察にも同行いただきました。その時も梅ヶ島学区自治連合会会長として小泉さんも参加されましたが、国民保養温泉地は以前のように指定されたらハード整備面に億単位の国から補助金が出るという時代ではなくなり、今はソフト重視です。地域の方たちが国民保養

温泉地指定をバネにして、どういう期待もお持ちになって熱心に参加されているのか、会場から小泉さん、お願いします。

国民保養温泉地で意識の高まり

小泉：昨日今日と二日間梅ヶ島を見ていただいて、本当にありがとうございました。ここを選んでくれたということは本当に梅ヶ島に取ってプラスになると嬉しく思っています。来年の国民保養温泉地の大会に向けて、受け皿をしっかりとする意味でも良かったと思います。先ほど手塚さんが「仲が良い」と話されましたが、仲は悪い訳ではないけれど、最近良くなっているのは、やはり危機感を相当持ってきていることじゃないかと思います。少子高齢化で人口が一気に減っていますので、お互い様精神に従って、一緒に何とかしなきゃということによってようになってきたかなと思えます。

梅ヶ島は避暑地で、今日のように暑い訳はないのですが、必要ないということで、この地区センターの二階もクーラーも付いていません。町に比べると風や空気そのものはさっぱりしています。とにかく梅ヶ島は避暑地で通っていますので、観光においてもそのことを売りにし、人情的なものもやはり売りにしていければと思います。国民保養温泉地に指定されたことで、一人一人の意識が高まったのは事実ですので、そういう意識の変化が指定の大きな収穫かなと思っています。

石川：今回研究発表された東海大学の斉藤雅樹先生が学生も同行され、地元静岡市の大学からの参加は交流人口拡大の拠点の一つと思うので、発言をお願いします。

斉藤：先ほど環境省が進める「新・湯治」の効果測定の発表をしました。国民保養温泉地ということもありますが、温泉に対して何となく健康イメージで来ている方は恐らく非常に多いでしょう。健康イメージの受け皿として、やはり温泉とその地域はもの凄い魅力になっていることは間違いないと思います。それが一体なぜなのかというところが、今回の

新湯治を始め、いろんな方がこれから言及されることでしょう。ですから梅ヶ島温泉が非常に良いということが今回十分伝わったと思いますので、じゃあどこがどう良いのかをこれから具体的に伝えていくのが次のステップだと思います。日本に温泉はたくさんありますから、梅ヶ島はこうだと分かりやすく表現する。どこに軸足を置くのが大事だと思っています。

その際、大学でできるものと地元の観光業者の皆さんができることと、大いに連携できれば面白い価値が生まれるのでは、と思っています。

石川：ありがとうございます。今、ただほど高いものはないですが、今回の参加者としては最年少の谷本さん、コメントいただけますか。

谷本：今回初めて梅ヶ島温泉を利用させていただきました。東海大学4年の谷本です。斉藤先生のゼミに付くまでは自分で温泉に行くことはなかったので、かなり新鮮な経験でした。温泉の良さというのが今まであまり知れていなかったもので、これからもっと若者の中で温泉の良さを広めていければ流行るのではないかと考えました。

石川：時間的にまだ大丈夫ですので、会場からほかにも質問や提案ありますでしょうか。

女性一人旅を受け容れる温泉地に

石井：温泉と美容の研究をしています温泉ビューティ研究家の石井宏子と申します。最近のトレンドとして一人旅の需要が非常に増えてきて、市場的にもこの9年間ずっと伸びている状況があります。私も一人旅の連載を書いています。今回大会参加がぎりぎりになって自分で泊まる宿を探さなければなりません。梅ヶ島温泉郷のいろんなホームページを見ると、ほとんどの宿が二人以上でしか予約が出来ないシステムになっていました。もしかしたら電話すれば、一人でもお受けしますという宿もあったかもしれませんが、ホームページにそれを記載している所が

ほとんどないのです。国民保養温泉地として力を入れて行くにあたって、この地域は一人でもゆっくり温泉で保養ができる場所にぴったりと、自分でも感じたものですから、是非その辺りをお願いしたいです。

手塚：インターネットの発達で我々も利用している旅行サイトが発達したのは約20年前で、一人旅は少なかったです。とくに女性一人では絶対に旅館に泊りませんでした。今そんなことないですが、女の一人旅に自殺行のおそれを見たのです。今はインバウンドサイトで、うちもそうですけど、一人旅応援プランをやっている所もあります。但し室数が限られていて、すぐ埋まってしまう。それにゴールデンウィークや夏休み期間中一人で一室埋められてしまうと、経営上非効率ということで、止められている旅館も多いと思います。

ただ最近、非常に女性の一人旅も多くなったことは感じています。空いていれば、どんどん普通に泊まっていただけだと思います。それをどう予約システムに反映していくかというのはこれからの問題ですね。

石井：予約システムにまで入れ込まなくても構わないと思います。一言だけ例えばホームページの予約に行くところに、プランがなくても「一人でお泊まりになる方についてはお電話で御相談下さい」と書いていただくと、印象が変わると思います。

手塚：ありがとうございます。参考になるかどうか分かりませんが、ホームページには「男のバイカー一人旅、オジサン応援プラン」というのをやっています(笑)。最近多くなったのが、安倍峠を通る中高年ライダーです。我々もこれから十分考えていかなければなりません。

石川：期待しています。国民保養温泉地は「ナショナルヘルスリゾート」です。シーズンの都合もありますが、最初からどなたかを排除せず、一人でも二人でも非日常でゆったり保養滞在できる最高の自然環境にあると思いま

す。それを活かしていただく。何より自然に湧き出ている美肌湯の恵みがありますので、特に女性の方大歓迎でやっていただければ。岡山：先ほど小泉会長から、昨今厳しい状況の中、危機感が逆に連携を高めているという話がありました。いろんな地域があって、行政サイドは基本的に公平平等で万遍なく力を注いでいかなければなりません、どうしても地元の力が一番大きな要素だという認識があります。また、そこにはキーパーソンも大事です。この国民保養温泉地指定に実は一人もの凄く尽力した者がいました。前任の笠井課長で、残念ながら他界しました。

その思いも引き継ぎ、国民保養温泉地をブランドに梅ヶ島温泉郷の皆様大きく羽ばたいていただきたいという思いを強く持っています。そんな中で東海大学の齊藤先生から話がありました絞り込みというものが必要だと考えます。静岡市域は非常に広く、山から海まで宿場も五十三次の六宿もあり、売り物ふんだんです。富士山と世界遺産の構成資産の三保の松原、あるいは県内唯一の国宝建造物の久能山東照宮、すべて市内にあります。行政としてはおしなべてたくさん売り込まなければならぬとなると、総花的になって売りが弱くなってしまいます。そこで実はいま桜エビを基軸に静岡を知ってもらい、そこから静岡に来た人にあちこち訪れてもらう、この梅ヶ島もその先の一つという認識です。

赤池：先ほど地元の方とつなげる話をしましたが、それに地元の方が応えてくれたことが一番嬉しく思いました。それからもう一つ、地元の女将さんたちは、たとえば梅ヶ島温泉の泉質は化粧水のように凄く良いことは経験的に分かっているけれど、的確に説明できない、それをどういう風に伝えるかを考え始めていると話されています。そういう意識の変化を今後生かし続けて行くと、もっともっと良い国民保養温泉地になると思います。

体験する観光を進めたい

手塚：観光というと、以前は物見遊山的に温

泉に入って、美味しい御飯食べて、名所名跡を巡って帰る、というものでしたが、ポーダレス社会になり、いろんな枠組みでいろんな方たちが交流人口として入るようになりました。温泉も一泊楽しみで入られる方から、温泉療養も、福祉と結びつくあり方もあります。温泉を離れて、椎茸狩りやヤマメの魚釣り体験をやりたいという体験旅行もあります。あるいは梅ヶ島の気候が素晴らしいから長期滞在したい、移住したいくらいだと。いま観光の質というのは変わってきております。

見る観光から体験する観光へと変わります。実際「ようこそ梅ヶ島」でもそうした活動をしてきて、市の観光交流課の他、中山間地振興課、農林総務課が今までの古い観光軸に囚われない形で外の方をお招きする挑戦をやり続けて下さいました。例えば、中山間地振興課の方では、山岳ガイドの養成を地元の人にやらせようとか、体験農業、椎茸や山葵狩り、山葵漬け作りや蕎麦打ち体験とか、農業と絡めたことを指導してくれていました。以前、農林総務課の方が梅ヶ島の人を集めて、古民家体験とか農業体験、お茶摘み体験をやらせてはどうかと話をしたら、ピンと来ない方が多かったです。我々観光業者は体験学習のことが感覚的に分かりましたが、農業や林業一筋の方は重い腰をなかなか上げられませんでした。

それから徐々に世代交代が進み、今では観光農園のように、一般客に農業体験をしてもらう所も出てきました。地味な活動で時間もかかりますが、観光から梅ヶ島全体に活動領域が段々浸透して、これから面白くなるんじゃないかなと思っています。

石川：具体的なこと、これからの方向性も提案くださり、ありがとうございます。先ほど会場で手を挙げた方がいらっしました。もしまだ質問やご意見等ありましたら。

坂本：坂本です。国民保養温泉地の指定については先ず市から地域の方に投げかけられた

ということですが、その時市では国民保養温泉地に何をメリットに感じて指定を地区に投げかけられたのかという点と、国民保養温泉地で療養相談といった指導とか体制は今後どのようなことを考えておられるのか、その二点をお伺いします。

岡山：利点は、一つは国民保養温泉地のブランド力にあったと思います。確かに数も増えましたが、色々なところでこの名称を使える、ホームページでも取りあげられます。もう一つは地元の方々との関わりとその中でやる気の醸成、掘り起こしに、このブランド力で何かモチベーションに繋がっていかねばという、大きく二つあったかと思えます。今後複数の受け皿についての体制作りで、受け皿となる“人”、地元の人たちと会話を交わしながら、体制を作っていかなければと考えています。

甘露寺：素晴らしい所です。テニスコートがある、源泉もあるし、整備されている。若い方は案外温泉を知らないの、ここに呼ぶにはどうしたら良いか考えながら歩いていました。

先ほど農業とかいろいろされているという話を伺って、実際どういう風に考えているか教えていただきたい。熱海も昔は若い人が来なかった。今は結構歩いていたり、お店もだいぶ変わりました。熱海でそれをやっておられる方がよく言うのは、イノベーションじゃなくリノベーションだと。既存のそこの地域にあるものを発展させていくという考えですね。梅ヶ島はこれからのステップ、どういう風を持って行くのでしょうか。

手塚：一例ですが、私たちの時代には洋食というとフレンチだったのが、今の若い方はイタリアンが当たり前ですよ。一部頑張ってもらっしやる若い経営者が、山葵パスタを売りにして結構若い方たちに人気です。味付けにトマトソースやオリーブオイルと。そういう若い経営者の方々は山葵パスタを手始めにジビエ料理とかに果敢に挑戦されて、どこかに

負けないくらいのオーベルジュみたいに来るじゃないかなと期待をしています。

身延・山梨との峠道と桃源郷イメージ

甘露寺：ありがとうございます。それと山梨県の方に行く道が自動車ですーッと行けない、入れないようになっていますね。その辺は何かお考えになっているのでしょうか。

手塚：アクセスの問題は、我々観光業者に限らず梅ヶ島住民の悲願で、そこにトンネルを作ろうという夢が何十年前からあります。先ずは身延町との交流事業を足がかりにしようと、身延町を梅祭りに呼んだり、向こうに呼ばれたり、一時期峠を境に自転車レースをしたこともありました。あるいは真似ですけど、国盗り合戦という県境を境に綱引きをやり、話題作りをした時もありました。そんなことを脈々とやり、声を上げ続ける予定です。

甘露寺：梅ヶ島は山梨県も含めて糸魚川から富士川の構造線、大変大きな断層地帯がある、割れ目なんですね。全体として構造線上の温泉と言いますが、開発面でも観光面でもそういうようなものが生かされてくればと思います。ありがとうございます。

石川：シンポジウムは格別大きくまとめることはしませんが、手塚さんや岡山さんのお話等で示唆的な話が出ました。今峠の話が出て、イタリアアルプスを峠道で越えるボルミオという温泉では、峠を目指して自転車の練習が盛んです。逆にアクセスの不自由さを生かした体験型の滞在拠点になり得ます。その間に山葵沢の探検やマウンテンバイクなどさわやかに汗を流すいろんな体験ができるかと思えます。地元は気候療法的なアイデアをはじめすでにお持ちです。また、ここはハードではなくブランドとしての国民保養温泉地を自覚されています。インバウンド時代にこれほどのナショナルブランドはあり得ない訳ですね。特に欧米型の観光客インバウンドは体験型ですから、地元の方たちが地元愛や自然資源を生かして、いかに地域の活力を持たせ

ていくか、皆様の今後の発展を期待したいと思います。

能津：東海大学の能津と申します。先ほど学生さんが「温泉の経験がなかった」と言っていました。私どものやるべきことは温泉を知らない人に温泉を伝えていくということで、それが巡り巡って梅ヶ島温泉郷を本当に理解できる客が来る切っ掛けになるかと思えます。

石川：ありがとうございました。すでに交流の柱に赤池さんがいますので、今後大袈裟ではなく座談会形式でも梅ヶ島の硫黄泉の魅力のポイント、「美肌湯」というキャッチコピーを吟味して、どう受けとめてもらえるかなど、側面からのお手伝いも地域学会ができればと思っています。

細川：最後になりましたが、静岡県立大学の細川です。今赤池さんとは同僚ということになりました。会員ではありませんけれど、初めてこちらの会出席させていただきました。

この梅ヶ島は今から80年前、1939(昭和14)年のちょうど5月の24日に吉井勇がいた場所です。この5月の時期に吉井勇が滞在して、「梅ヶ島遊草」という43首の歌を作りました。これは手塚さんのお祖父さんの依頼によって作ったもので、これも宣伝作品なんですね。梅ヶ島を何とか世の人に知ってもらおうと思って吉井勇は歌を43首も作って、その一部は今新田のところに歌碑になっておりますけれども、そういう風にやっています。

梅ヶ島にはまた、幸田文の作品『崩れ』がありますね。あと池波正太郎の『鬼平犯科帳』の舞台にもなっています。そういった文学とか文学的なコンテンツというのも、もう少し加わっても良いんじゃないかと思えます。もう一つは、金山の歴史があります。金山の歴史とは、今お話にあった身延とこのエリアをつなぐ物語なのですね。だからここは、どうしても袋小路のイメージになってしまうと、その金山の豊かなイメージがつながらなくなります。その何かを生み出してきた、そ

ういう土地なのだというイメージがすごく大事ではないかと思えます。

ここに来た時、トンネルを越えた時に桃源郷に来たようなイメージがおそらくあったのではないのでしょうか。つまり、逆にその不便さというものがプラスになっていく、イメージの逆転というものも大事ではないかと思いつながら、伺いました。

私まだ静岡に来て5年目ですけれど、ここにはもう6回くらい来ています。好きで来ておりますけど、いつもここ来ると、本当に桃源郷に来たような感じがします。恐らく、集まった皆さんもそういうイメージを持たれているんじゃないかと思えます。今回初めて参加しましたが、非常に充実した会でいろいろ勉強になりました。ありがとうございました。

石川：どうもありがとうございました。まさしく美肌湯の桃源郷ですね。これでシンポジウムを終わります。

書 評

アレックス・カー／清野由美著：『観光亡国論』

中公新書ラクレ 224頁 2019年3月
定価 820円(税別)

亡国とは、「国を滅ぼすもの」の意である。だが、観光はかつて楽しく晴れやかでワクワクし、皆を惹きつける余暇活動の代表的存在だったはずではないか。それが今や、国をも滅ぼし得る存在として扱われるまでになってしまったとは驚きである。しかし、これは誇張でも大げさな表現でもなくなりつつある。本書で指摘されるとおり、パルセロナやベネツィアなどの有名都市では、観光客の過度な増大が都市機能の様々な側面に対して非常にネガティブな影響を及ぼし始めている。パルセロナは京都市の人口規模を超える大都市にもかかわらず、である。ここ最近、「オーバーツーリズム」や「観光公害」といった言葉が、国内でもしばしばニュース等で取り上げられるようになったことにお気づきの方も多だろう。

時代の変化が速すぎて認識が追いつかない部分もあるが、実は世界はとくに「観光客を増やす」ことを目指す時代を通り越し、観光をどのようにコントロール(抑制も含む)するかを問う時代に入っている。言わば、量から質への転換である。このような状況を踏まえて、本書は、単に量的な観光拡大を目指すことの危険性を様々な視点から問う。観光を取り巻く環境の激変によって世界が直面している問題や課題を指摘するとともに、特に日本の観光を取り巻く現状を「黒船来航に匹敵する大きな事件」と称して、強い危機感を隠さない。しかし、わが国ではまだ、国が率先して観光の量的な拡大を目指し続けているようであり、今後、国内でも観光が本格的な社会問題と化す日は近いのかもしれない。

「社会的ジレンマ」という社会心理学の概念がある(Dawes, 1980)。これは個人個人が身勝手に望ましくない行動を取れば、その人が得られるメリットは増大する一方で、もし皆が揃って同じように身勝手に望ましくな

い行動を取ってしまうと、結果的に社会全体のメリットの総量が減り、ひいては個人が得られるメリットの量も減ってしまうというものである。観光は今まさに、この社会的ジレンマ状態に陥りかけているのであろう。すなわち、激増中の観光客は、各々が好きな時に好きな方法で余暇活動を満喫しようとする。そして、それに伴う経済効果に目をつけた者たちは(おそらくこれには行政も含まれる)、できるだけ多くの“おこぼれ”に与ろうと躍起になる。そうして皆が己の利潤を最大化すべく行動することによって、観光というシステム全体が世界中で機能不全を起こしつつあるのだろう。その結果、「結局、誰も得をしない」という状況が、各地で実際に現出してきている。

本書でも指摘されるとおり、観光は、まずそれを提供する側に理念や文化に対する敬意と理解なくして健全に成立し得ないのと思う。つまり、観光の振興とは、観光を提供する者(我々市民も含む)が、自らが持つ文化の価値をどう理解し、それをどのように扱い、いかにリスペクトするかという課題と表裏一体なのだ。私たち自身が、自らの文化に無理解であり、それを軽んじるならば、これからの時代の観光は、我々市民に牙を剥く可能性がある。

ところで、本書における「観光」という語は、ほぼそのまま「温泉」に置き換えが可能である気がしてならない。もとより、温泉は日本が誇る観光資源のひとつであるから当然かもしれない。しかし我々はこれまで温泉の文化や価値を十分に理解し、敬意と理念を持ってそれを扱ってきただろうか。いつの日か「温泉亡国論」なる書が公刊されることのないよう、本書を通じて観光、そして温泉と向き合う姿勢を再考してみるべきであろう。

(関谷 大輝)

温泉地情報①

北海道登別温泉の現状と入湯税の使途の課題

高橋祐次(東洋大学大学院)

1. 登別市の概要

北海道を代表する温泉地・登別温泉のある登別市は、北海道胆振(いぶり)総合振興局管内にある市で、市名はアイヌ語の「ヌブル・ベツ」に由来している。アイヌ語で「色の濃い・川」という意味で、大湯沼から酸性硫黄泉が湯川となって流れ出て、川の色が白く濁っていることによる。その登別には、登別温泉と登別カルルス温泉の2つの温泉地以外に「上登別エリア」「登別エリア」「幌別エリア」に温泉施設が点在している。その中心に位置するのが登別温泉で、現在14軒の大小の温泉旅館と温泉銭湯「夢元さざり湯」が営業、賑わいを見せている。

登別市の人口は、国勢調査(表1)によると、1985(昭和60)年をピークに減少傾向にある。2014(平成26)年発行の増田寛也編著『地方消滅』(中公新書)の巻末にある「市町村別

の将来推計人口」によれば、登別市は、2010(平成22)年の51,526人の人口が、30年後の2040年には35,853人に減少、特に人口の増減を左右する若年女性人口は、5,178人(2010年)から2,772人(2040年)になると予測する。これは、登別市だけの特別なものではなく、地方の市町村の数値であり、例外なく温泉地の行く末も案じるものである。

その中で、登別市の観光入込客数(表2)は、ここ数年、右肩上がりでも推移を示している。日帰り客数のカウントの仕方により、多少数字のブレは生じるものの、宿泊客数の伸びを考慮すると妥当な推移であると思われる。この数字は、訪日外国人旅行者が、この3年間3倍以上(+325,627人)増えていることに起因する。この分を差し引くと、国内宿泊客数は1割程度落ち込んでいることになる。これが登別だけでなく大きな観光地の現

表1 登別市の人口(1980年～2015年)の推移 (単位:西暦、人数)

| 年 | 1980 | 1985 | 1990 | 1995 | 2000 | 2005 | 2010 | 2015 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 合計 | 56,503 | 58,370 | 55,571 | 56,892 | 54,761 | 53,135 | 51,526 | 49,625 |
| 男 | 27,929 | 28,557 | 26,827 | 27,525 | 26,115 | 25,256 | 24,514 | 23,533 |
| 女 | 28,574 | 29,813 | 28,744 | 29,367 | 28,646 | 27,879 | 27,012 | 26,092 |
| 指数 | 100.0 | 103.3 | 101.7 | 100.7 | 96.9 | 94.0 | 91.2 | 87.8 |

(出典) 登別市の人口(1980年～2015年)の推移。国勢調査。

表2 登別市観光入込客数(宿泊・日帰り)の推移 (単位:人)

| | 2011年度 (平成23年) | 2012年度 (平成24年) | 2013年度 (平成25年) | 2014年度 (平成26年) | 2015年度 (平成27年) | 2016年度 (平成28年) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 入込客数 | 2,661,207 | 2,844,843 | 3,346,659 | 3,536,386 | 3,913,018 | 3,851,917 |
| 日帰り客 | 1,607,920 | 1,748,894 | 2,146,555 | 2,332,096 | 2,639,414 | 2,583,530 |
| 宿泊客実数 | 1,053,287 | 1,095,949 | 1,200,104 | 1,204,290 | 1,273,604 | 1,284,184 |
| 宿泊客延数 | 1,057,708 | 1,102,712 | 1,211,762 | 1,214,022 | 1,268,387 | 1,279,449 |
| 指数 | 100.0 | 104.3 | 114.6 | 114.8 | 119.9 | 121.0 |

(出典) 登別市の観光客入込数より筆者集計。



写真1 JR登別駅の跨線橋



写真2 春節時の改札口と跨線橋ポーターサービス



実である。

このような状況の中で、人手不足が訪日外国人旅行者の増加でさらに拍車がかかっている。アジア地区からの訪日外国人旅行者が増え、特に中国・中華圏の旧正月である「春節」に合わせた1月下旬から2月中旬がピークになっており、その弊害も発生している。

2. 登別温泉の課題

このような中で、登別温泉旅館組合と登別市による「2016(平成28)年度 入湯税懇談会」が登別観光協会(現在の登別国際観光コンベンション協会)で開催された。懇親会で、登別温泉旅館組合は、①JR登別駅のエレベーターの設置、②登別保育所の早期開所、閉所時間の延長、③倶多楽湖のトイレ及び周辺整備、④コンベンションホールの設置を要望した。特にその中で、①のJR登別駅のエレベーターの設置を重点課題とした。

JR登別駅は、エレベーターが設置されておらず、跨線橋(写真1)を渡って改札口に出る。しかし、春節時には一度に100人以上の乗降客があり、大きなスーツケースを持った訪日外国人旅行者が一度に跨線橋を渡ることになる。この状況に対処するため、登別温泉旅館組合の応援と登別市から派遣されたシルバー人材センターの方々でポーターサービスを行っている。人手不足のなか、人的サービスで対処しているのが現状である(写真2)。

このような状況の中で、入湯税の一部(増税を含めて)をエレベーター設置の経費に使用する計画が出てきている。首都圏や関西圏

では理解できない部分であるが、JR北海道の経営難を考慮すれば、受益者負担もやむを得ない。結果、登別温泉が負担することになる。

国のバリアフリー化の方針では、2020年度までに、1日当たりの平均利用者数が3,000人以上の駅について、原則として全てバリアフリー化(段差の解消)することを目指している。しかし、JR登別駅の2017(平成29)年度の乗降客数は1,504百人で、平均1日412人の計算になるので、国からの援助は期待できない状況である。

3. エレベーター設置への更なる課題

JR登別駅の施設は老朽化が進んでおり、当然ながら跨線橋は耐震構造になっていない。また、地質調査の結果、地盤が軟弱であることも報告された。当初、1億円以内での設置計画であったが、耐震補強や地盤改良、エスカレーター併設を含めると、6億～10億円規模での投資が必要になり、資金面で現在のところ保留の状態になっている。

参考資料

- ・ 登別市 統計資料
- ・ 登別市 平成30年度第5回定例記者会見 登別市HP, 2018.11.26.公開。
- ・ 高橋祐次(2019)『温泉地の入湯税に関する一考察』東洋大学大学院修士論文。
- ・ 登別国際観光コンベンション協会とのヒアリング。

温泉地情報②

長野県上田市真田地区の魅力的な温泉群

澤田陽介 (温泉ライター)

1 上田市真田地区の概要

長野県東部に位置する上田市は、長野市、松本市に次ぐ県下第3の都市として知られている。同市にはかつて、「真田（さなだ）町」と呼ばれる町が存在したが、2006年の市町村合併で町名は消滅。現在では字名として残っており、北に菅平高原、南に上田市街地が迫る非常に静かな地区である。

真田地区（旧真田町）は、NHK大河ドラマの題材にもなり、歴史好きの間で人気の高い真田家が形成した町としても知られており、各所に城址などゆかりの遺構が存在している。四方を囲む名も無き山は、真田幸村や霧隠才蔵、根津甚八らで知られる真田十勇士の面々が修行をしたと伝わるもので、どこことなく幽玄な雰囲気さえ漂わせている。

2 真田地区の温泉分布

同地区に温泉郷は形成されないが、半径5キロ圏内で3軒の温泉施設が存在している。そのすべてで源泉・泉質が異なり、温泉場としてのスタンスも、旅館、日帰り入浴施設など様々なため、見事に住み分けができています。

3 真田地区の温泉

同地区の温泉宿としては、約90年前に創業した角間温泉「岩屋館」が挙げられる。岩屋館は、泉温49度のナトリウム-塩化物-炭酸水素塩泉と、16度の含二酸化炭素-ナトリウム・カルシウム・マグネシウム-炭酸水素塩冷鉱泉の2源泉を持つ。露天・内湯浴槽には49度の源泉のみ供給し、16度の冷鉱泉は館内での飲用に用いられている。

同地区2軒目の温泉、真田温泉「ふれあい

さなだ館」は、真田温泉健康ランドと呼ばれる日帰り入浴施設である。浴槽種類は多岐に及び、泉質はクセの少ないアルカリ性単純温泉。地元の方から旅行者まで、幅広く訪れている。浴室のほかプールや食堂などもあり、まさに複合的な日帰り入浴施設と言える。

同地区3軒目の温泉は、真田家の隠し湯、霧隠才蔵ゆかりの温泉とも伝わり、温泉場として170年以上の歴史を持つ「千古（せんこ）温泉」である。当初は旅館として経営されていたが、現在は日帰り施設となっている。それでも、静かな川辺でひっそりとたたずみ、ロビーで薪ストーブが音を立てるなど、ふれあいさなだ館の賑わう雰囲気とは異なり、非常に落ち着いた雰囲気である。泉質は単純硫酸冷鉱泉で、柔らかな肌触りと弱い硫化水素臭を漂わせている。また、千古温泉の源泉には豊富なマンガンが含まれており、入浴すると手足や尻が黒色に染まる。

4 今後の課題

以上のように、宿泊であれば角間温泉、家族連れや気軽な入浴であれば真田温泉、泉質重視で落ち着いた風情を求める日帰り利用であれば千古温泉と、真田地区の温泉は各施設の特色を存分に活かしている。

同地区では、温泉や真田家遺構のみでなく、豊かな自然が魅力でもある。角間温泉の宿裏手には角間溪谷があり、散策路も完備されている。「坂上田村麻呂によって806（大同元）年に創建された」という伝承がある上田市の指定名勝「岩屋観音」をはじめ、猿飛佐助が修行したと伝わる「猿飛岩」など、見どころも複数存在している。千古温泉の近くには、かつて水力発電施設もあった千古滝が

轟きを上げている。決して勇壮な滝ではなく、優美な流れを見せるものだが、滝の付近にはテーブルなども設置されるため、森林浴がてら湯涼みをするのも良いだろう。

今後の課題としては、各施設が孤立経営になり得る点にある。温泉郷とは異なり、各施設の縦横のつながりが脆弱なため、湯客の固定化などの懸念が潜在化している。実際、湯客と話をすると、「ここしか来ない」との言をしばしば耳にする。各施設、および上田市内全域を含めた形での湯めぐりの入浴手形の発行など、情報を共有して連携を図るなどの対策が求められる。



写真1 ふれあいさなだ館(筆者撮影)

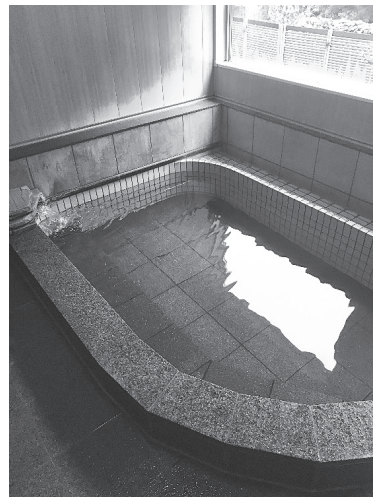


写真2 千古温泉(筆者撮影)



写真3 千古滝(筆者撮影)

草津温泉の歴史文化資産「時間湯と湯長」廃止について

日本温泉地域学会創立の地・草津温泉

日本温泉地域学会は2003(平成15)年5月、群馬県草津温泉で創立しました。主に人文社会科学分野から温泉地域を研究する目的で設立された初の学会です。以来毎年2回、研究発表大会・研究会の開催と学会誌を刊行し、自然科学や温泉医学の研究者も加わる学際的な学会となっています。2004年からは草津町後援で毎年秋に草津温泉観光士養成講座を開催し、700名を超える温泉観光士が誕生しています。2019年3月に刊行した『新版 日本温泉地域資産』にも、「湯畑と歴史的町並み」「時間湯入浴法」の2件を日本が誇る温泉地域文化資産に、「強酸性源泉と棲息藻類」を同自然資産に選定しました。当学会は温泉地に寄り添い、温泉資源や歴史文化資産を地域振興に活かすことを提言しています。その観点から草津の地蔵の湯改修を発端とした湯長と時間湯をめぐる動きを深く憂慮するものです。

高温源泉浴管理の重要性--湯長廃止と時間湯有名無実化の問題点

草津町は本年7月2日、「時間湯問題について」ちらし(以下、町ちらし)を配布し、地蔵の湯と千代の湯の2町営浴場で行ってきた時間湯の湯長制度を廃止し、時間湯の48℃の高温浴は危険なので42℃以下にする、と発表しました。湯長を伴う時間湯は1869(明治2)年の記録(石坂白亥著『白根紀行』)がありますから、150年近い経験知にもとづいています。日本の近代温泉医学を開いたベルツ博士以後、東京大学医学部物療内科を中心に医学研究による湯治効果の解明が時間湯を支えてきました。ヨーロッパ諸国では研究怠りない温泉医学と公的保険に支えられて温泉療法を継続し、日本でも環境省が「新・湯治」を提唱・推進しています。こうした中、町ちらしが示す廃止「理由」は唐突で、主にインターネット掲載の「時間湯Q&A」を根拠とし、時間湯の現状や当事者の湯長、湯治関係者との話し合いをふまえたものではありません。以下、廃止「理由」の問題点を指摘します。

1【温泉の適応症を記載することは薬事法(現・薬機法)に抵触しない】

温泉利用施設は、温泉法第18条第1項規定にもとづく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示が義務づけられ、療養泉の一般的適応症と該当泉質別適応症の掲示が認められています。療養泉の一般的適応症は幅広く、泉質別では酸性泉の浴用で「アトピー性皮膚炎、尋常性乾癬、耐糖能異常…」と適応症を列挙でき、記載すること自体に「資格」はありません。温泉旅館や施設HP・案内にはオーバーな列挙や間違い例もよく見かけますが、薬事法(現・薬機法)をもってこれを「許されない」とあげつらうことはありません。

2【湯長の業務は入浴現場の管理指導で、医療行為に当たらない】

時間湯利用者は申込み前に基本的に、草津町の布施医院など温泉療法医の診断を受けることが求められています。ヨーロッパの温泉療養施設も同様で、その上で現場では療法士らが療養客の入浴や飲泉療法をきめこまかく指導します。日本では通常の湯治では介在しませんが、高温源泉浴を伴う時間湯は現場で入浴管理を指導する人=湯長を必要としてきました。その指導は医療行為にあらず(医師法違反ではなく)、これまでそうした指摘も問題もありません。これは体育やスポーツ現場の指導者が競技者の体調を確認し、熱中症や脳しんとう等の疑いがあれば競技をやめさせるなどの監督業務と同じで、診察(問診)とはまったく別物です。

3【「時間湯＝高温泉浴(48℃)」ではない】

町ちらしは、「時間湯＝高温泉浴(48℃)」と断定した上で、草津本来の高温源泉の恵みと多様性を捨象し、「48℃」という泉温を標的に高温入浴の危険性一般を湯長廃止の「理由」としています。しかし実際は、湯長の采配による新鮮な源泉の「湯もみ」によって、最高48℃から38℃まで湯治者の状況に合わせた適切な湯温に整えています。

4【高温源泉浴のリスク管理にこそ湯長は欠かせない】

町ちらしは、元群馬大学草津分院長の話をもとに高温浴の危険一般を強調し、「時間湯を42℃前後以下にする」としています。しかし一般家庭の42℃前後の風呂で交通事故並みに入浴事故が起きている事実や、草津でも旅館入浴中の事故が多かった一方で、湯長が管理する時間湯では事故が起きていない事実を無視しています。最高温48℃は時間湯の入浴泉温の一つに過ぎません。また、温泉浴が多幸感につながるβエンドルフィンを促すことはよく知られ、温泉浴の魅力の要因でもあります。それゆえ長く高温浴しないようにリスク管理するために編み出されたのが、湯長の指導で「3分」と時間を限って入浴する時間湯でした。しかも日本でもようやく環境省指定の国民保養温泉地を筆頭に温泉地に「入浴方法の指導ができる人材の配置」が求められるようになっており、時代と逆行しています。

新鮮な源泉が迎えて湯治ニーズにも応えられる温泉地こそ観光客が集う

高温源泉浴の効果についても、白倉卓夫群馬大学名誉教授の「草津温泉の医学」(1997、2008年、白倉卓夫編著『草津温泉』)ほか興味深い内容がすでに発表されています。時間湯の作用については未解明な部分もありますし、これからも湯治ニーズや医学研究によって変化はあると考えます。それでも湯長の管理により、最高温の48℃に限らず多様な泉温で水増ししない新鮮な源泉を提供できている大切さを軽視してはならないでしょう。

時間湯は、湯長が湯治者と一緒に湯もみする過程で湯治者の体力・体調をも確認し、高温から中温に至る1℃刻みの泉温を提供できるという、無形文化遺産的な湯守の技を守り育ててきました。強酸性のみならず豊富な有効ミネラル成分を有する草津の特色ある新鮮な高温源泉をもとに、刺激や溶存成分をまろやかにして湯治者に合った泉温にする湯もみ、「湯かぶり」、時間を限った反復交互入浴、それらを指導する湯長の存在。どれひとつ欠けても歴史文化資産たる時間湯とは言えません。これでは熱乃湯の湯もみも廃止です。湯長＝入浴指導管理者を生み出してまとめられた伝統的湯治法こそ草津の時間湯です。

町ちらし後も、時間湯湯治中のアトピー患者をはじめ湯治客の声を聞かずに事が進んでいます。北海道豊富温泉が町を挙げて「アトピー患者の温泉療養の聖地」として受け容れる姿とは真逆で、湯治客排除につながりかねません。観光人気があって観光客さえ来れば良いと考えているとしたら、大きな誤りです。湯治客が集うことは、温泉地に新鮮な特色ある源泉、本物の温泉が提供されていることの証(あかし)。湯治効果も知られるからこそ観光客も深い信頼と期待を寄せて訪れるのです。また、この間の町の措置には個人攻撃的な面が目につきますが、本来平和で安らぎ、すべての人を受け容れる懐深い温泉地の本質とは相容れません。このままでは草津人気も砂上の楼閣になるのではと危惧します。

最後に、日本温泉地域学会は、湯長制度を含む伝統的時間湯の存続を切に望むものです。

学会記事

●春季に研究発表大会・総会を開催、秋季に研究会を開催します

先の第33回梅ヶ島温泉研究発表大会の理事会及び総会で、今後は春季については従来どおり自由論題主体の研究発表大会と理事会・総会を開催して、研究発表大会は年1回とし、秋季については新しく「研究会」を開催することを確認しました。春季・秋季とも現地視察会を開催することに変わりはありません。

秋季研究会では、今日的課題や研究課題に応じたメインテーマを設定して各発表者から発表・報告を受けます。質疑応答や自由な討論の時間をより保証し、テーマにかかわる問題意識や研究課題、今後の方向性に向けての共有をはかっていきたいと考えています。

春季・秋季の開催スケジュール・プログラムも従来とは変更し、第一日目(日曜)午後からを中心に組み替えます。春季では第一日目(日曜)午後からを理事会・総会・研究発表大会の開催に当て、秋季では研究会や講演の開催に当てます。これによって第一日目(日曜)のみの日帰り参加をより可能にします。そして第二日目(月曜)午前中に現地視察会を開催します。

●日本温泉地域学会第一回秋季研究会

2019年11月17日(日)・18日(月)の両日、日本温泉地域学会第一回秋季研究会を長野県松本市の浅間温泉にて開催します。

浅間温泉は、隣接して『日本書紀』に「東間温湯(つかまのゆ)」と記された湯ノ原温泉＝白糸鉱泉(現美ヶ原温泉)もあり、古代から豊かな温泉地域です。国宝松本城で知られる松本藩主が浅間温泉に浅間御殿を設け、村民共有の「融通湯」と呼ばれる共同湯も数多くありました。今でも湯仲間が管理運営する共同浴場の数は長野県でも有数です。高温泉で、泉質はアルカリ性単純温泉です。松本市街地にあるため交通アクセスも良く、温泉保養とともに観光滞在拠点になっています。

このたびの秋季第一回研究会では、メインテーマを「温泉入浴の場における入れ墨・タトゥーを考える」とします。近年、インバウンドや国際交流拡大からタトゥーを施した海外訪問客も増えており、来年夏に2020年東京オリンピック開催を控え、あらためて温泉浴場での入れ墨・タトゥーへの対応が問われています。その歴史的背景や経過、現在の温泉入浴施設での受け入れ状況や行政(国・自治体)の対応まで、幅広い発表・報告とそれをふまえた活発な意見交換を期待しています。今回は研究会の初開催となりますので、いろいろ試行錯誤があるかと思いますが、奮って参加ください。

日本温泉地域学会第一回秋季研究会スケジュール

開催温泉地：長野県松本市浅間温泉 〒390-0303 松本市浅間温泉3丁目

開催日：2019年11月17日(日)・18日(月)

研究会会場：公立共済宿「みやま荘」松本市浅間温泉3-28-6 TEL0263-46-1547

FAX0263-46-7442

宿泊施設：みやま荘

懇親会場：みやま荘

集合・受付：11月17日(日)12時から みやま荘

- 参加費 : 一般会員・賛助会員2,000円、学生会員1,000円、会員外2,000円
- 懇親会費 : 5,000円(学生3,000円)。学会指定宿泊施設を利用する場合、懇親会費は宿泊費に含まれています
- 宿泊費 : 学会指定宿を利用する場合、懇親会費・朝食込みの1部屋3名利用基本で一人当たり料金12,000円(消費税+入湯税込)です。なお、一人一室希望の場合は追加料金3,000円(同。7室限定、先着順)、二人一室は2,000円(各自:消費税+入湯税込)です。
- 参加申込 : 参加者は10月25日(金)(必着)までに学会事務局振替口座宛に郵便振替で、参加内訳を具体的に明記して払い込んでください。
- 交通案内 : 主な交通アクセスは、東京(新宿)方面からは特急あずさ9号新宿10時00分発、松本12時36分着。名古屋方面からはワイドビュー信濃7号名古屋10時00分発、松本12時04分着。九州方面からの空路では、福岡空港10時20分発、松本空港11時45分着。空港リムジンバス11時55分発で松本BT(松本駅隣)12時25分着。松本駅前からは浅間温泉行き市内バス20分、浅間温泉バス停車

研究会に参加される会員は、以下の参加形態によって郵便振替で学会事務局振替口座宛に相当金額を10月25日(金)必着で前納ください。払い込みによって学会参加申し込みとします。締切を過ぎると学会指定宿の受付は終了です。また、本年度年会費(賛助会員3万円、一般会員4,000円、学生会員2,000円)未納の場合は同時に振り込んでください。

その際、振替用紙の記載欄に振込額の内訳(宿泊費・参加費・懇親会費、1名1室または2名1室の場合はその旨を、また年会費振込の場合は年度の内訳)を必ず記入ください。内訳が示されていないと、学会事務局が大変苦労しますので協力ください。

学会指定宿泊+研究会参加 : $12,000 + 2,000 = 14,000$ 円(学生 : 13,000円)

懇親会参加+研究会参加 : $5,000 + 2,000 = 7,000$ 円(学生 : 4,000円)

研究会参加のみ : 2,000円(学生 : 1,000円)

郵便振替口座番号 : 00190-6-462149

加入者名 : 日本温泉地域学会

日程

11月17日(日) 研究会、懇親会(みやま荘)

12:30 みやま荘集合、受付開始

13:30 研究会と講演

17:20 終了予定

18:30 懇親会(みやま荘)

11月18日(月) 浅間温泉現地視察会

8:50 浅間温泉についてのレクチャー

9:10 視察会出発

12:00 昼前までに視察会終了、現地解散

第一回研究会プログラム

発表者や発表内容には現時点では予定も含まれ、プログラムは今後一部変更があり得ることをご了承ください。

11月17日(日)

研究会 メインテーマ「温泉入浴の場における入れ墨・タトゥーを考える」

発表者の発表時間：幅を持たせて15～30分(質疑応答時間を含む)を予定

座長：浜田真之(国際温泉研究院)

13:30～14:00 小野友道(熊本機能病院顧問)：「いれずみへの眼差し」

14:00～14:20 高橋祐次(東洋大学大学院)：「若者の温泉入浴におけるタトゥー・入れ墨の意識調査について」

14:20～14:45 関谷大輝(東京成徳大学)：「温泉入浴現場のフィールドワークから」

14:45～14:55 休憩

座長：布山裕一(流通経済大学)

14:55～15:20 前田 聡(流通経済大学)：「憲法から入れ墨と入浴問題を考える」

15:20～15:40 予定(観光庁)：「入れ墨(タトゥー)がある外国人旅行者の入浴に際し留意すべきポイントと対応事例」

15:40～16:00 中村賢一郎(別府市役所観光戦略部温泉課)：「別府市内の温泉入浴施設における入れ墨(タトゥー)対応と受け入れ施設マップ」

16:00～16:20 鈴木義二(箱根湯本温泉「天山湯治郷」)：「入れ墨も受け入れてきた温泉入浴施設現場から」

16:20～16:30 休憩

講演(公開) 質疑応答ほか自由討議時間含む

16:30～17:30 松本翔・堀米直治(長野県観光機構)：「温泉地をReデザインする」

- 上記の第1回秋季研究会の発表者は、研究会発表要旨集ワード原稿(各見開き頁：タイトル・発表者氏名・肩書、掲載図表を含めて40字詰×75行以内)を10月15日(火)までに編集委員会(編集担当メールアドレス mi-ishikawa@ac.auone-net.jp)宛にメール添付で送付してください。
- 2020(令和2)年春季の第34回日本温泉地域学会研究発表大会・総会の開催日程と開催地が決まりました。2020年5月31日(日)・6月1日(月)の2日間、群馬県四万温泉にて開催します。詳細は次号で案内しますが、第一日目の5月31日(日曜)午後1時過ぎから理事会、総会、終了後研究発表大会開催の予定です。夜は懇親会、第二日目午前中に現地視察会を行います。
- この2020年春季の第34回研究発表大会で自由論題の研究発表を希望される会員は、1月10日(金)までに事務局宛に簡単な発表要旨をつけて申し込んでください。同時に、研究発表予定者は大会要旨集作成のため、発表要旨ワード原稿(各見開き頁：タイトル・発表者氏名・肩書、掲載図表を含めて40字詰×75行以内)を4月15日(水)までに編集委員会宛に送付してください。

- 日本温泉地域学会第33回研究発表大会は2019(令和元)年5月26日(日)・27日(月)の両日、静岡市梅ヶ島温泉郷にて開催されました。参加者は86名(非会員含む)という、かみのやま温泉大会にも増してこれまで最大の人数となりました。現地との度重なる訪問と打ち合わせ、途中から大型バスの手配に切り替えるなど赤池勇治大会運営委員長ならびに京子夫人の並々ならぬご尽力のおかげでした。懇親会には静岡市長も参加され、地元伝統神事「チキドン」の披露にはおひねりが飛び交うなど、地元心づくしの料理でもてなしと合わせて歓迎してくださいました梅ヶ島温泉郷の皆様には感謝と御礼申し上げます。

- **誤植のお詫びと訂正**

前号の学会誌『温泉地域研究』第32号と、この2月に刊行した『新版 日本温泉地域資産』にそれぞれお名前前の誤植がありました。

『温泉地域研究』第32号では、表紙の表題と本文41頁の講演「上山市のクアオルト事業と上山市の歴史」の講演者・富士重人氏のお名前が「富士正人」と間違っていました。あらためてお詫び申し上げます。

『新版 日本温泉地域資産』では、奥付の執筆者欄の京都大学名誉教授・由佐悠紀氏のお名前が「由佐悠起」と間違っていました。あらためてお詫び申し上げます。在庫の『新版 日本温泉地域資産』については奥付の誤植の一字を正しい字に貼り直すか、お詫びと訂正文を同封するように努めています。今後編集・校正作業にはさらに注意して努めていきます。

- 次号の学会誌『温泉地域研究』第34号(2020年3月25日刊行予定)への論文・研究ノート・温泉裁判例研究・書評・資料・温泉地情報などの原稿を募集します。必ず**投稿規程と執筆要領(学会ホームページに掲載)**に従い、直接編集委員会(編集担当メールアドレス mi-ishikawa@ac.auone-net.jp)宛に、原稿送付状とともに本文ワード原稿ならびに掲載図表・画像等は別途添付(本文ではレイアウト指定のみが基本)にて送付してください。

投稿規定や学会誌のフォーマットに適さないかたちで作成された図版(図表・写真)を本文ワード原稿に貼り付けた状態の原稿のみ送付されると、修正が困難で編集作業も大変です。そうした貼り付け原稿はあくまで仕上がりイメージを示すもので、それとは別に本体のワード原稿に図版の掲載位置とスペース(段組×行数)を赤字指定してください。

原稿は常時受付けていますので、常に早めの投稿・送付をお願いします。各号の原稿送付締切日についても、編集作業の負担を減らすためこれまでより早めに前倒しました。次号**第34号への原稿送付締切は12月27日(金)まで**です。論文と研究ノートは、査読を受けてパスしたものから順次掲載します。会員の積極的な投稿を期待します。

- 学会事務局では、創刊第1号から前号第32号までの学会誌『温泉地域研究』バックナンバーをすべて取りそろえています。バックナンバーを希望される会員は事務局までメール(mikenaga@niu.ac.jp)にて申込みください。**頒価は一冊1,500円(送料別)**です。

- この3月に刊行した『新版 日本温泉地域資産』を全会員に配布しました。『信濃毎日新聞』では書評に取り上げてくれました。頒価1,000円で販売していますが、一般読者にも人気が、多くの注文が寄せられています。20冊単位での割引販売委託も行いますので、学会事務局まで連絡ください。

- 住所を変更された会員は住所変更届を必ず学会事務局へファクスまたはメールにて送ってください。郵便局には住所変更届を出しても、学会誌は宅配業者のメール便にて発送していますので、毎号「移転先不明」で複数戻りがあり、再発送に手間どっています。
- 学会ホームページでは、学会ニュース、大会案内、温泉観光士養成講座開催案内などをたえず最新のものに更新しています。会員はふだんから閲覧するようにお願いします。また、学会ホームページのリニューアルも検討中です。
- 本学会記事の前頁に日本温泉地域学会としての意見表明「草津温泉の歴史文化資産『時間湯と湯長』廃止について」を掲載しました。この意見表明文は、草津温泉での5月下旬以降の事態を受けて本年7月27日の常務理事会で議論し、その決定と温泉医学分野ならびに法律分野の会員の意見もふまえて作成し、8月6日に学会ホームページにて公開、併せて草津町をはじめ環境省、群馬県温泉協会、日本温泉協会など関係機関宛に送付したものです。

草津温泉では湯長2名がその任務を解かれ、時間湯を行ってきた共同浴場の泉温も42℃以下に下げられています。これは「高温浴を止めれば湯長が不要になる」という「理由」によるもので、従来から一般的には言われてきた「高温浴の危険性」が急に喧伝されています。しかし意見表明にもあるとおり、時間湯は湯もみによって湯治者に合った幅広い泉温での入浴を提供できています。すでに150年の伝統と湯治の経験知の積み重ねの上に、高温源泉浴療法の効果の期待と同時にリスクマネジメントするために、現場入浴指導者としての湯長が湯もみと厳格な入浴時間管理(1回3分と限定)などによって入浴事故もなく湯治実績をあげてきたのが伝統的な時間湯湯治法です。

それが有名無実のものとなりつつあり、日本の温泉資源の優れた特色である自然湧出の新鮮な高温源泉自体を否定しかねません。そのことでアトピー性皮膚炎などに悩む多くの湯治者の湯治・温泉療法の機会を、新たな医学的検証と知見を集めての協議や合意なく奪うことにならないか憂慮されます。

日本温泉地域学会は日本の貴重な歴史的文化的資産の保全と適切な利活用、湯治文化を守り育てるために、今後とも事態の推移を注視していきます。

Journal of Studies on Spa Regions

No.33
2019.9

contents

Articles

- Transition of File & Book Name and Competent Department about Gunma
Prefecture Administrative Documents of Hot Springs and Spas
..... Kazuhiro TANOUE (1)
- Present Situation, the History and Characteristics of Communal Baths
in Shizuoka Prefecture Michio ISHIKAWA, Yuji AKAIKE (13)
- Quantitative Analysis of Expectation for Hot Spring Area by Using Best-Worst
Scaling: A Case Study on Hotel Guests of Tamatsukuri-onsen Hot Springs
..... Rieko KOYASU, Katsuhiko AKAZAWA (25)
- Research on Calamus Baths Festival in Kaga Yamashiro Hot Spring
around Bath Ceremony Erika HAKUTA (37)

Research Notes

- A Study on Sea Bathing and Hot Spring from Socho's Travel Diary and Travel
Writings in Muromachi Period Kazuko SHINDO (49)

Case Study

- Land Transaction and Attribution of Hot Spring Right Tomoo DOI (55)

Symposium

- Hot Spring Promotion in Umegashima Onsen Area and Shizuoka City (59)

Book Review

- Alex Kerr & Yumi Kiyono [Overtourism Invites the Ruin of the Nation]
..... Daiki SEKIYA (67)

News on Spa

- Present Situation and the Issue of Use of Bathing Tax at Noboribetsu Onsen
..... Yuji TAKAHASHI (68)
- Attractive Hot Springs at Sanada Area of Ueda City in Nagano Prefecture
..... Yosuke SAWADA (70)

- Expression of Opinion (72)
- Notes and News (74)